

白川町地域防災計画

(一般対策計画)

令和8年3月

白川町防災会議

白川町地域防災計画 一般対策計画 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性質	1
第3項 計画の構成	2
第4項 想定する災害	2
第5項 地域防災計画の作成又は修正	3
第6項 計画の用語	3
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1項 基本方針	5
第2項 実施責任	5
第3項 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4項 住民等の基本的責務	10
第3節 本町の特質と災害要因	11
第1項 白川町の特徴	11
第2項 災害要因	11
第3項 複合災害対策	11
第2章 災害予防	13
第1節 総則	13
第1項 防災協働社会の形成推進	13
第2項 防災業務施設・設備等の整備	16
第3項 災害に強いまちづくり	19
第2節 防災思想・防災知識の普及	20
第3節 防災訓練	24
第4節 自主防災組織の育成と強化	28
第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	32
第6節 広域的な応援体制の整備	35
第7節 緊急輸送網の整備	37
第8節 防災通信設備等の整備	39
第9節 火災予防対策	42
第10節 水害予防対策	45
第11節 雪害予防対策	48
第12節 渇水等予防対策	51
第13節 観光施設等予防対策	53

第14節	孤立地域防止対策	54
第15節	避難対策	55
第16節	必需物資の確保対策	63
第17節	要配慮者・避難行動要支援者対策	66
第18節	応急住宅対策	73
第19節	医療救護体制の整備	74
第20節	防疫対策	76
第21節	砂防対策	77
第22節	農地防災対策	80
第23節	治山対策	81
第24節	土地災害対策	82
第25節	都市災害対策	83
第26節	建築物災害予防対策	84
第27節	防災営農対策	86
第28節	ライフライン施設対策	87
第29節	文教対策	90
第1項	文教対策	90
第2項	文化財保護対策	93
第30節	行政機関の業務継続体制の整備	94
第31節	民間事業者等の防災の促進	95
第32節	防災対策に関する調査研究	98
第33節	事故災害対策	100
第34節	放射性物質災害対策	102
第35節	危険物等保安対策	103
第36節	林野火災対策	108
第37節	大規模な火事災害対策	112
第38節	大規模停電対策	118
第3章	災害応急対策	120
第1節	活動体制	120
第1項	活動体制	120
第2項	災害対策本部の組織	127
第2節	災害対策要員の確保	132
第3節	ボランティア活動	138
第4節	自衛隊災害派遣要請	141
第5節	災害応援要請	145
第6節	交通応急対策	150
第1項	道路交通対策	150
第2項	輸送手段の確保	153

第7節	通信の確保	156
第8節	警報・注意報・情報等の受理伝達	160
第9節	災害情報等の収集・伝達	168
第10節	災害広報	181
第11節	消防・救急・救助活動	184
第12節	水防活動	193
第13節	雪害対策	197
第14節	県防災ヘリコプターの活用	200
第15節	孤立地域対策	201
第16節	災害救助法の適用	202
第17節	避難対策	203
第18節	食料供給活動	211
第19節	給水活動	216
第20節	生活必需品供給活動	218
第21節	要配慮者・避難行動要支援者対策	222
第22節	帰宅困難者対策	224
第23節	応急住宅対策	225
第24節	医療・救護活動	229
第25節	救助活動	232
第26節	遺体の捜索・取扱い・埋葬	233
第27節	防疫・食品衛生活動	235
	第1項 防疫活動	235
	第2項 食品衛生活動	237
第28節	保健活動・精神保健	238
第29節	環境衛生・廃棄物処理	241
第30節	家庭動物等の救援	244
第31節	災害義援金品の募集配分	245
第32節	産業応急対策	248
第33節	公共施設の応急対策	251
第34節	ライフライン施設の応急対策	253
第35節	文教災害対策	256
	第1項 文教対策	256
	第2項 文化財、その他の文教関係の対策	260
第36節	災害警備活動	261
第37節	事故災害対策	262
第38節	放射性物質災害対策	266
第39節	危険物等災害対策	269
第40節	林野火災対策	272
第41節	大規模な火事災害対策	276

第42節 大規模停電対策	278
第4章 災害復旧	279
第1節 復旧・復興体制の整備	279
第2節 公共施設等災害復旧事業	281
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	282
第4節 被災者の生活確保	284
第5節 被災中小企業の振興	287
第6節 農林業関係者への融資	288

第1章 総則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

白川町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、白川町防災会議が町の地域にかかる関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に抑え、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 白川町地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成するものとし、「岐阜県地域防災計画」及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岐阜県水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「岐阜県強靱化計画」との調和を保ちつつ、「白川町国土強靱化地域計画」を指針とする。

このため、町は、国土強靱化に関する部分については、白川町国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ① 町民の生命の保護が最大限図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- 3 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途定めることを予定している。
- 4 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 5 「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各関係機関は、毎年関係の

ある事項について白川町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を白川町防災会議に提出する。

- 6 この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組を推進する。



第3項 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、白川町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

第4項 想定する災害

「一般対策計画」の作成にあたっては、白川町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識することとする。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 豪雪による災害
- (4) 航空機事故による災害
- (5) 鉄道事故による災害
- (6) 道路事故による災害
- (7) 原子力事故による災害
- (8) 危険物の爆発等による災害
- (9) 可燃性ガスの拡散
- (10) 有毒性ガスの拡散
- (11) 林野火災による災害

- (12) 大規模な火災による災害
- (13) その他の特殊災害

参考資料 1 白川町の地勢と災害の概要 1-4 過去の災害発生状況

第5項 地域防災計画の作成又は修正

白川町防災会議は、地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。また、計画を作成又は修正する場合は、岐阜県地域防災計画を参考とする。

第6項 計画の用語

「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「町本部」とは、白川町災害対策本部をいう。
- (2) 「県本部」とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 「県支部」とは、岐阜県災害対策本部の支部をいう。
- (4) 「町計画」とは、白川町地域防災計画をいう。
- (5) 「県計画」とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 「町本部長」とは、白川町災害対策本部長をいう。
- (7) 「県本部長」とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 「県支部長」とは、岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (9) 「災対法」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (10) 「自然災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
- (11) 「事故災害」とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (12) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人その他特に配慮を要する者をいい、「避難行動要支援者」とは、「要配慮者」の中でも特に災害時の避難等に支援を要する者をいう。

なお、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読みかえる。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	白川町（総務課）
町本部長	白川町長
町本部〇〇部〇〇班	白川町〇〇課〇〇係
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	白川町総務課
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県現地災害対策本部	岐阜県（防災課）
県支部	可茂県事務所（振興防災課）
県支部長	可茂県事務所長
県支部〇〇班	可茂県事務所管内の県出先機関等

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 基本方針

災害対策の実施にあたっては、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

<白川町職員危機管理5原則>

一 完璧より拙速を尊べ

スピード重視。

人の生死に関する対処をしていることを忘れるな。

二 個別より全体を見ろ

職員は、地域防災のリーダー且つ、コーディネーターである。

全員が一つのボールを追いかけるな。

三 職責を知り、己を知れ

ひとりで全ての対応はできない。

自らの防災意識を問い、職場の中の自分の役割を把握せよ。

そうしてはじめて防災のコーディネートができる。

四 指示を待つな。自ら考え、動け

職員に大地震を経験したものはいない。

指揮官が全てを見渡せるとは限らない。

良いと思うことを常に考え、提案し、動け。

次の一手を想像しろ。

五 原則を忘れるな。我々は公の職員である

セクショナリズム（組織主義）に陥るな。

町民から見れば職員は全て防災担当である。

職員同士よく協同して町の防災力を発揮すべし。

町民とよく協働して、白川町の防災力を発揮すべし。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6 住民

災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 白川町

機関の名称	事務又は業務の大綱
白 川 町	1 白川町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 気象に関する予警報の伝達 5 被害の調査及び報告と情報の収集等 6 災害の防除と拡大の防止対策 7 救助、清掃、防疫等被災者の救助、保護 8 災害復旧資材の確保と物価の安定

	9 被災産業に対する融資等の対策 10 被災者の生活確保 11 被災町営施設の応急対策 12 災害時における文教対策 13 災害対策要員の動員、雇上げ対策 14 災害時における交通、輸送の確保 15 被災施設の復旧対策 16 管内の関係団体が実施する災害対策等の調整 17 防災活動推進のための公共用地の有効活用 18 その他災害対策
--	--

2 岐阜県

機関の名称	事務又は業務の大綱
岐 阜 県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上げ 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、斡旋等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
白 川 町 消 防 団	1 災害の警戒、防ぎよ、救助 2 災害に対する広報 3 避難誘導

4 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
可 茂 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部	1 火災の予防、警戒及び防ぎよ活動 2 火災原因及び損害調査 3 危険物の規制及び危険物災害防止 4 防火査察、立入検査及び消防用設備の調査、指導 5 消防団及び自衛消防組織の訓練指導 6 救急及び救助業務 7 消防通信の整備、消防水利の点検 8 気象情報の収集

5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東 海 農 政 局 岐 阜 農 政 事 務 所	1 災害時における主要食料の需給調整
岐 阜 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中 部 地 方 整 備 局 (美濃加茂国道維持出張所)	1 道路施設等の管理 2 道路交通の確保及び道路施設の応急復旧 3 被災施設の調査及び復旧

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊 航空自衛隊 岐阜基地 小牧基地	1 防災関係資料の基礎的調査 2 災害派遣計画の作成 3 初動重視の災害派遣態勢の確立 4 部隊等の災害派遣の実施 5 防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与 6 関係機関との連絡調整

7 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
加 茂 警 察 署	1 治安、交通、犯罪の予防等の応急措置 2 災害広報並びに避難の指示及び誘導 3 被災者の救出、救護 4 警察通信の運用

8 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 郵 政 株 式 会 社 美 濃 加 茂 支 店	1 災害時における郵政業務の確保及び非常取扱い 2 郵便はがき等の無償交付、小包郵便物の料金免除等の優遇措置
N T T 西 日 本 株 式 会 社 岐 阜 支 店 及 び 携 帯 電 話 事 業 者 各 社	1 電気通信施設の耐震化 2 電気通信施設の整備と防災管理 3 電気通信の確保 4 災害時における緊急通話の取扱い 5 電気通信施設の災害復旧
日 本 赤 十 字 社 岐 阜 県 支 部 白 川 町 分 区	1 医療、助産その他の救助 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集、配分
中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 加 茂 営 業 所	1 電力施設の耐震化 2 電力供給の確保 3 電力緊急融通措置 4 電力施設の災害復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部電力株式会社 岐阜水力センター	1 ダム・水力発電設備の整備と防災管理
東海旅客鉄道株式会社	1 災害時における輸送の確保 2 災害対策用物資の緊急輸送 3 鉄道電話による緊急通信の協力 4 旅客等に対する地震予知情報等の伝達 5 列車の運転規制に係る措置 6 迂回輸送等、輸送に係る措置 7 列車の運行、旅客の待機状況等の広報

9 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
濃飛乗合自動車株式会社 美濃白川営業所 白川町コミュニティバスセンター	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員の緊急輸送についての協力 3 被災地の交通の確保

10 医師会等

機関の名称	事務又は業務の大綱
加茂医師会 岐阜県薬剤師会 加茂歯科医師会	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力

11 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
めぐみの農業協同組合 白川町森林組合	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応援対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はその斡旋 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又は斡旋
岐阜県農業共済 組合中農支所	1 町本部が行う農業関係の被害調査等応急対策の協力 2 被災農家等に対する共済
可茂衛生施設利用組合	1 災害時のし尿処理 2 災害時の塵芥、不燃物の処理
病院等経営者	1 医療施設の不燃耐震化 2 避難施設の整備と避難の訓練 3 被災者の受入れ保護 4 災害時における負傷者等の医療、助産救助
白川町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 義援金品の配分 3 県社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力 4 ボランティア活動の推進
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災者の受入れ保護 3 独居高齢者、高齢者のみの世帯の現状把握
白川町商工会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力

機関の名称	事務又は業務の大綱
	2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋
赤十字奉仕団 共同募金会	1 被災者の救助活動の協力 2 義援金品の募集、受付及び配分の協力

12 防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
金融機関	1 施設及び設備の不燃耐震化 2 業務運営の確保 3 非常金融措置の実施 4 災害復旧資金の融通
危険物、高圧ガス等取扱機関 給油所等ガソリン取扱機関	1 危険物、高圧ガス等、ガソリン等危険物の防災管理 2 災害時における石油類、LPガス等の供給確保

参考資料 2 防災関係機関に関する資料

第4項 住民等の基本的責務

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県等の防災活動に協力するなど、防災への寄与に努める。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

第3節 本町の特質と災害要因

第1項 白川町の特徴

本町は、岐阜県の中南部にある加茂郡の東部に位置し、北は下呂市、西は七宗町、南は八百津町、恵那市、東は東白川村、中津川市に接している。

東西約24km、南北約21kmで237.90㎢と広大な面積を有しており、その約87%は山林である。地勢は、海拔150mから1,223mと高低差が激しく、平野部はわずかで可住地面積は全体の5%程度である。町の西端を木曾川水系の飛騨川が流れ、それにそそぐ、佐見川(さみがわ)、白川(しらかわ)、黒川(くろかわ)、赤川(あかがわ)が扇状に東側に伸び、それらの流域に集落が点在しており、人口、資産、交通が集中する一方で、土砂災害のおそれのある区域が多数存在している。

1 山間部

山間部では、大雨や長雨により大規模な土砂災害(山崩れ・地すべり・土石流)が発生する可能性がある。特に、急峻な斜面が多い地域では、土砂災害による被害が拡大しやすい。また、冬季には豪雪による孤立や交通障害が発生する可能性がある。

2 平野部

平野部では、豪雨や台風による河川の氾濫が懸念される。特に、低地や水田が広がる地域では、浸水被害が大規模になることがある。

第2項 災害要因

1 水害

梅雨や台風による大雨が原因で、河川の氾濫や土砂災害が発生する可能性がある。また、短期的・局地的豪雨により、これらの災害が引き起こされることもある。

2 雪害

冬季には雪害の被害を受ける地域があり、積雪による交通障害や孤立の危険性がある。

第3項 複合災害対策

町は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

さらに、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画

の見直しに努めるとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

【各課共通】

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

2 推進体制

(1) 減災に向けた災害から命を守る住民運動の推進

町は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う災害から命を守る住民運動の展開に努める。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

町は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても住民の命を

守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命等、防災の現場における女性の参画拡大等、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当の総務課と男女共同参画担当の振興課等が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平時から町及び県等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保等の連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

町の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等、応援の受

入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(8) デジタル等新技术を活用した防災対策の推進

町及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技术の活用を推進する。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技术の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広くに検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技术を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。

なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組を一体で推進する。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

【各課共通】

1 気象等観測施設・設備等

町は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

3 防災施設・設備等

町及び県は、防災関係機関の協力を得て、常に防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの緊急離着陸場の実態の把握と離着陸試験等を計画的に実施し、その機能の確保を図る。

4 通信施設・設備等

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、集落、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。さらに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5 水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険な箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

6 救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検する。

7 災害対策本部施設・整備

町は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

災害情報を一元的に把握し、共有することのできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

8 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。町は、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルート of 事前確認の実施等、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等を検討する。

9 防災拠点施設の整備

町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する広域防災拠点施設を指定する。

(1) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

(2) 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

(3) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

(4) その他、防災に資する公共施設の整備

町は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

10 その他施設・設備等

町は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、指定避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を策定するものとし、早期に緊急輸送道路を確保するため、ネットワーク機能の向上を図る。

第3項 災害に強いまちづくり

【各課共通】

町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講ずることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

【各課共通】

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄等、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、災害から命を守る住民運動を展開し、住民の自助意識の高揚を図る。この住民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データをわかりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な疾患者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

2 実施内容

(1) 地域住民に対する普及

町は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、ラジオ、テレビ、町広報紙「広報しらかわ」をはじめとするパンフレット、チラシ等の配布、防災に関する講演会、説明会等の開催を通じた広報や災害図上訓練等の推進により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こり得る災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙等々の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具等）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
ウ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動をと

- るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- カ 山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクととるべき行動
- キ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- ク 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ケ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- コ その他災害に対する心構え 等

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(2) 児童生徒等に対する普及

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

(3) 職員に対する防災教育

町は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

(4) 災害伝承

町は、地域住民や児童生徒等への防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(5) 企業防災の推進

町は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスを行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(6) 防災訓練への積極的参加

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

(7) 「岐阜県防災点検の日」の設定と点検事項

県では、毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ。）を「岐阜県防災点検の日」と定めている。町においても、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

点検実施の例（10カ条）は次のとおりである。

〈個人〉	〈家庭〉	〈地域〉	〈店舗等〉
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防衛体制	1 従業員の役割の確認
2 応急手当ての処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握	2 備蓄品の点検
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 災害弱者の避難対策	3 火災防止対策の確認
4 非常持ち出し品(備蓄品)	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡系統	4 商品の陳列方法の点検
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材	5 灯油等危険性物質の確認
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統	6 避難場所までの危険箇所 の確認
7 災害が発生したときの行動	7 お年寄り等の避難対策	7 消防水利・施設	7 避難場所・避難路の確認
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所	8 お客様の避難対策
9 避難場所	9 避難場所までの危険箇所	9 危険箇所	9 非常用電源の点検
10 避難路	10 避難場所・避難路	10 避難場所・避難路	10 警察・消防への連絡系統 の確認

(8) 各部門別の教養

防災関係各機関は、おおむね次表の部門別対策についてあらゆる機会をとらえ、町計画あるいは各機関別（部門別）の活動要領等の内容について教養普及の徹底に努める。

部 門 別	実 施 期	対 象
災害救助その他社会福祉に関する対策	計画修正期及び毎年6月	救助担当者その他社会福祉事業従事者
防疫その他保健衛生対策	梅雨期・台風期前	1 保健職員 2 一般住民
防災営農対策	梅雨期・台風期前 霜雪害予想期前	1 農務職員（含む団体） 2 農業者
林業対策	台風及び森林火災発生期	1 林務職員（含む団体） 2 林業者
洪水・治水等に関する対策	梅雨期・台風期前	1 土木職員 2 林務職員（含む団体）

第3節 防災訓練

【各課共通】

1 方針

災害時において、この計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施し、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努める。

2 実施内容

(1) 本町の災害特性を考慮した訓練の実施

町及び町内の防災関係者、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれ地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、防災責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処置すべき応急的な対策について実地又は図上においてそれぞれ機関別にあるいは2以上の機関が合同して行う。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。併せて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進める。

ア 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

イ 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講ずることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

ウ 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制を整備する。また、被災時には性別や年齢・障害の有無によって異なるニーズがあることをふまえ、誰もが安心して避難生活を送れるよう努める。

エ 感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓

練を積極的に実施する。

【訓練の内容】

- 火災の発生 ⇒ 消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取扱い訓練、避難訓練等
- 水害の発生 ⇒ 水防訓練、避難訓練等
- 土砂災害等の発生 ⇒ 避難訓練等
- 地震の発生 ⇒ 倒壊家屋からの救出訓練等

【非常時に有効な実践的訓練例】

- 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱い訓練
- 倒壊家屋等からの救出訓練
- 負傷者の手当て及び救命訓練
- 災害弱者の参加する避難訓練
- 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
- 炊き出し訓練

(2) 総合訓練

町は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年度1回災害が予想される季節前において、おおむね次の対策を総合して訓練を実施する。なお、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地元住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。さらに、ボランティア団体に対しても、総合防災訓練への参加を求める。

訓練科目	実施機関
気象警報等伝達訓練	町、関係機関、住民
通信訓練	町、防災機関
避難訓練	警察、消防、学校等
救出訓練	消防、警察、自衛隊
医療訓練	町、民間医療機関
炊き出しその他救助訓練	町、奉仕団、自衛隊
消防、水防訓練	町（水防管理団体）、消防機関、自衛隊
その他	関係機関

(3) 水防等の訓練

水防活動等の円滑な遂行を図るため、水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じて水防管理団体又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。

水防に関する具体的な訓練計画は、「岐阜県水防計画」による。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(4) 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

(5) 避難等救助訓練

町は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、受入者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

訓練は、警察、消防職員の指導を受けて実施する。

● 保育園	毎月1回
● 小、中学校	毎学期に1回
● 病院等	2箇月に1回

(6) その他の訓練

町は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

● 災害警備
● 気象警報等の伝達
● 災害応急対策活動従事者の動員
● 災害情報等収集及び伝達
● 道路交通対策及び緊急輸送対策
● 土砂災害対策

(7) 広域災害を想定した防災訓練

町及び防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

(8) 自衛隊による訓練への協力

町は、陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊等による町内での各種訓練について、その円滑な実施に協力する。

(9) 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図る。また、職員の教育訓練により救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

【総務課、消防団】

1 方針

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

2 実施内容

(1) 地域住民の自主防災組織

ア 自主防災組織づくりの推進

町は、災害時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。

イ 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

ウ 消防団の充実強化

大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

エ 自主防災組織の育成、強化

町は、消防職及び消防団員OBのうちから自主防災組織への参加を呼び掛け、その専門知識を生かした地域に密着した指導により、自主防災組織の設立と活動の充実を図る。

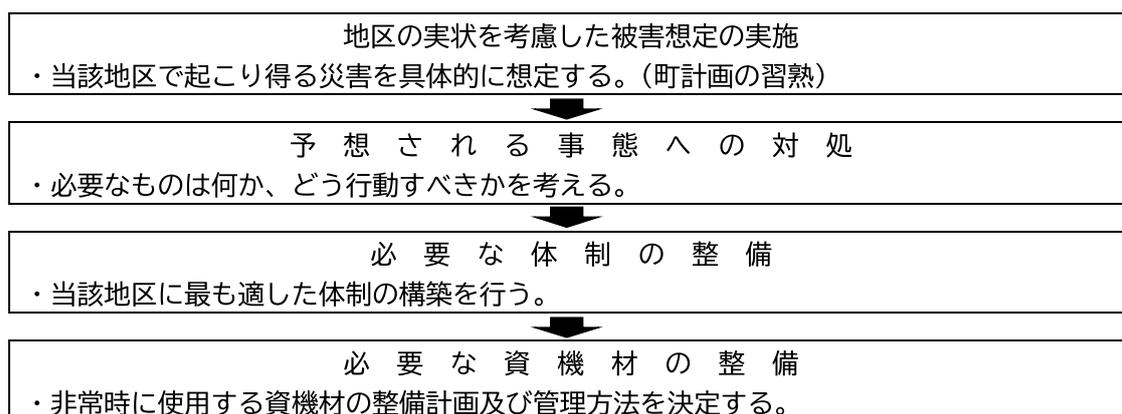
また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

参考資料 4 消防に関する資料 4-3 自主防災組織

(2) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在任しているかを確認の上、おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。



町は、この計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

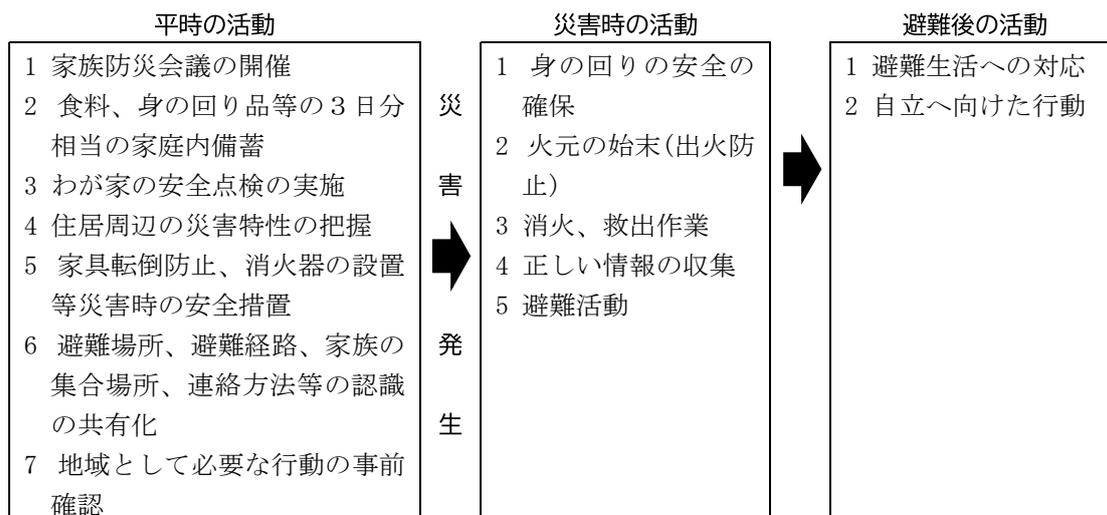
(3) 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、自治会等に1箇所割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。

(4) 自主防災資機材の整備

町は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

【住民の活動】



(5) 研修の実施

町、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

また、町は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

(6) 消防団、駐在所等との連携強化

町、県及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、町は、自主防災組織等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

参考資料 4 消防に関する資料 4-1 白川町消防団組織

(7) 特定受益団体等の自主防災組織

特定受益団体等の自主防災組織における防災活動の内容は、次のとおりとする。

ア 農道受益団体

- a 平時における側溝、排水施設、路面の整備
- b 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画

イ 農業用水受益団体

- a 平時における水路、堰堤等の保守点検整備
- b 増水予想時における水門の閉鎖
- c 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画

ウ 林道受益団体

- a 平時における側溝、排水施設、路面の整備
- b 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画

エ その他の団体

それぞれ実情にあった自主防災組織の確立を図り、災害対策を講ずる。

(8) 施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等をおき、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図り自主防災体制を整備する。

(9) 事業所における自主防災組織

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態等の実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を作成する。

(10) 関係機関の防災組織の整備

農業協同組合、森林組合、ダム管理者等地域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、独自の組織体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期する。

(11) 別荘地の防災対策

別荘地については、管理会社において防災組織、避難経路、応急対策等の具体的な体制を整備し、自主防災の適切な方策を講ずる。

地域の建設事業者は、町、県が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進める。

第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

【総務課、保健福祉課、建設環境課】

1 方針

大規模災害時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、円滑なボランティア活動の環境整備・連携体制の強化を図る必要がある。そのため、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 実施内容

(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

町は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町及び県の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。

町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結するなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努める。

町及び県は、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等が連携し、平時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推

進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(2) ボランティアの組織化推進

町は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

(3) 災害ボランティアの登録

町及び県の社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行う。

町は、社会福祉協議会の迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入体制づくりについて指導及び支援する。また、ボランティアの登録状況を把握しておく。

(4) ボランティア活動の推進

ア ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、それぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

町、県及び県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援する。

町はボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

イ ボランティアコーディネーターの育成

町及び県社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。また、町は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援する。

(5) 災害発生時における官民連携体制の強化

町及び県の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

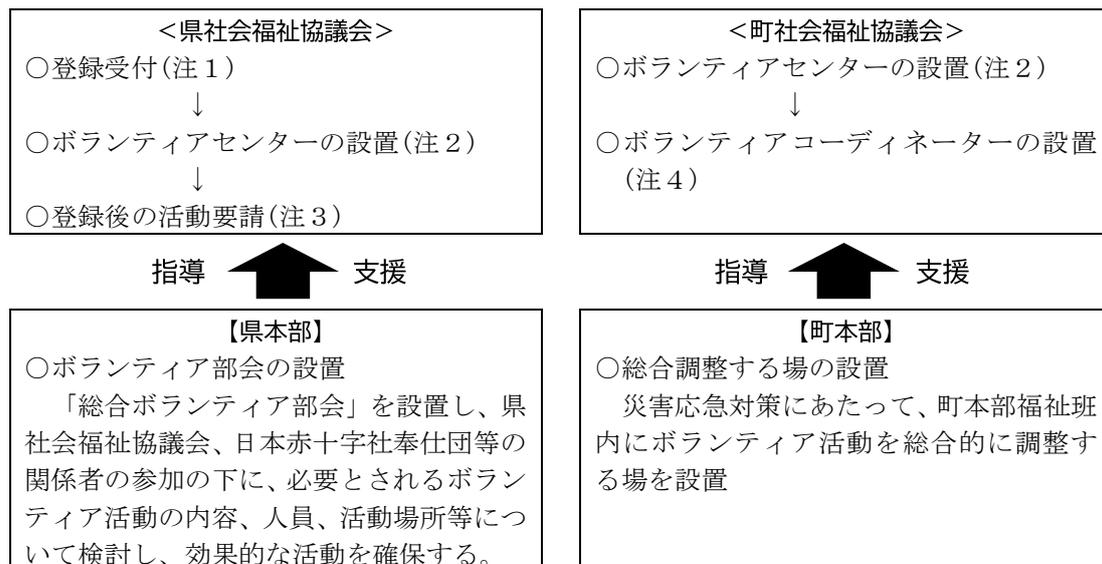
(6) ボランティア活動拠点の整備

町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(7) 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町及び県は、地域住民やボランティア団体・NPO等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

【ボランティア活動における分担】



注1：登録受付（県社会福祉協議会）

次の者を対象として、登録を行う。

- (1) 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者
- (2) 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - ア グループの活動であること。
 - イ グループに20歳以上の指導者がいること。
 - ウ 原則として県内の活動に限ること。

(3) 災害救援活動を希望するグループ又は団体

注2：ボランティアセンターの設置（県及び町社会福祉協議会）

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会はそれぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

注3：登録後の活動要請（県社会福祉協議会）

県社会福祉ボランティアは、次の場合にボランティア活動を要請する。

- (1) 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- (2) 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

注4：ボランティアコーディネーターの設置（町社会福祉協議会）

町社会福祉協議会は、震災時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置し、その育成に努める。

ボランティアコーディネーターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) ボランティアと要配慮者との調整・連絡
- (2) ボランティア活動に関する助言・相談
- (3) ボランティアの発掘、登録、斡旋等

【県社会福祉協議会（ボランティア・市民活動支援センター）の連絡先】

岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館内

TEL 058-274-2940 FAX 058-274-2945

第6節 広域的な応援体制の整備

【総務課、保健福祉課】

1 方針

大規模災害時には、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられる。そのため、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努める。

2 実施内容

(1) 広域応援体制の整備

町は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整え、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

ア 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

イ 防災関係機関との協力体制

町は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

ウ 全国の被災市町村への応援

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(2) 県内相互応援

ア 県及び市町村災害時相互応援協定

町は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

イ 広域消防相互応援協定

町は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努める。

(3) その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊

町は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

イ 広域航空消防応援

町は、大規模特殊災害が発生した場合の広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努める。

(4) 受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進める。加えて、応援職員等に対して紹介できる、旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

第7節 緊急輸送網の整備

【総務課、建設環境課】

1 方針

大規模災害時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。迅速に災害応急対策を実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

2 実施内容

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすものなど、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

町は、県指定の緊急輸送道路に接続する町道のうち、要員、物資等の円滑なルート確保を図る必要がある道路を緊急輸送道路に指定する。また、災害により道路網が寸断される可能性もあるため、隣接市町村との連携や速やかに啓開を図る措置等について、県への要請等を行う。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

【緊急輸送道路一覧】

路線名	区間	指定区分	
国道41号	町内縦断分	第1次	県指定
県道下呂白川線	町内縦断分	第2次	
県道恵那白川線	(始)河岐地内から(終)三川山寄地内		
県道白川福岡線	三川山寄～黒川中新田まで		
県道恵那白川線	三川下平～切井中野方峠まで		
国道256号	油井公民館前～上佐見吉田桜峠まで		
町道山寄線	(始)県道白川福岡線から(終)太田尾イタリア館まで		
町道中川下油井線	県道下呂白川線～町道村君上油井線	第3次	
県道白川福岡線	黒川遠ヶ根～中新田～奥新田切越まで		
町道村君上油井線	国道41号～白山橋～国道256号まで	町指定	

(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策等を進めていく。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通を確保するため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ無電柱化を促進する。

(3) 地域内輸送拠点（広域物資輸送拠点）の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を指定又は設置する。

町は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(4) 緊急通行車両の周知・普及

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

(5) 緊急輸送道路への電柱の新設禁止

地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めない。

第8節 防災通信設備等の整備

【総務課】

1 方針

超広域・大規模災害時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。

2 実施内容

(1) 町防災行政無線等の整備

町は、町本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び指定避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努める。

(2) 利用可能な非常通信施設

- ア 電話（一般加入電話・個人携帯電話・衛星携帯電話）
- イ 白川町防災行政無線（同報系、移動系）
- ウ 岐阜県防災行政無線（防災・情報通信システム回線）
- エ 防災相互用無線電話（移動系）

(3) 非常時の関係機関との連絡方法

町	←→	県	電話、県防災行政無線、防災相互用無線
町	←→	可茂消防事務組合 消 防 本 部	電話、県防災行政無線、防災相互用無線
町	←→	可茂消防事務組合 東 消 防 署	電話、県防災行政無線、町防災行政無線（戸別受信機）、防災相互用無線
町	←→	加 茂 警 察 署	電話、防災相互用無線
町	←→	白 川 町 消 防 団	電話、町防災行政無線（移動系）
町	←→	住 民（自主防災組織）	電話、町防災行政無線（固定系、戸別受信機）

※町防災行政無線の戸別受信機は、町内各事業所にも設置されている。

※本庁及び各出張所には衛星携帯電話が各1台配備されている。

(4) 通信施設

- ア 電話（衛星携帯電話）
 - ・役場本庁（災害対策本部） 72-1311 (080-8260-0638)
- イ 白川町防災行政無線

参考資料 6 通信に関する資料（白川町防災行政無線局）

(5) 防災相互通信用無線の整備

町、県及び防災関係機関は、災害現場において相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

また、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

局地災害について、緊急に町、県、防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線（移動系）により通信を行う。

局の種類	呼出名称	設(常)置場所	備考
陸上移動局	しらかわぼうたい1	河岐715番地	158.35MHz
	しらかわぼうたい2	〃	466.775MHz

(6) 非常時の通信体制の整備

町は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、岐阜地区非常通信協議会の協力を得て電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

町及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

なお、非常無線通信依頼機関は、次の表のとおりである。

【他の機関の非常無線通信施設】

機関名	種別	所在地	電話番号	通信回線等
国土交通省 岐阜国道事務所 国道維持出張所	国土交通省 無線	美濃加茂市本郷町3-2-12	0574 26-2151	国土交通省の 各機関
可茂県事務所	県防災 行政無線	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574 25-3111	県庁、県出先、 市町村等
加茂警察署 白川駐在所	警察無線	白川町河岐720-6	0574 72-1110	加茂警察署 及び県警本部
可茂消防事務組合 東消防署	県防災 行政無線	〃 1873-2	0574 72-1641	県庁、県出先、 市町村等

(7) その他通信網

町は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

ウ インターネット、TV会議システム等

気象情報や災害時の避難情報を一斉にメール配信する「すぐメール」やインターネット、TV会議システム等を活用した情報提供の体制を整備する。状況に応じてSNS等の活用についても検討する。

エ 公共安全モバイルシステム

平時は携帯電話として使用でき、災害時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図る。

(8) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

(9) 情報の収集、伝達方法の多様化

ア ヘリコプターによる情報収集

防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターは、災害が発生した場合、必要に応じ上空から情報収集活動を行う。

イ 災害現場からの情報収集

町は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集にあたる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

ウ アマチュア無線愛好家と提携

アマチュア無線愛好家と提携により、非常時における協力体制・名簿の作成等を検討する。

(10) 情報システムの高度化等

ア 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。また、道路管理者は高度化したシステムにより、通行規制情報の円滑な提供に努める。

イ 情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第9節 火災予防対策

【総務課、消防団】

1 方針

大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施内容

(1) 火災予防の指導強化

ア 地域住民に対する指導

町は、可茂消防事務組合及び県と連携して消防団、自主防災組織等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行う。

- a 火気使用器具の使用法、周囲の整理整頓
- b 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- c 火災予防条例の周知・徹底

イ 防火対象物の管理者等に対する指導

町及び可茂消防事務組合は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- a 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- b 火気使用器具の使用法、周囲の整理整頓
- c 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- d 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- e 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

ウ 初期消火体制の確立

町及び可茂消防事務組合は、各家庭等で消火し切れない火災について、消防団、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

- a 街頭消火器の設置、その使用方法
- b 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

(2) 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

町及び可茂消防事務組合は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- a 町消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保
- b 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備推進
- c 必要な資機材等の整備
- d 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- e 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成
- f 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

【機械器具の点検】

点検区分	内 容	回 数
使用後の点検	各部の清掃、冷却水の検査補給取替、各部潤滑油の検査取替、ガソリンの補給及び予備燃料の検査、ポンプ内のため水排除、ホースの清掃及び乾燥	使用の都度
通常点検	ホースの検査補修、機械器具各部の検査清掃、調整附属品の点検	月 2 回
特別点検	使用後の点検に準ずる車両、その他簡単に分解できる部分の手入れ	

【消防団員教養訓練計画】

教 養 種 目	回 数	時 間
幹 部 講 習	1 以上	3 以上
消 防 法 規 講 習	1	3
ポ ン プ 操 法	4	8
放 水 演 習	4	4
図 上 戦 術	2	4
礼 式 、 規 律 訓 練	4	2
自 動 車 操 縦 演 習	6	6
救 助 演 習	2	2
非 常 招 集 訓 練	2	2

イ 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

- a 防火水槽の整備
- b 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

- c 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

【水利設備の点検等】

区 分	内 容	回 数
防 火 水 槽	水量の確保、防火水槽の破損点検整備、清掃	年 4 回 年 1 回
接 岸 道 路	路面、路側の点検、障害物の除去及び刈り払い	年 1 回

第10節 水害予防対策

【総務課、建設環境課、農林課】

1 方針

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」によるが、水害と関連のある貯木対策、道路施設対策、避難に関する情報等については次に定めるところによる。

2 実施内容

(1) 貯木対策

製材業者等貯木をする者は、たとえ一時的なものであっても、災害時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期する。

なお、各関係機関はその指導にあたるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努める。

ア 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。

イ 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがあるときは、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと。

ウ 平時より流出防止柵を設けるなどその施設を整備しておくこと。

(2) 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、施設点検等により状況を把握する。防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

(4) 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

このため町は、水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）の提供や、

危機管理型水位計や河川監視カメラを利用し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

また、町は、これらの情報等を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮する。

(5) 防災知識の普及

町、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講ずる。

浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危

険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

(6) 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(7) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章 第17節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

第11節 雪害予防対策

【総務課、建設環境課、教育課】

1 方針

降雪時における交通の確保その他雪害による被害の防止のため、雪害予防施設の整備等を進める。

2 実施内容

(1) 道路施設等の整備

ア 凍雪害防止事業

町は、積雪寒冷地域内における道路について、凍上又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準（以下「採択基準」という。）に適合する道路について路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施する。

イ 防雪事業

町は、積雪地域内における道路について、積雪により自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所で、採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、消融雪施設等防雪施設等の整備を行う。

ウ 除雪用機械の整備

町は、道路除雪に必要な除雪ドーザ等、除雪機械の整備を行う。

エ 道路改築事業

町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

(2) 鉄道施設の整備

鉄道施設管理者は、雪害防止のため、積雪による危険箇所に雪崩覆、雪崩防止柵、流雪溝、防雪林等の施設を整備するとともに、除雪のためラッセル車及びモーターカーロータリー（除雪車）を増設配備し、交通の確保に努める。

(3) 通信施設の整備

通信施設管理者は、豪雪のため架線に障害の危険がある地帯について、地下ケーブル化を促進するなど、通信確保に努める。

(4) 学校施設の整備

町は、校舎等の保全を図り、冬期間の通学と運動場を確保するため危険校舎の改築、屋内運動場の建設整備を図る。

(5) 除雪体制の整備

豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、町は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。

また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図る。

加えて、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

(6) 緊急輸送活動関係

町は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、凍結防止剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努める。

(7) 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を想定しておく。

また、カメラ等の観測機器の整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る。

さらに、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

(8) 防災訓練の実施

町は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

(9) 防災知識の普及

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップやスクレーパー、砂、飲食物及び毛布等を備えておくよう心がける。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

町は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

また、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えるなど、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

第12節 渇水等予防対策

【総務課、建設環境課】

1 方針

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（以下この節において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

2 実施内容

(1) 現状の把握と施設対策

施設の設置者等は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

(2) 水道等の普及

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。

(3) 渇水期の広報と給水

町、施設の管理者等は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努める。

ア 広報

- a テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の利用
- b 広報車、防災行政無線、掲示板等の活用
- c 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

イ 給水の方法

町は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。給水計画は、主として次の事項について定める。

- a 給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）
- b 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法
- c 必要となる資機材の確保の方法
- d 関係職員の対応、役割分担等

(4) 給水資機材の確保等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努める。

(5) 飲料水の緊急給水等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求め、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

第13節 観光施設等予防対策

【総務課、振興課】

1 方針

観光施設利用者の安全を図るため、災害時に備えた体制の整備に努める。

2 実施内容

(1) 責任体制の整備

観光施設の経営者、管理者は、施設ごとに防災責任者を定め、平時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。

また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。

なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。

(2) 気象予警報等の把握と避難

観光施設の経営者、管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

(3) 町との連絡体制

観光施設の経営者、管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示が行えるようにしておく。

また、町が気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努める。

(4) 周知徹底

町は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、(1)から(3)までの対策を講ずるよう指導する。

参考資料 13 観光施設・文化財に関する資料 13-1 観光施設一覧

(5) 道の駅防災拠点施設の位置づけ（美濃白川ふるさと館 ピアチェーレ）

道の駅は、防災の拠点施設として引き続き位置づけをしていく。

第14節 孤立地域防止対策

【総務課、企画財政課、保健福祉課、農林課、建設環境課】

1 方針

本町の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 実施内容

(1) 通信手段の確保

通信手段については、「第2章 第8節 防災通信設備等の整備」を準用する。

町は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

(2) 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町は、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(3) 孤立予想地域の実態把握

町は、災害時に孤立が想定される地域を予測し、救護を優先すべき要配慮者や観光客の孤立状況を平素から把握するとともに、周辺道路を含む地図を付してデータベース化しておく。

(4) 避難所の確保

町は、孤立予想地域ごとに指定緊急避難場所、指定避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

(5) 備蓄

備蓄については、「第2章 第16節 必需物資の確保対策」を準用する。

町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

(6) その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施する。

第15節 避難対策

【各課共通】

1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された指定避難所を確保しておくことが必要である。そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 実施内容

(1) 避難計画の策定

町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加するなどの工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、町は、子どもを含む住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努める。

町計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

また、報告を受けた町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

【計画の内容】

- (1) 避難情報を行う基準
- (2) 避難情報の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難方法、指定緊急避難場所・指定避難所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備に関する事項
 - ア 受入施設
 - イ 汚水処理施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。加えて、他都道府県等からの避難者や観光客の受入れを想定した避難対策を検討する。

町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るとともに、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、受入人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。指定避難所が使用不能となった場合に備え、旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

また、農地を避難場所等として活用できるよう、農家や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設等であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど管理体制を整備しておく。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の整備に加え、排水経路を含めた災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

また、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務課と保健福祉課が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。

町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努め、県の研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向けた県の支援を受ける。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ウ 指定避難所の施設設備の整備

町は、次のうち可能なものから順次整備を図る。

a 避難所開設に必要な施設設備

貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器、非常用電源非常緊急通話用電話の申請

b 避難所生活の環境を良好に保つための設備

換気、照明等

c 要配慮者への配慮

スロープ、障がい者用トイレ等

エ 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及にあたっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

【避難所運営マニュアルの内容】

- (1) 避難所開設・管理責任者
- (2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 避難所生活の基本的ルール
 - ア 居住区画の設定・配分
 - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) その他避難所生活に必要な事項
- (7) 平常体制復帰のための対策

オ 避難所開設状況の伝達

町は、指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

(4) 在宅避難者等の支援

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(5) 車中泊避難者の支援

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(6) 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(7) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者

等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

(8) 避難情報の助言にかかる連絡体制

町は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(9) 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知する。

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、この計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

町長は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(10) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(11) 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

(12) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促す等など、帰宅困難者対策を行う。

(13) 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(14) 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(15) デジタル技術を活用した被災者支援

町は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組について、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努める。

町は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制の構築に努める。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、住民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進する。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努める。

第16節 必需物資の確保対策

【各課共通】

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、最小限の公共備蓄を行うなどにより、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

2 実施内容

(1) 備蓄の基本的事項

町は、大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達・供給体制の整備については、マニュアルの策定を図る。

また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、備蓄等の基本的事項は次のとおりとする。

ア 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品、常備薬（お薬手帳）等は原則として個人が備蓄する。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。なお、町は、それらの啓発に努める。

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
- (2) (1)のうち、非常特出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）
- (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）
- (4) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする貯水
- (5) 自主防災組織による給水体制の整備と資機材の整備（ろ水器、ポリタンク、ポリ袋等）の検討

イ 町備蓄

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、常備薬、マスク、消毒液等の感染症対策に必要な物資など避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、たとえば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

ウ 物資調達マニュアル

物資の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図る。

- 罹災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- 炊き出しに必要な場所（調理施設・指定避難所等の確保及び整備
- 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 必要に応じ県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- 供給ルート、運送体制の確立
- 指定避難所ごとの罹災者、自主防災組織等受入体制の確立
- 罹災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- ボランティアによる炊き出しの調整

(2) 緊急輸送拠点の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

また、町は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努

める。

(3) 物資支援・必要資機材の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(4) 支援物資の輸送体制の整備

町は、国、県及び民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する。

また、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

参考資料 10 給水計画に関する資料 11 生活必需物資供給に関する資料

第17節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【総務課、振興課、保健福祉課、民生委員】

1 方針

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の認識

要配慮者とは、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者とする。

また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する者とする。

(2) 地域ぐるみの支援体制づくり

ア 町地域防災計画

町は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 避難行動要支援者名簿

町は、この計画に基づき、総務課と保健福祉課との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

避難支援等に携わる関係者としてこの計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、町は、名簿情報の漏えいの防止、名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益の保護等、必要な措置を講ずるよう努める。

ウ 個別避難計画

町は、本計画に基づき、総務課と保健福祉課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ボランティア団体、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。この場合、たとえば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

町は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所（福祉避難所）へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 個別避難計画の制度の周知・啓発

町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

【避難行動要支援者名簿に記載すべき事項】

1 避難支援等関係者となる者【必須】

次の者を避難支援等関係者とする。

- ・可茂消防事務組合（消防本部、東消防署）、白川町消防団
- ・加茂警察署
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・民生委員

※その他、地域に根差した団体等、支援者となり得る団体を幅広く記載

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲【必須】

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する方とする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- (3) 療育手帳Aを所持する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 65歳以上の単身の者、75歳以上の者のみで構成される世帯の者で、避難支援を希望する者
- (6) 上記以外で町長が必要と認めた者

※地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするために、きめ細かく要件を定めていく

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法【必須】

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

(1) 名簿に記載する個人情報

- ・氏名（ふりがな）
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居住
- ・電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・安否確認の方法（複数）
- ・生活環境（特に独居の要配慮者については災害危険度（家屋の倒壊危険度と居住場所との関係、家具の転倒防止措置等）をチェックする）
- ・その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(2) 個人情報の入手用法

ア 町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。

なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区別に把握する。

イ 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

4 名簿の更新に関する事項【必須】

町は、避難行動要支援者の異動等の情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に

更新し、名簿の情報を最新の状態に保つ。

5 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置【必須】

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないように努める。
- (3) 災害対策基本法に基づき避難行動支援者名簿を保管するよう指導する。
- (4) 施錠可能な場所に避難行動支援者名簿を保管するよう指導する。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 名簿の取扱状況を定期的に報告させる。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

6 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮【必須】

町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。

(1) 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下に配慮する。

- ・高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

7. 避難支援等関係者への安全確保【必須】

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの配慮を行う。

- (1) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するととも

に、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

- (2) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。
- (3) 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知する。
- (4) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

(3) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア 町

町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。

(4) 施設、設備等の整備

ア 町

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報の体制整備、要配慮者の所在等を把握した防災マップ及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。

また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

イ 町及び県

町及び県は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。

また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を

迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

ウ 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。また、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努める。

エ 二次避難の検討

町は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受入れ可能な旅館等の確保に努める。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえた旅館等のマッチング、旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討する。

(5) 人材の確保とボランティア活用

ア 町

町は、要配慮者の支援にあたり、指定避難所、福祉避難所等での介護者等の確保を図るため、平時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

イ 施設等管理者

施設等管理者においては、平時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

(6) 独居老人対策

ア 緊急通報体制の整備

町は、災害時における独居老人等の安全確保を図るため、緊急通報体制の整備、拡充を図る。

イ 防災知識の普及・啓発

町は、独居老人等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

ウ 防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

a 在宅のお年寄り、障がい者等については、防災訓練への積極的な参加を呼び掛け、災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

b 自治会等（自主防災組織）は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には要配慮者対策を重点項目として設定する。

(7) 外国人等対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- a 簡明かつ効果的な避難場所や避難路の標識等の設置、多言語化の推進
- b 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制の整備
- c 多言語による防災知識の普及活動の推進
- d 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- e 外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進
- f 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- g インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第18節 応急住宅対策

【総務課、企画財政課、建設環境課、教育課】

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

2 実施内容

(1) 供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努める。

町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、町や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る。

第19節 医療救護体制の整備

【総務課、保健福祉課】

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 実施内容

(1) 医療救護計画の策定

ア 町は、災害時の迅速な医療・助産救護を実施するため、自主防災組織の活用と医療・助産救護体制の確立を図る。

イ 加茂医師会、加茂歯科医師会、町内病院等医療関係機関との連携・協力体制の確立を図り、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

ウ 傷病人の搬送体制の確立のため、道路の不通時の県防災ヘリコプター等の活用等応援要請体制の整備を図る。

エ 災害時の医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備の整備を図る。

オ 医師との協議の上、町内の医療機関を救護所とするが、医療機関が使用不能等の場合には、指定避難所における救護所の設置について当該施設の管理者と事前協議を行う。

カ 医療機関、救護所の被害状況や傷病人の受入情報等の収集方法の整備を図る。

キ 災害現場における救急活動を効率的に実施するため、トリアージ・タグを活用した救護活動の訓練を行い、習熟に努める。

※ トリアージとは、災害時等に多数の傷病人が同時に発生した場合、傷病人の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病人の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

ク 在宅難病者（人工呼吸器装着や病状不安定による専門医療を要する傷病人等）について、搬送、援護体制の確立に努める。

(2) 災害医療コーディネーターチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案等を行うほか、災害時における医療等関係機関との調整等を行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

町等地方公共団体及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 救護所、救護病院の整備

町は、傷病者を処置、受入れ等を行う施設として、救護所及び救護病院を白川病院及び大賀医院として指定している。

町は、指定する救護所及び救護病院について住民への周知を図る。

(5) 医療品等の確保体制の確立

町、県及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

ア 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

イ 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進等

本町では主要道路が不通となった場合に代替路線の確保が困難となるため、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立を図る。

また、人工透析等、町内の医療施設で実施困難な治療等については、可能な施設を利用するための体制の確立を図る。

(6) 広域医療搬送等拠点の整備

県は、広域後方医療施設への重症者の搬送にあたり広域医療搬送拠点を県内2箇所（各務原市、高山市）に設置するとともに、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営に必要な資機材を整備する。

町は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害時における救急医療体制の整備に努める。

参考資料 12 医療・救護に関する資料

第20節 防疫対策

【総務課、保健福祉課】

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施内容

(1) 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図る。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第21節 砂防対策

【総務課、建設環境課】

1 方針

近年は、集中豪雨による洪水等が多発しており、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、治水事業や土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策、要配慮者関連施設が立地する箇所及び指定避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

また、本町では、河川の改修事業を実施し危険箇所の解消を図ってきたが、さらに万全を期すため、道路、橋梁等の被害防止又は被害の誘因となるものの排除等維持補修に努める。

2 実施内容

(1) 砂防対策

ア 砂防事業の推進

町は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し、予防措置を講ずる。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）の周知や警戒避難体制の確立等のソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

イ 地すべり対策事業

国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事（集水井工等）を実施する。

県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

町及び県は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為を制限するとともに防災措置の勧告、改善の命令を行い、必要な箇所については対策工事（擁壁工等）を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

県は、町と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次による。

ア 危険区域等の周知

県は、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しており、町においても指定を受けている（土砂災害警戒区538箇所、土砂災害特別警戒区域506箇所）。町は、本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講ずる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。

イ 警戒避難体制の整備

町は、この計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助等のその他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図る。

(3) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

ア 情報の提供

県は、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の調査結果に基づき、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の管理者、防災責任者に対し、町と協力してその旨を周知する。

町は、当該施設の名称及び所在地について、この計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

イ 防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

ウ 要配慮者利用施設における防災体制の整備

各施設等においては「第2章 第17節 要配慮者・避難行動要支援者対策」により対策を推進する。

また、町は、この計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努める。

(4) 本町における警戒雨量

雨による災害が起こるおそれのある場合における警戒雨量は、おおむね次表のとおりである。

町は、住民に対し危険区域・箇所の周知を図るとともに、この雨量を目安として危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難の体制等の確立を図る。

気象庁 令和7年5月29日現在

大雨警報基準	表面雨量指数基準（浸水害）	15mm/h
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	133mm
大雨注意報基準	表面雨量指数基準（浸水害）	10mm/h
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	94mm

(注) 本雨量は一応の目安であり、これ以下の降雨であっても災害の発生するおそれがあることに留意する。

第22節 農地防災対策

【農林課】

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 実施内容

(1) かん水防除事業

町は、立地条件の変化によりかん水被害を生ずるおそれのある地域において、排水機、排水樋門等を整備する必要性を十分に考慮し、かん水排除対策を講ずる。

(2) 防災ダム事業

町は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダム及びその関連施設の新設について、必要地区を調査するとともに、強化する必要がある場合は緊急度の高いものから順次事業を行う。

(3) ため池等整備事業

町は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、地震・豪雨耐性評価を実施し、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いもの（黒川奥新田「大鳥3号池」）から順次実施する。

町は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(4) その他防災事業

町は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施する。

第23節 治山対策

【総務課、農林課】

1 方針

森林は、水源のかん養、土砂の流出、崩壊の防止等の公益的機能を有するが、山地に起因する災害の危険性がある。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

2 実施内容

(1) 治山事業

ア 山腹崩壊地等の荒廃山地を復旧整備し、土砂災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、その他人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山地の小規模な事業についても併せて施行する。

イ 本町には山地に起因する山地災害危険地区が321箇所指定されており、こうした危険地区に防災機能を強化する保安施設の整備、間伐や植栽等、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。

ウ 森林は、雨水の自然調整池機能を有しているため、本町では森林保全区域を設定し、官民有林の保全及び整備計画の策定を検討する。

参考資料 1 白川町の地勢と災害の概要 1-3 治山事業

第24節 土地災害対策

【総務課、企画財政課】

1 方針

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土石採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う町域の乱開発を未然に防止し災害予防を図る。

2 実施内容

(1) 災害の未然防止

町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を講ずる。

(2) 施行上の管理

町は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊等による災害が発生するおそれがあるときは、土地開発事業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するように努める。

第25節 都市災害対策

【総務課、建設環境課、企画財政課、振興課】

1 方針

道路等交通施設、公園緑地等の公共空地は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて事業を推進する。

2 実施内容

(1) 公園緑地の整備

町は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の拡充整備を図る。

また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難場所、被災者の受入れ地として機能させ、災害の防止及び復旧に対処する。

(2) 建築物の不燃化

県は町と協議し、災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で作ったり又は葺くように建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく区域を指定し、建築物の防災化に努める。

(3) 公営住宅の不燃化

町は、公営住宅について、原則として不燃構造とするよう努める。

(4) 空き家対策の推進

町は、大規模災害時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

第26節 建築物災害予防対策

【総務課、建設環境課、振興課、教育課】

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平時から建築物の予防対策に取り組む。

2 実施内容

(1) 建築物防災知識の普及

町は、関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、インターネットの活用、講演会、説明会等によって建築物防災知識の教養を普及する。

ア 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

イ 建築基準法等の遵守

県は、建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合するよう建築確認審査業務を行っており、町においても一般住民に対し広報等で周知を図る。

(2) 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平時の災害予防は、「第2章 第9節 火災予防対策」に定めるほか、次による。

ア 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

イ 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておく。

ウ 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあっては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておく。

エ 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と受入者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

(3) 公共施設の災害予防

災害時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

ア 老朽度の著しい建物については、耐震耐火構造建物へ改築を図る。

イ 建物の定期点検等を実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

ウ 老朽化公営住宅に関しては、建て替え事業の実施を順次図り、オープンスペースを確保する。

(4) 防災査察

不特定多数の人に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

(5) 空き家等の状況の確認

町は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第27節 防災営農対策

【農林課】

1 方針

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

2 実施内容

(1) 指導等の実施

ア 指導事項等

町及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施にあたって必要な知識と技術を徹底し、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行う。

イ 指導等の方法

町及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、テレビ、メール、SNS等による普及、現地指導等によって行う。

(2) 病虫害防除器具の整備

農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める。

(3) 災害用水稲種子の確保

町は、JA等と協力し、災害時における代作用種子を確保するものとし、水稻の再生産に努める。

第28節 ライフライン施設対策

【総務課、建設環境課】

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

2 実施内容

(1) 水道施設

町は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

- ア 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- イ 浄水場施設等の安全性の確保
- ウ 管路施設の整備
- エ 電力設備の確保
- オ 緊急時給水拠点の設定
- カ 資機材の備蓄等
- キ 広域的相互応援体制の整備

(2) 電気施設

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- ア 電力供給施設の安全性の確保
- イ 防災資機材及び緊急資機材の整備
- ウ 要員の確保
- エ 被害状況収集体制の整備
- オ 広域的相互応援体制の整備

(3) ガス施設

ガス事業者は、災害時のガス施設の災害及びプロパンガス（LPガス）による二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- ア ガス施設の安全性の確保
- イ 遮断バルブの設置促進
- ウ 防火、消火施設設備の充実
- エ 保安電力の確保

- オ 要員の確保
- カ 代替熱源による供給体制の整備
- キ 資機材の整備
- ク 広域的相互応援体制の整備

(4) 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

- ア 鉄道施設の安全性の確保
- イ 防災資機材の整備点検
- ウ 要員の確保

(5) 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- ア 電話通信施設、設備の安全性の確保
- イ 災害対策機器の配備
- ウ 重要通信の確保
- エ 要員の確保

(6) 放送施設

放送事業者は、災害時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害時の機能を確保するため、次の対策を行う。

- ア 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- ウ 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- エ 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- オ 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

(7) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(8) 電線類

道路管理者は、電線類の地中化を推進する。

また、町は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

(9) ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- ア 指定避難所その他公共施設での井戸の掘削
- イ 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置

- ウ 蓄電池の設置
- エ 指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- オ 指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- カ 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- キ 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- ク 新エネルギーシステムの導入

第29節 文教対策

【総務課、教育課】

第1項 文教対策

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「教育施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、教育施設の保安全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 教育施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、教育施設の建設にあたっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 教育施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、教育施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防にあたる。

ア 組織の整備

教育施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平時からその組織を整備しておく。

イ 補修、補強等

平時から教育施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備にあたる。

ウ 資材等の整備

災害時の教育施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

(4) 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努める。

また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童、生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童、生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、併せて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。

なお、このため各学校は、次の点に留意してその普及に努める。

- ア 防災知識の普及は、正常な教育課程に位置づけて実施する。特に、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合は、事前の指導として防災知識の普及に努める。
- イ 災害時においては、児童、生徒の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、地震、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を策定し、事前に児童、生徒に周知を図る。この場合、特に心身障がい児や、低学年の児童、生徒にはよく理解させ徹底しておく。
- ウ 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の意を用い、児童、生徒に対しても火遊び等をしないよう指導する。
- エ 学校は、児童、生徒の通学路に沿う危険箇所を事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておく。
- オ 児童、生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合、学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

(5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒及び家庭等への徹底を図る。

なお、町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

なお、訓練計画の策定及び訓練の実施にあたっては、次の点に留意する。

- ア 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- イ 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- ウ 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。
なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。
- エ 訓練は毎学期1回程度実施する。
- オ 訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- カ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の

活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

キ 計画の策定及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

ク 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

(7) 気象予警報等の把握、伝達

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校教育施設・保育園における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報及び南海トラフ地震の臨時情報等各種の情報の把握に努め、把握した内容をメール、SNS等を活用し、速やかに児童・生徒及び保護者に伝達する。

(8) 臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校・保育園の臨時休業については、町教育委員会が決定して行う。

第2項 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施内容

(1) 防災思想の普及

町及び指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

イ 町、県

- a 国指定、県指定、町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
- b 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。
- c 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- d 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

参考資料 13 観光施設・文化財に関する資料 13-2 文化財一覧

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

第30節 行政機関の業務継続体制の整備

【各課共通】

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失等、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

2 実施内容

(1) 行政における業務継続計画の策定

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図る。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(2) 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

第31節 民間事業者等の防災の促進

【総務課、振興課】

1 方針

民間事業者等の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのためには、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

町、商工団体等は、民間事業者等の防災意識の向上を図り、災害時に民間事業者等が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、自主的な防災対策を促進するとともに、防災対策に取り組むことができる環境整備に努める。

2 実施内容

(1) 民間事業者等の取組

民間事業者等は、大規模災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下「BCM」という。））の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する事業者等は、国及び地方公共団体が実施する民間事業者等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

製造業等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

ウ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動等、民間事業者等の特色を活かした活動が望まれる。また、平時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 民間事業者等の防災の促進のための取組

町は、民間事業者等の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、民間事業者等の防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町、商工団体等は、民間事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により、防災力向上の促進を図る。

また、民間事業者等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスをを行う。

ア BCPの策定促進

a 普及啓発活動

民間事業者等の防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発する。

b 情報の提供

民間事業者等がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定や各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。ハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

民間事業者等が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等を検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作

成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

第32節 防災対策に関する調査研究

【総務課】

1 方針

災害による被害を最少限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

2 実施内容

(1) 災害危険地予察

町及び県は、関係機関の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、また、県の防災ヘリコプターを利用した災害危険地の調査を踏まえ、災害時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を町地域防災計画に反映する。

(2) 風水害対策基礎調査

岐阜県における大規模災害発生状況をみると風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、町は、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

- ア 町における既往の風水害
- イ 降水量と山腹等の崩壊災害
- ウ 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
- エ 降水量と河川災害
- オ 浸水想定区域図
- カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(3) 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっており、町、県及び防災関係機関は、相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進する。

(4) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町は、単独又は関係機関と共同して危険地域調査結果の想定被害に対処するための平時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくとともに、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(5) 調査及び計画の区域

危険区域の調査及び計画は、おおむね次の区域について順次行う。

災害種別	調査地域
火 災	消防力の基準に伴う密集地及びこれに準ずる密集地
水 害	各河川の増水を想定して過去の被害地帯及び被害が予想される地帯
地 震	住家の密集地帯、がけ崩れ等発生する地帯
急 傾 斜 地 等	土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）

(6) リスクの評価

町は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

参考資料 3 災害危険区域に関する資料

第33節 事故災害対策

【各課共通】

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故、鉄軌道における列車の衝突、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施内容

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、事故災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、防災関係機関及び事業者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平時より連携を強化しておく。

(3) 捜索、救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の調達手段の確立に努める。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努める。

ウ 消火活動関係

町は、平時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

エ 搜索活動支援関係

町は、迅速かつ効率的な搜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの出動要請及びヘリポートの整備等支援基盤の確保に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

町は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

町、県、県警察、事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。特に、孤立するおそれのある集落へ向かう道路については、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第34節 放射性物質災害対策

【各課共通】

1 方針

災対法及び放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射性物質の取扱いに係る災害の発生及び拡大の防止について、必要な予防対策を進める。

なお、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力災害の発生及び拡大の防止については、原子力災害対策計画に基づき、必要な対策を進める。（以下「応急対策」についても同様）

2 実施内容

(1) 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期す。

- ア 施設の不燃化等の推進
- イ 放射線による被ばくの予防対策の推進
- ウ 施設等における放射線量の把握
- エ 自衛消防体制の充実
- オ 通報体制の整備
- カ 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- キ 防災訓練等の実施

(2) 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図る。

(3) 防災対策資料の整備

岐阜労働局、県及び町は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

(4) 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

(5) 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第35節 危険物等保安対策

【各課共通】

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 実施内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨町（消防署）及び警察署に通報する。

イ 緊急措置

中部近畿産業保安監督部、県及び町は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずる。

ウ 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。また、町は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

エ 教養、指導

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、次の講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。

【火薬類】

- 保安責任者及び従業者保安教育講習会
- 発破技術講習会
- 建びょう銃用空包保安講習会
- 消費現場の巡回指導

【高圧ガス】

- 高圧ガス製造保安係員再教育講習会
- 液化石油ガス業務主任者再教育講習会

- 液化石油ガス消費者災害防止保安講習会
- 消費設備、配管技術講習会
- 消費設備の点検指導
- LPガス消費者相談所

オ 安全性の向上

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講ずることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

(2) 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

町は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。

また、車両火災の予防等について指導する。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

b 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

b 防災関係機関相互の連携体制

町、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておく。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

c ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進する。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

b 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

c 消火活動関係

町は、平時から可茂消防事務組合、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

県、町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

エ 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

オ 危険物等の流出時における防除活動関係

町は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

カ 避難受入れ活動関係

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。

キ 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

ク 防災業務関係者の安全確保関係

町は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

ケ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

コ 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うにあたっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

サ 災害復旧への備え

町、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(4) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

町は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

また、町は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第36節 林野火災対策

【各課共通】

1 方針

本町は町域の87%が林野であり、全国的にも上位の林野比率である。この林野は、木材その他林産物を供給するとともに町土を保全し、水源を涵養、山地災害の防止、保健と休養の場となるものであるが、最近では観光登山、レクリエーション、山菜採り等、町外者の利用が急速に増してきたことから林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところである。

したがって、白川町森林組合等の協力のもとに他の計画に定めるもののほか、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施内容

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 防火林道、防火森林の整備

町は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

イ 火の使用制限

町は、火災警報発表時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発表された場合、町及び林野の所有（管理）者は、可茂消防事務組合火災予防条例の定めるところにより、おおむね次のとおり火の使用制限を行う。

- 山林、原野において火入れをしないこと。
- 煙火を消費しないこと。
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 残り火（煙草の吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- 山小屋等の屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

ウ 森林保全管理活動の促進

林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

(2) 林野の所有（管理）者の管理上の指導

町は、可茂消防事務組合と連携して林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し、次の事項を重点に指導する。

- 防火線、常緑広葉樹等による防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- 林道構築にあたっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- 事業地には、防火処置を行う。
- 火入れにあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）及び白川町火入れに関する条例（昭和59年条例第3号）に基づくほか消防機関と密接な連絡を図る。
- 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

b 情報の整理

町は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

c 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

また、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮する。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

b 防災関係機関相互の連携体制

町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておく。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の調達手段の確立及び整備推進に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救急救助用資機材の整備に留意する。

b 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

c 消火活動関係

町は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火に協力するため、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。なお、平時から消防本部、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

参考資料 4 消防に関する資料 4-2 林野火災対策用資器材一覧

エ 緊急輸送活動関係

県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制を整備する。

オ 避難受入れ活動関係

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、消防機関、森林組合、民間企業、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難誘導體制の整備に努める。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、森林組合等が訓練を行うにあたっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(4) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

町は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施する。なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向に十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど、防火知識の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

なお、防災知識の普及は、特に「山火事予防期間」に重点を置き、おおむね次の媒体を通して行う。

- 展覧会、講演会等の開催による方法
- 映画、スライド等の映写による方法
- 看板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- 学校その他の諸団体等への宣伝委託の方法
- 林業労務者等を対象とした講習会を行う方法
- 林野火災訓練等を通じて行う方法

ウ 住民の防災活動の環境整備

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。また、林野火災の予防活動について、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、町は、住民や事業所等の自主防災活動を育成、助長する。

第37節 大規模な火事災害対策

【各課共通】

1 方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施内容

(1) 災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

- a 町は、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等、骨格的な基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水を消防水利として活用するための施設の整備等を図り、災害に強いまちづくりを図る。
- b 町、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・受入れ等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

イ 火災に対する建築物の安全化

a 消防用設備等の整備、維持管理

町、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。また、最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの集中管理の推進に努める。

さらに、非常災害時に、消防用機械器具の最高能力を発揮するよう平時から常に点検整備を行う。

(a) 機械器具

点検区分	内 容	回 数
使用後の点検	各部の清掃、冷却水の検査補給取替、各部潤滑油の検査取替、ガソリンの補給及び予備燃料の検査、ポンプ内のため水排除、ホースの清掃及び乾燥	使用の都度
通常点検	ホースの検査補修、機械器具各部の検査清掃、調整附属品の点検	月 2 回
特別点検	使用後の点検に準ずる車両、その他簡単に分解できる部分の手入れ	

(b) 水利

区 分	内 容	回 数
防 火 水 槽	水量の確保、防火水槽の破損点検整備	年 4 回
	清掃	年 1 回
接 岸 道 路	路面、路側の点検、障害物の除去及び刈り払い	年 1 回

b 建築物の防火管理体制

町、事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

a 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

b 町、事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、ヘリコプター、車両など、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

b 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図る。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとと

もに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

b 防災関係機関相互の連携体制

町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておく。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

町は、救助に必要な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

b 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

c 消火活動関係

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平時から可茂消防事務組合、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努める。

エ 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努める。

オ 避難受入れ活動関係

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。さらに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。

指定緊急避難場所については、町は、大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害時に迅速に指定避難所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町及び放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体

制及び施設設備の整備を図る。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

ケ 消防団員教養訓練の実施

a 一般教養計画

- (a) 新たに任命した消防団員のすべてに対し、基礎的教養訓練を行う。
- (b) 教養訓練の方法は、講習、研究会、実務修習、巡回指導、教養資料の配布、演習訓練、考査、その他適切な方法により行う。
- (c) 教養訓練の実施にあたっては、その必要度に応じて種目を選定し、計画的に行い、次に掲げる事項に留意する。

- 講習においては、講師の口述のみに終ることなく実物教授、実習、討議等の方法により、十分実効をあげるようにする。
- 研究会においては、あらかじめ研究事項を示し十分準備させた後、指導員の適切な指導により相互の研究討議を通じて実効をあげるようにする。
- 実務修習においては、指導員を選定し、その適切な実施指導により行う。
- 考査は、自発的研修を促進し、平素の教養の成果を測定することを目途とし被考査者の過重な負担とならないよう簡明適切な方法によって行う。

- (d) 消防団が団員に対して行う一般教養は、一年を通じて少なくとも次の程度実施する。

教 養 種 目	回 数	時 間
幹 部 講 習	1以上	3以上
消 防 法 規 講 習	1	3
ポ ン プ 操 法	4	8
放 水 演 習	4	4
図 上 戦 術	2	4
礼 式 、 規 律 訓 練	4	2
自 動 車 操 縦 演 習	6	6
救 助 演 習	2	2
非 常 招 集 訓 練	2	2

(e) 一般教養訓練には、岐阜県消防課及び消防学校並びに岐阜県消防指導員の教師を教養実施場所に派遣要請をして実施することができる。

b 派遣教育計画

(a) 新任及び現任の消防団員に対し、岐阜県消防学校又は消防大学に入学させ初任教養、現任教養、専科教養及び幹部教養を習得させることができる。

(b) 消防学校への派遣については「岐阜県消防学校教育訓練規則」により町長又は消防団長が任命する。

(c) 町長又は消防団長は、消防団員の教養について特に必要があるときは消防学校以外の機関に対し、これを委託することができる。

c 訓練計画

訓練には次の警防訓練を実施する。

人命救助	飛火警戒	通信連絡	破壊消防	出動	財産保護
山林火災防ぎよ	車両火災防ぎよ	危険物火災等特殊火災防ぎよ			
災害応急対策	等				

コ 防火管理者等に対する火災予防の徹底

防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導を行い火災予防の強化徹底を図り、防火管理者の組織化を図るとともに、あらゆる機会をとらえて相互に防火研究を実施する。

(3) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

町は、火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。特に「全国火災予防運動」（年2回）の期間に重点を置き町内に広く強力に展開する。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及は、おおむね次の媒体を通して行う。

- 「広報しらかわ」及びその他機関紙による周知徹底
- ポスター、パンフレットによる啓発宣伝
- 防災行政無線による周知徹底
- 広報車による巡回宣伝
- 消防車による巡回宣伝
- 学校防火訓練による児童、生徒の防火思想の普及

イ 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第38節 大規模停電対策

【各課共通】

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施内容

(1) 事前防止対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

(2) 代替電源の確保

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 活動体制

【各課共通】

1 災害対策本部

(1) 町災害対策本部の設置基準

町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、町長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

白川町災害対策本部設置基準
1 災害が発生し被害が予想される時。
2 特別警報が発表されたとき。
3 災害が発生したとき又は災害が発生し、災害救助法が適用されたとき。

(2) 系統及び設置場所

ア 町本部は特別の場合（庁舎被災時等）のほかは町役場内に設置し、その室は次による。

a 警戒体制をとったとき 総務課（防災対策室）

b 非常体制、救助体制をとったとき 庁舎2階大会議室

イ 庁舎が被災し、使用不能のときは、町本部は町民会館に設置し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

また、使用する既存施設がないときは、野外に仮設する。

(3) 現地災害対策本部

白川北、蘇原、黒川、佐見地区で発生した災害で、現地との連絡が所管支部で十分でないときは、出張所又は現地の適当な場所に現地災害対策本部を開設し、現地における応急対策の実施及び連絡にあたらせる。

なお、現地災害対策本部を開設したときは、現地本部長及び現地本部員を任命する。

(4) 支部の開設

町支部は、町本部が開設された場合に設置する。ただし支部地域内に被害がなく、あるいは軽微な場合等で、町本部長がその必要がないと認めたときは、支部は置かない。

町現地災害 対策本部	町 災 害 対策本部	支 部	名 称	位 置	区 域
			白 川 支 部	役場本庁舎内	白川口・泉野 中野
白川北支部	白川北出張所内		大山・坂ノ東		
蘇原支部	蘇原出張所内		切井・赤河 三川		
黒川支部	黒川出張所内		黒川		
佐見支部	佐見出張所内		佐見		
現 地 (必要に応じ 設置)	庁舎2階 大会議室 (被災し、使用 不能の場合、白 川町町民会館)				

(5) 命令権者

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておく。

第1順位	町長
第2順位	副町長
第3順位	教育長
第4順位	防災対策監

(6) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町本部長（不在時は、副本部長又は代理者）が、その必要を認めたときは、「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項を協議する。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないときなどにあっては、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、町本部長が決定する。

- ア 災害対策本部の開設及び配置並びに職員の動員、応援に関すること。
- イ 必要により現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の選定に関すること。
- ウ 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- エ 被災者の救助、保護対策に関すること。
- オ 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- カ その他災害対策に関連した重要な事項

2 動員体制

(1) 動員体制

注意報、警報等が発表されたとき、又は災害が発生したときの動員基準及びその人員は、次のとおりとする。

体制区分	基準	通常勤務のとき	勤務時間外又は休日のとき	備考	警戒レベル
準備(籠)	1 大雨注意報 ただし、発表された時点において降雨量がまったくなくとき又は連続降雨量10mm未満で災害の発生がないと判断されるときは待機とし、気象状況により体制を整える。 2 洪水注意報 ただし、本町に影響すると予想されるとき 3 雷注意報が出され、強い雷が予想されるとき 4 その他町長がこの体制を命じたとき	○総務課、建設環境課を主とし体制をとる。	宿日直により対応	○活動内容は、各種情報の収集連絡 ○状況により、関係機関と連絡をとり災害予防対策にあたる。	警戒 レベル 2相
警戒(籠)	1 大雨警報(土砂・浸水害) 2 大雪警報 3 雨量規制による通行止めが発生した場合 4 その他町長がこの体制を命じたとき	○総務課、建設環境課を主とし体制をとる。	○本庁 災害対策実施要領に示す職員が配備につく。	○町長が必要と認めるときは、災害警戒本部が設置される。	警戒 レベル 相
警戒(籠)	1 警戒第1配備の警報が発表され、基準雨量に達した(すると見込まれる)とき 2 その他、災害(台風の直撃、集中豪雨、河川、谷川の氾濫、浸水等)の発生の危険性が高まったとき 3 暴風警報 4 洪水警報 5 高齢者等避難発令時 6 災害の恐れがあるとき	○総務課、建設環境課を主とし体制をとる。	○本庁 災害対策実施要領に示す職員が配備につく。 ○出張所・出張所管内の職員(本庁配備職員を除く)は、各出張所へ出動 ○町全域に被害が発生した場合の調査班等の編成は、災害対策実施要領による。	○基準雨量 連続降雨量 120mm	警戒 レベル 3
非常(籠)	1 特別警報が発表されたとき 2 災害の恐れが高いとき又は災害が発生したとき 3 避難指示発令時	○白川町災害対策本部に関する規程による体制をとる。 ○町全域に被害が発生した場合の調査班等の編成は、災害対策実施要領による。	○本庁管内職員は、本庁へ、出張所管内の職員(本庁配備職員を除く)は、各出張所へ出動 ○町全域に被害が発生した場合の調査班等の編成は、災害対策実施要領による。	○災害対策本部が設置される。	警戒 レベル 相
救助	災害により救助を必要とする事態が発生したとき		○関係部・班	○災害対策本部が設置される。	

- (注) 1 災害対策実施要領は毎年度別に定める。
 2 災害の種類、状況その他により上記体制と異なる体制を指示することがある。
 3 警戒体制の場合は、消防団長に連絡すること。消防団長の指示により各分団長に連絡し体制をとる。ただし、緊急の場合は、直接分団長に配備体制を連絡する。
 4 警察官との連絡を密にし、相互の協調、情報の交換等万全を期すること。

○災害警戒本部設置

警報発表中に連続雨量が120mmに達した（達する見込みとなった）場合、又は災害の危険性が高い（台風の直撃、集中豪雨、河川、谷川の氾濫、浸水等）と判断される場合には警戒第1配備に加え警戒第2配備として災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部は副町長を本部長とし、次の者を本部長とする。

防災チーフ（危機管理係長）

総務課長

消防主任・防災アドバイザー

建設環境課長 建設環境課の各係長

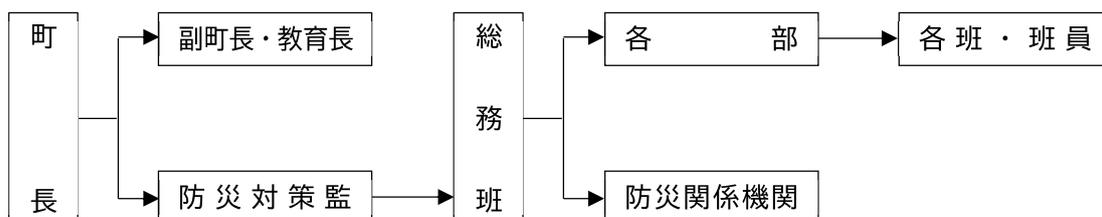
消防団長 可茂消防事務組合東署連絡員 ※必要に応じ増員、減員する。

また、指示、連絡は次による。

- ① 通常勤務では、総務課から設置を指示する。
- ② 時間外等では、警戒第1体制（警報当番）班長が判断し、設置を指示する。
- ③ 警戒本部を設置した場合は、速やかに防災関係機関、主要施設に連絡する。

(2) 体制等の伝達

災害対策本部の設置、閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。ただし、準備体制については省略することができる。



- (注) 1 庁内放送可能時における庁内各部への伝達は放送によって行う。
 2 行政防災無線放送により住民へも周知する。
 3 防災関係機関
 ・県支部 ・白川駐在所 ・消防団 ・JR ・ダム管理者
 ・農協 ・森林組合 ・東消防署 ・社会福祉協議会 等

(3) 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につく。各部班は、職員別に配備場所を定めておくが、本部連絡員は、いつでも直ちに本部室に集合できるようにする。

3 職員の動員

(1) 職員の心得

町本部職員は、常に気象状況あるいは消防及び水防信号等に注意し、災害の発生を承知したとき、又は発生のおそれがあるときは、在庁時にあつてはそれぞれの配備場所に、退庁時又は休日にあつては、本庁又は出張所に登庁し、待機する。

(2) 動員計画

町本部の各配備における動員者数は、災害対策実施要領の別表により毎年別に定める。

(3) 動員の方法

職員の動員は、在庁時にあっては総務班によって行うが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにおいては、メール、電話、町防災行政無線、音声告知放送及び伝令によって動員する。

なお、消防部における動員は、消防及び水防信号によるメール、サイレン又は警鐘による。

ア 本部連絡員の任命及び責務

- a あらかじめ各班において本部連絡員を定める。本部連絡員は、町本部設置後は本部事務室に勤務する。
- b 本部連絡員の連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

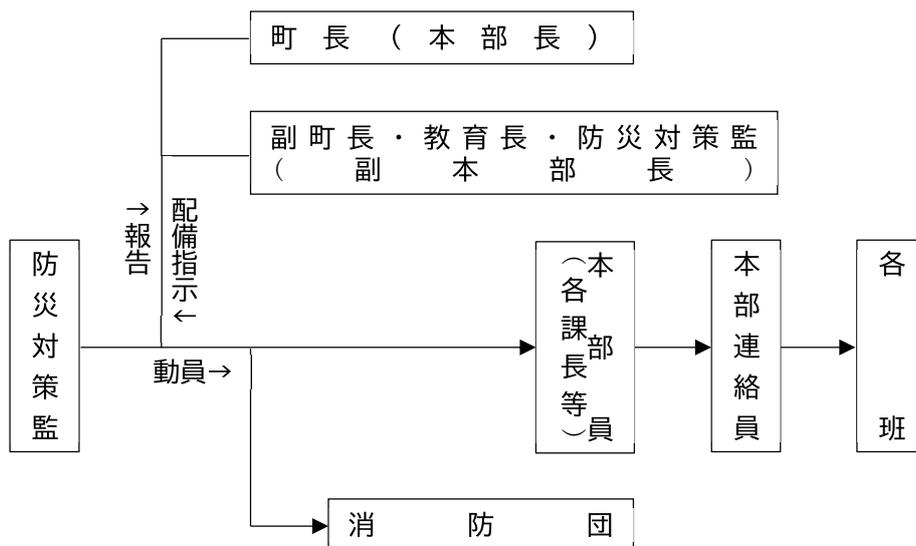
イ 動員の伝達

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

a 勤務時間内における伝達

- (a) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、防災対策監は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、本部員（各課長等）を通じて本部連絡員にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。
- (b) 本部連絡員は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。
- (c) 防災対策監は、消防団長に非常配備を伝達する。

【勤務時間内における伝達系統】



b 勤務時間外、休日における伝達及び配備

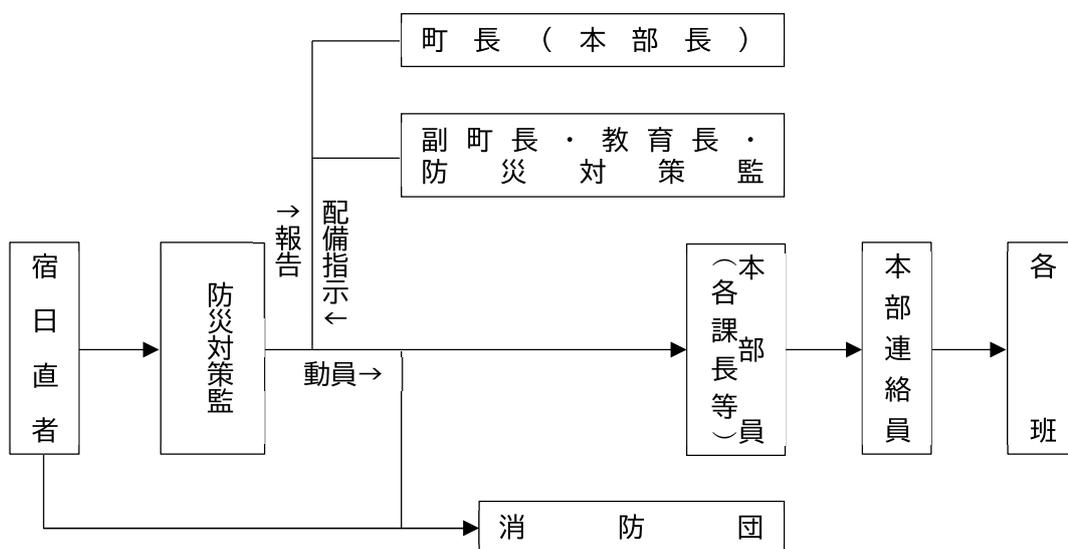
- (a) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに防災対策監（不在時にあっては防災チー

フ) に連絡する。防災対策監は、宿日直者から連絡を受けた場合は、町本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長・防災対策監）に報告し配備体制の指示を受け、本部員に伝達する。

- (b) 防災対策監は、消防団長に非常配備を伝達する。
- (c) 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- (d) 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ本部連絡員からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がける。

【勤務時間外、休日における伝達系統】



(4) 職員の応援

各班における災害応急対策等実施にあたって、職員が不足するときは、次の方法により応援する。

なお、町本部内における応援でなお不足するときは、県に職員の応援又は派遣を要請する。

その他応援に関する計画は、「第3章 第5節 災害応援要請」による。

ア 町本部各班における要請手続

町本部各班は、職員の応援を受けようとするときは、町本部連絡員室に次の応援条件を示して要請する。

- 作業の内容
- 就労（勤務）場所
- 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば機関名あるいは職員の氏名）
- 携帯品その他必要事項

イ 町本部における応援順位

町本部における応援（支部からの要請を含む。）は、次の順位による。

- a 応援を要請する班の所属部内で余裕のある班からの応援
- b 上記の応援でなお不足するときは、本部を構成する各班以外の本庁各課、室等又は町支部あるいはその他の関係機関からの応援

ウ 町本部における応援調整

町本部における応援の調整は、行政班において行う。

なお、行政班が関係機関を応援のため出動するよう指示するときには、当該機関の長と協議して行う。



エ 町支部における応援

町支部は、職員の応援を受けようとするときは、支部長と協議のうえ応援条件を示して町本部の所管の班に要請する。ただし、次の場合は、町支部長の権限において直接実施して差し支えない。

- a 「他班実施事項の応援」を分担任務とする班からの応援
- b 通信途絶時等における緊急を要する場合の応援

（注）災害救助法等で班が協力を分担する対策については、その班の分担任務と見なし、応援の手続は要しない。

(5) 本部職員の証票等

ア 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「白川町職員証」をもって兼ねるものとし、災対法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねる。

イ 腕章

町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、腕章を着用する。

参考資料 5 災害対策本部に関する資料 5-1 腕章様式

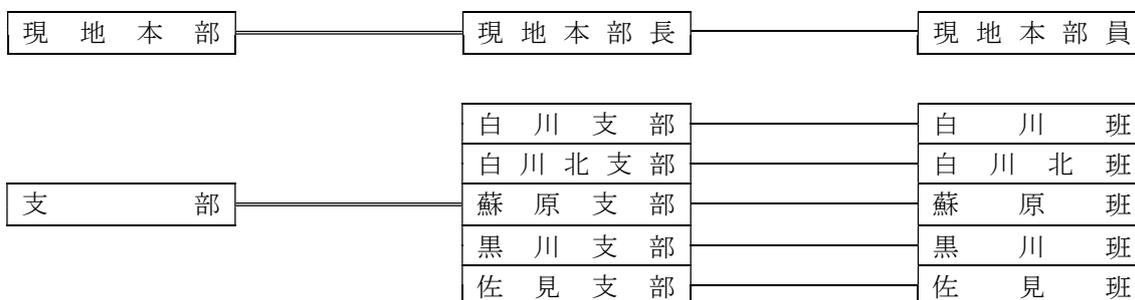
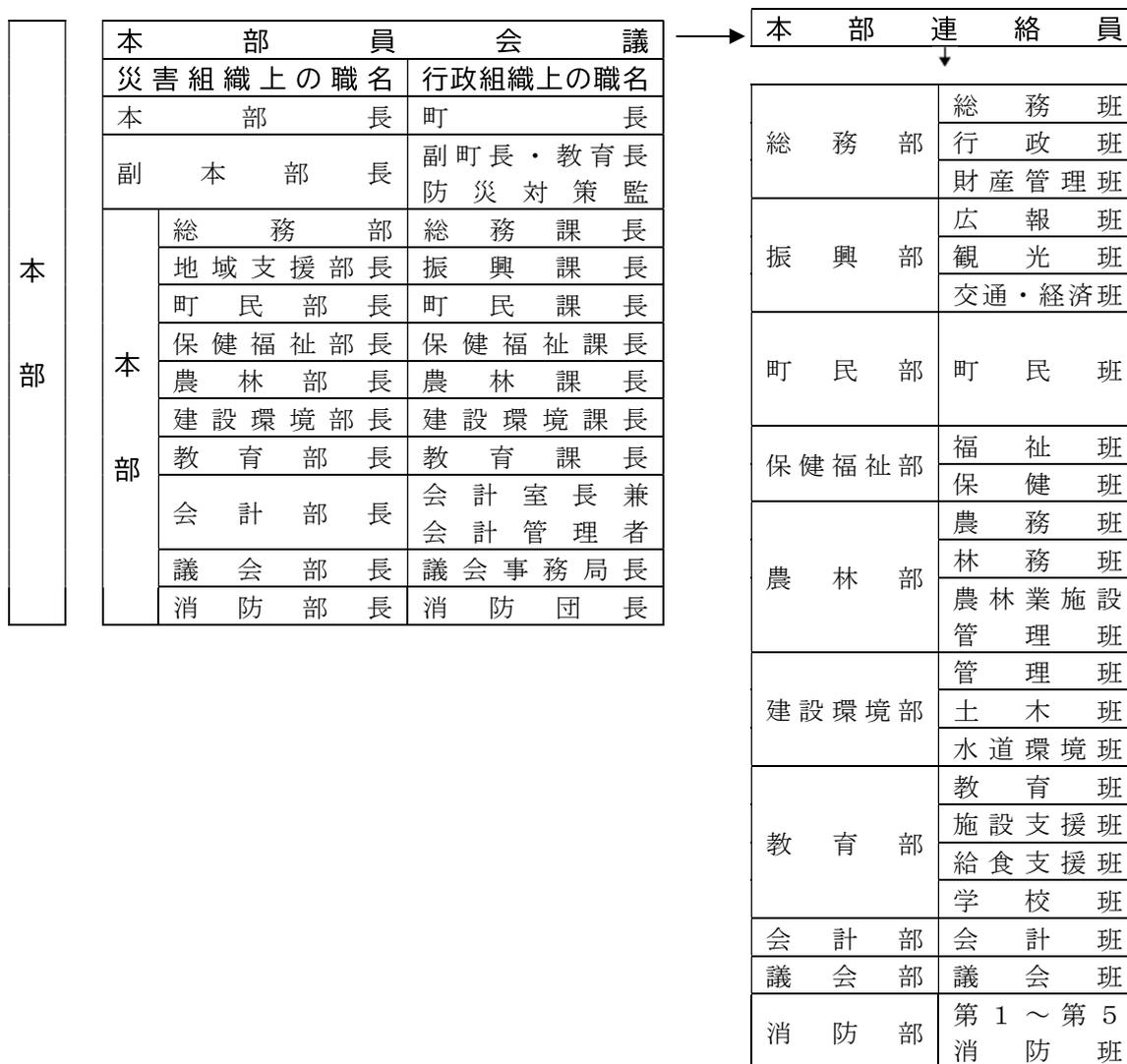
ウ 標旗

町本部で災害応急対策に使用する自動車（借上自動車を含む。）には表示板（マグネットシート）を付する。

参考資料 5 災害対策本部に関する資料 5-2 標旗様式

第2項 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の編成



2 分担任務

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたる。

本部員会議は、必要に応じて指定地方行政機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関の長の出席を求めることができる。

(2) 本部の各部、各班

町本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

部長に事故があるときは、その属する部の班長のうちから職務代理者を本部長が指名する。

班長は、当該班の所属事項について、部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

各課、室等の職員は、その班員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。

本部の各部及び各班別の分担は、次のとおりであるが、各班における災害応急対策の実施に当って職員が不足するときは、総務班に協議する。総務班は、余裕のある班のうちから調整する。なお不足する場合は県へ職員の応援又は派遣要請をする。

【各部・班の分担任務】

(白川町災害対策本部に関する規程第2条関係) 令和7年4月1日

部名 (部長及び副部長)	班名 (班長)	分担任務
本部長 町長		1 町本部の総括
副本部長 副町長 教育長 防災対策監		1 本部長の補佐及び本部長不在時の代理 (代理の順位 副町長→教育長→防災対策監)
総務部 部長 総務課長 副部長 企画財政課長 庁舎整備室長	総務班 危機管理係長 企画調整係長	1 災害対策の全般に関すること。 2 災害情報の収集、報告に関すること。 3 自衛隊の災害派遣に関すること。 4 災害関係職員の動員、応援調整に関すること。 5 消防に関すること。 6 県本部との連絡調整に関すること。 7 各部班との連絡調整に関すること。 8 気象予警報の伝達等に関すること。 9 災害時における防災行政無線の管理運用に関すること。 10 避難所の設置に関すること。
	行政班 行政係長	1 災害関係の文書及び物品の受理配布並びに発送に関すること。 2 本部長の秘書に関すること。 3 災害見舞及び視察者に関すること。 4 義援金品の受付に関すること。
	財産管理班 財政係長	1 災害予算等町財政に関すること。 2 庁舎及びその他の公有財産等の災害対策に関すること。 3 自動車等輸送及び管理に関すること。 4 土地開発等の災害対策に関すること。

振興部 部長 振興課長	広報班 魅力発信係長	1 災害関係の広報に関する事。 2 災害関係の広報掲載に関する事。
	観光班 第三セク経営 強化専門監	1 観光客への避難支援等に関する事。 2 観光施設等の災害対策に関する事。
	交通・経済班 地域支援係長	1 公共交通の災害対策に関する事。 2 町内事業者の復興支援に関する事。 3 庁内事業者との連携 4 生活必需物資の確保及び配給に関する事。
町民部 部長 町民課長	町民班 住民係長 税務係長 地籍調査係長	1 被災住民の調査及び対策に関する事。 2 災害用主要食料に関する事。 3 火葬等に関する事。 4 斎場施設等の被災に関する事。 5 災害に伴う町税の減免等に関する事。 6 被災住宅の調査に関する事。 7 罹災証明発行事務に関する事。 8 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
保健福祉部 部長 保健福祉課長	福祉班 福祉係長 総合相談係長	1 災害救助の全般的計画及びその実施に関する事。 2 赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。 3 被災者に対する生活福祉資金等の融資に関する事。 4 社会福祉施設の災害対策に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 ボランティアの登録、受付等及び受入体制の確保に関する事。 7 被災者に対する民生保護に関する事。 8 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 9 援助物資の配給に関する事。 10 老人福祉施設の災害対策に関する事。 11 福祉避難所の開設に関する事。 12 避難所運営に関する事。
	保健班 保健係長	1 災害時における防疫に関する事。 2 災害対策用薬品に関する事。 3 災害時における食品衛生、飲料水に関する事。 4 災害時における医療・助産に関する事。 5 保健衛生施設の災害対策に関する事。 6 救護所の運営に関する事。
農林部 部長 農林課長 副部長 森林活用センター 準備室長 特産品振興センタ ー長	農務班 農務係長	1 農・水産物及び農家の災害対策に関する事。 2 災害時における病害虫の防除、防疫に関する事。 3 畜産関係の災害対策に関する事。 4 被災農家に対する農林金融に関する事。 5 農作物の災害時における種苗、生産資材、肥料等に関する事。 6 援助物資の配給に関する事。
	林務班 林務係長	1 林業、林産物及び関係団体等の災害対策に関する事。 2 災害対策用木材に関する事。 3 林地及び治山に関する事。
	農林業施設管理班 基盤整備係長	1 農地及び農業用施設の災害対策に関する事。 2 林道及び林業施設の災害対策に関する事。
建設環境部 部長 建設環境課長	水道環境班 水道環境係長	1 簡易水道の災害対策に関する事。 2 ペットに関する事。 3 災害時における給水対策に関する事。 4 災害時における公害防止対策に関する事。 5 災害時におけるゴミ、し尿処理その他清掃に関する事。
	管理班 管理係長	1 道路・橋梁の交通規制に関する事。 2 道路・橋梁交通の応急対策に関する事。 3 町営住宅の災害対策に関する事。 4 被災者に対する住宅金融に関する事。 5 被災住宅の建設対策に関する事。 6 応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関する事。

	土木班 土木係長	1 道路・橋梁等の災害対策に関する事 2 河川、砂防関係の災害対策に関する事 3 水防対策に関する事 4 急傾斜地崩壊防止対策に関する事
教育部 部長 教育課長 副部長 教育主幹	教育班 学校教育係長 園長・子育て 支援係長	1 教育財産、その他教育関係の災害対策に関する事 2 被災児童、生徒、教職員の調査に関する事 3 被災児童、生徒の授業に関する事 4 保育園の災害対策に関する事
	施設支援班 生涯学習係長	1 文化財、公民館、社会教育施設等の災害対策に関する事 2 公民館等の避難所開設、運営に関する事 3 災害活動に協力する女性、青年組織等の連絡調整に関する事
	給食支援班 給食センター 事務長	1 災害時における学校給食に関する事 2 避難所開設に伴う給食に関する事
	学校班 学校長	1 児童生徒の避難等に関する事 2 学校施設の災害対策に関する事 3 授業、その他教育に関する事 4 学校施設の避難所開設、運営に関する事
会計部 部長 会計室長兼 会計管理者	会計班 会計室長兼 会計管理者	1 災害関係費の出納に関する事 2 災害時に必要な物品に関する事 3 義援金の管理に関する事
議会部 部長 議会事務局長	議会班 議会事務局長	1 議会の連絡等全般に関する事 2 議会の災害見舞、視察に関する事
消防部 部長 消防団長	第1消防班 第1分団長	1 消防活動に関する事 2 水防活動に関する事 3 救助・救出活動に関する事 4 災害警備に関する事 5 応急対策活動に関する事 6 避難誘導に関する事 7 自主防災会等の活動支援に関する事
	第2消防班 第2分団長	
	第3消防班 第3分団長	
	第4消防班 第4分団長	
	第5消防班 第5分団長	

- 注 1 上記分担任務のほか、余裕のある班は必要に応じ他班の応援をする。
 2 分担表にない任務については、町本部長がその都度定める。
 3 町本部を設置しない場合、町本部を開設するに至らない程度の災害が発生した場合、又は、発生するおそれのあるときの災害対策は、各部がそれぞれ分担する。
 4 班長の属する係の職員は、それぞれの班の班員となる。
 5 班に属さない職員は、各部の部長を補佐する。

(3) 本部連絡員室

本部連絡員は災害対策について、本部室と各部班の連絡及び本部員会議の庶務等に関する事務の処理にあたる。

本部連絡員室に室長を置き、室長は総務課長の職にある者とする。

本部連絡員は、あらかじめ所属長の指名する者とする。

本部連絡員は、町本部を開設したときは本部連絡員室に勤務する。ただし、災害の種類・規模等により本部連絡員室長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

本部各部内の連絡を図るため、各班に部内連絡員を置く。

部内連絡員は、各班において定め、本部連絡員に通知しておく。

(4) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、町本部長が災害の規模・程度により必要があると認めたとときに設置する。

現地災害対策本部に現地本部長及び若干の現地本部員を置き、現地本部長は、その都度町本部長が任命し、現地本部員は、現地本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属の職員から指名する。

現地本部長は、町本部長の特命事項を処理し、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整等にあたる。

現地本部員は、現地本部長を補佐し、現地における災害対策の推進にあたる。なお、通信確保のため、現地本部用無線局を総務班により設置する。

(5) 支部

支部は、地区における災害応急対策の円滑な処理にあたる。

支部長は、支部員と協議して支部における災害対策に関する事務の円滑な処理と本部との連絡にあたる。

支部員は、関係ある部・班及び地区よりそれぞれ職員を派遣する。

支部の分担は、次のとおりとするが、その他細部については、町災害対策実施要領に基づく。

【支部の名称、位置及び所管区域並びに分担任務】

(白川町災害対策本部に関する規程第4条の2関係)

名 称	位 置	所管区域	分 担 任 務
白 川 支 部	役場本庁舎内	当 該 出 張 所 管 内	1 所管区域内における災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれの速報に関すること。 2 所管区域内の連絡、調整に関すること。 3 出張所の避難所の開設、運営に関すること。 4 その他災害関係の特に命ずる事項
白 川 北 支 部	白川北出張所内		
蘇 原 支 部	蘇原出張所内		
黒 川 支 部	黒川出張所内		
佐 見 支 部	佐見出張所内		

(6) 県現地災害対策本部への連絡員の派遣

町内に県現地災害対策本部が設置された場合は、県現地災害対策本部と町本部との連絡調整等を図るため現地連絡員を町本部から派遣する。

現地連絡員は、町本部の職員の中から町本部長が指名する。

第2節 災害対策要員の確保

【各課共通】

1 方針

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

2 実施内容

(1) 動員の順序

次の順序によるが、応急対策の内容によっては、この順序を異にして動員することができる。

- ア 災害対策本部職員の動員
- イ ア以外の職員の動員（ア以外の町職員、県、他市町村）
- ウ 奉仕団員の動員
- エ 労務者等の雇上げ
- オ 労務者等の強制従事
- カ ボランティア

(2) 動員等の担当者

災害対策要員の動員等は、災害対策要員を必要とする各班の要請に基づき総務班が調整して次の区分により行う。

- ア 奉仕団の動員については
 - 自主防災会は、総務班
 - 日本赤十字奉仕団は、福祉班
 - 中学校生徒会奉仕団は、教育班
- イ 技術者、労務者の雇上げについては、その作業の関係事業主管部

(3) 奉仕団の編成

町内地域における奉仕団は、次のとおり編成する。

- ア 自主防災会（自主防災会単位の編成とする）
- イ 日本赤十字奉仕団
- ウ 中学校生徒会奉仕団（学校ごとの編成とする）

(4) 奉仕団活動要領

奉仕団の動員及び活動は、おおむね次による。

- ア 自主防災会
 - a 動員
 - 各団員の動員は、自主防災会長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めるとき、又は行政班から動員の要請があったとき、必要な人員を動員する。

b 関係機関との連絡協調

奉仕団は常に町本部、支部、消防の分団、警察等と連絡を保つとともに、それらの機関から要請のあったときは、積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

c 被害状況等の通報

奉仕団役員等は、町本部員、消防団員、支部職員、警察官等と協力して、被害状況、災害異常時の把握に努めるとともに町本部職員不在時にあつては、その概況を速やかに町本部あるいは警察官に通報する。

d 従事作業

奉仕団が実施する作業は、おおむね次のとおりとする。

炊き出し、給水、被災者の救助・保護対策、物資の輸送、
防疫・清掃等の被害地の衛生対策、被害地の整理その他災害応急対策

イ 日本赤十字奉仕団

a 動員

自主防災会に準ずる。

b 従事作業

奉仕団が実施する作業は、おおむね次の対策とする。

炊き出し等の被災者の救助保護対策、防疫・清掃等被災地の衛生対策

ウ 中学校生徒会奉仕団

奉仕団は、学校授業等に支障のない範囲において、清掃等比較的安全で単純な作業に従事する。なお奉仕団の動員は、学校班長（校長又は代理者）が自校の災害対策のため動員を必要と認めたとき、及び町本部から要請のあったとき行うものとし、作業の実施にあたっては、その現場に必ず教職員がつき添い、特に安全に留意する。

(5) 奉仕団活動記録

奉仕団の奉仕を受けた班は、おおむね次の事項について記録し、奉仕活動終了後、行政班へ提出しなければならない。

ア 奉仕団の名称及び人員並びに氏名

イ 奉仕した作業内容及び期間

ウ その他特別な事項及び参考事項

(6) 県への応援要請

町内で動員した奉仕団のみでは必要数を確保できないときは、次の区分により県支部の担当班に応援の要請をする。なお、緊急を要する場合にあつては、直接隣接市町村に応援の要請をする。

ア 要請者の種類及び要請先

- 医療関係者 ⇒ 県支部保健班
- 家畜医療関係者 ⇒ 県支部家畜保健衛生班
- 土木建築関係者 ⇒ 県支部土木班
- 水道工事関係者 ⇒ 県支部広域水道班
- その他奉仕団
 - ・所属奉仕団 ⇒ 県支部総務班
 - ・日本赤十字社及び町内隣保互助等奉仕団 ⇒ 県支部総務班

イ 要請時の明示事項

動員、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- a 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- b 所要人員
- c 就業期間（○日○時～○日○時）
- d 就労（勤務）の場所（集合場所・移送の方法）
- e 携行品その他必要事項

(7) 技術者等の雇上げ

災害応急対策の実施にあたって特殊な作業のため、技術者あるいは特別な労力を必要とするときは、おおむね次の班において雇い上げる。

- 医療・衛生関係……………保健班
- 土木工事関係……………土木班・管理班・基盤整備班・農務班・林務班
- 水道関係……………水道環境班

(8) 労務者従事記録

労務者を雇い上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておく。

- ア 出役表
- イ 賃金台帳

(9) 県及び他市町村に対する職員の応援要請

町本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県及び他市町村の職員の派遣をその長に対し要請し、又は県知事に対し派遣の斡旋を要請する。

要請方法は、「第3章 第5節 災害応援要請」を準用する。

(10) 災対法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

- ア 従事命令等の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災対法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	町長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

イ 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災対法による市長、警察官、自衛官の従事命令)	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

ウ 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- a 災対法第65条第2項に基づいて執行したときは、町本部長(町長)に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- b 災対法第65条第3項に基づいて執行したときは、町本部長(町長)に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。
- c 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。

- d 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条第1項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

（注）警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時にあっては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先する。

エ 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、「公用令書」を交付する。なお、県知事（県知事が市長に委任をした場合は市長を含む。）が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

- a 災害救助法による従事命令（様式集 様式1号）
- b 災害救助法による従事命令の取消命令（様式集 様式2号）
- c 災対法による従事、協力命令（様式集 様式3号）
- d 災対法による従事、協力命令の変更命令（様式集 様式4号）
- e 災対法による従事、協力命令の取消命令（様式集 様式5号）

オ 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式集 様式6号）により実費分を弁償する。

カ 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区 分	災害救助（県知事命令）	災対法（県知事命令）	町長等の命令
基 準 根 拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	白川町消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金
支 給 額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額
請 求 様 式	様式9号	様式10号	町様式

キ 従事台帳の作成等

- a 従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」（様式集 様式9号）を作成整備する。

- b 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して県知事に届け出る。

(11) その他参考事項

医療、土木建設関係者等の雇上げにあたっては、従事作業用の器具等を指定し、持参させるようにする。

土木の応急復旧作業等で、その内容が町において直接実施するより、請負等に付することを適当とするような場合にあつては、請負あるいは委託等の方法による。

(12) 惨事ストレス対策

ア 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3節 ボランティア活動

【総務課、町民課、保健福祉課】

1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

2 実施内容

(1) 町の活動

町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

ア 町本部に「総合ボランティア部会」を設け、県本部、日赤岐阜県支部及び町社会福祉協議会と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。

イ 「総合ボランティア部会」は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼び掛ける。

ウ 町（福祉班）は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

(2) 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、町災害ボランティアセンターを設置し、町に直接訪れるボランティア希望者の受付を行う。

また、町本部が設置する「総合ボランティア部会」からのボランティアニーズの確認と県本部、県社会福祉協議会への伝達又は連絡調整ボランティア活動への支援を行う。

(3) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入れ、派遣に係る調整等を行う。

1 罹災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

2 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

3 罹災者の生活支援

これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

(1) 避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助(手話通訳、外出援助)、話相手、こどもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供(インターネット、ミニコミ紙の作成・配布)

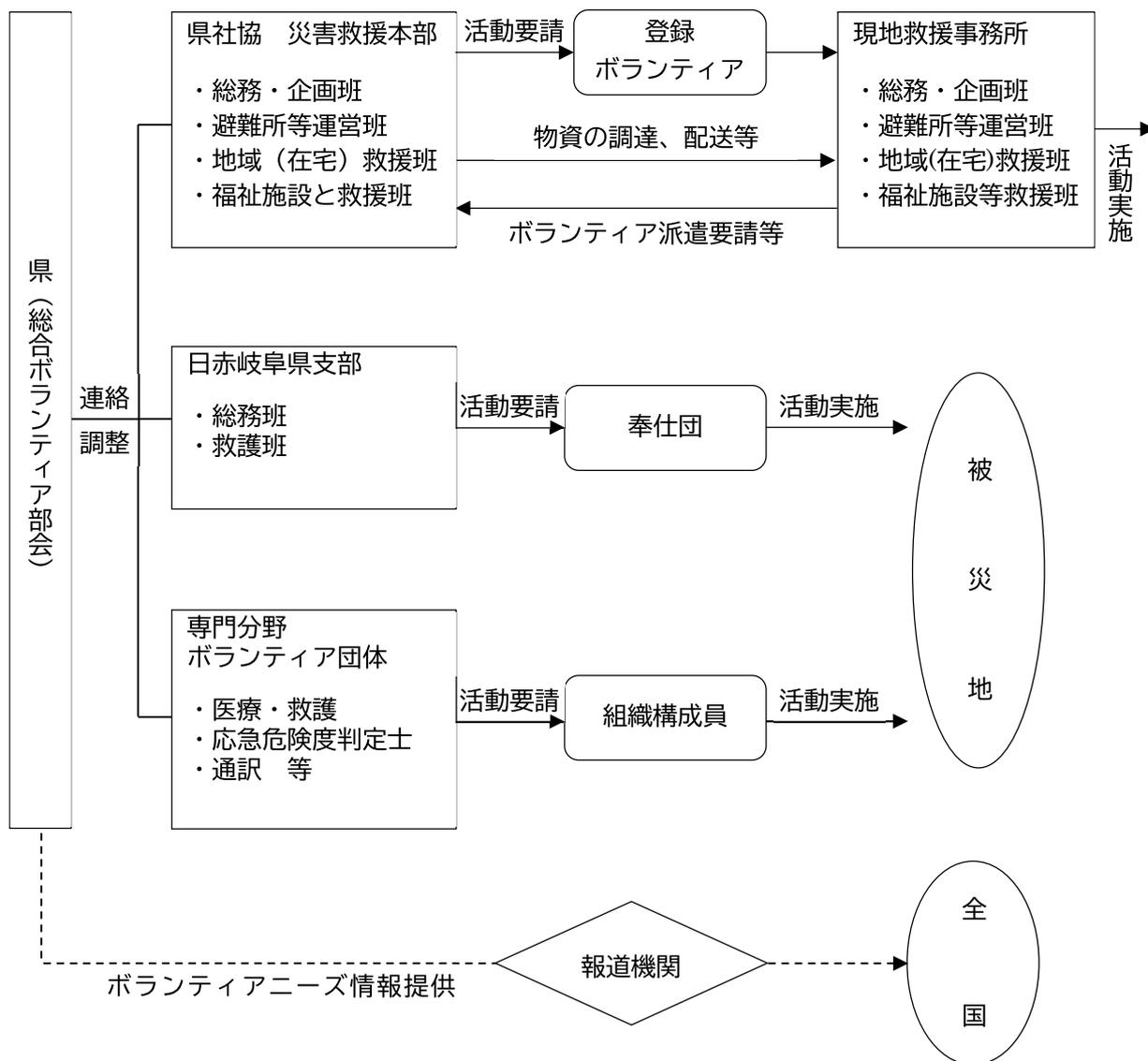
(2) 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助(手話通訳、外出介助)、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供(インターネット、ミニコミ紙の作成・配布)、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービス 等

(3) その他

罹災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝い 等

(4) 災害救援ボランティア概要図



第4節 自衛隊災害派遣要請

【総務課、企画財政課】

1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、県知事に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

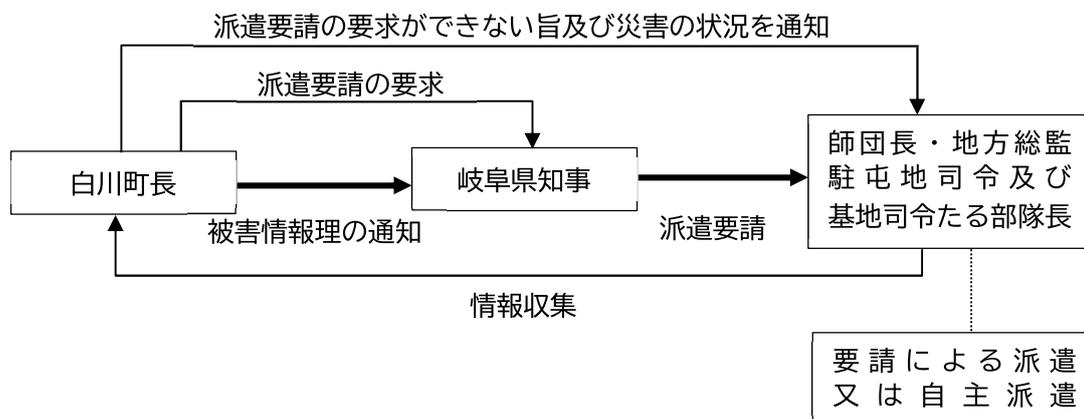
2 実施内容

(1) 災害派遣要請の基準

- ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

【派遣要請の3原則】

- 1 公共性
公共秩序を維持するため、人命及び財産を社会的に保護する必要があること。
- 2 緊急性
さし迫った必要があること。
- 3 非代替性
自衛隊以外に他に適切な手段がないこと。



(2) 災害派遣部隊の活動範囲

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
- イ 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 危険物の保安及び除去

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 災害派遣要請の手続

ア 派遣要請の要求

町本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式集 様式10号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。要請を行った場合、町本部長（町長）は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、町本部長（町長）は、

その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

【要請の窓口】

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線番号
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第 3 科	〒163-0067 名古屋市守山区 守山3-12-1	052 - 791-2191 (内線4831) (内線4509) (夜間) FAX (内線4839)	(事務室) 8 - 651 - 712 (当直室) 8 - 651 - 711 FAX 651 - 710
航空自衛隊 小牧基地	第1輸送航空隊 防衛部運用班	〒485-0025 小牧市春日寺 1丁目1番地	0568 - 76 - 2191 (内線432) FAX (内線404)	(事務室) 8 - 653 - 711 (当直室) 8 - 653 - 712 FAX 653 - 710
航空自衛隊 岐阜基地	第2補給処 企画課	〒504-8701 各務原市那加 官有無番地	0583 - 82 - 1101 (内線2314) FAX (内線2318)	(事務室) 8 - 652 - 712 (当直室) 8 - 652 - 711 FAX 652 - 710

イ 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 派遣部隊の受入体制

町（行政班）は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入体制に万全を期す。

- a 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- b 作業計画及び資機材の準備
- c 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- d 住民の協力
- e 派遣部隊の誘導
- f 活動状況の報告

(4) 経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

- a 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- b 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- c 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

イ その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

(5) 派遣部隊撤収時の手続

町本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式集 様式11号）を提出する。

(6) 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

発着場の適地選定にあたっては、以下のような要件に適した場所を選定する。

- ア 緊急車両等の進入が可能であること。
- イ 周辺の住宅、病院等への影響が少ないこと。
- ウ 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- エ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、障害物があっても離着陸は可能である。

参考資料 7 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊・自衛隊の受援に関する資料 7-3 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

第5節 災害応援要請

【総務課、企画財政課】

1 方針

大規模災害時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

2 実施内容

(1) 職員の派遣要請

ア 県及び他の市町村に対する応援要請

町本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災対法第68条に基づき、県知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後で文書を送付する。

- a 災害の状況
- b 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- c 応援を必要とする職員の職種別人員数
- d 応援を必要とする場所及び期間
- e その他職員の応援について必要な事項

イ 指定地方行政機関等に対する応援要請

町本部長（町長）は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町本部長（町長）は、災対法第30条に基づき、県知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- a 町本部長（町長）が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）
 - (a) 派遣を要請する理由
 - (b) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (c) 派遣を必要とする期間
 - (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (e) その他職員の派遣について必要な事項
- b 町本部長（町長）が、県知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）
 - (a) 派遣の斡旋を求める理由

- (b) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (c) 派遣を必要とする期間
- (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (e) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(2) 消防相互応援協定締結市町村への応援要請

災害が発生し、必要と認めた場合、町本部長（町長）は、消防相互応援協定締結市町村に消防業務の応援要請を行う。

本町が協定を締結している市町村は、次のとおりである。

ア 町本部の締結

美濃加茂市 (平成11年4月30日)	可児市 (平成11年4月30日)
坂祝町 (")	富加町 (")
川辺町 (")	七宗町 (")
八百津町 (")	東白川村 (")
御嵩町 (")	

イ 可茂消防事務組合の締結（東消防署管内分）

下呂市消防本部 (平成17年5月26日)
中津川市 (平成17年2月13日)
恵那市 (昭和57年10月1日)

ウ 災害時における相互応援盟約

笠松町 (平成8年10月22日)

参考資料 16 応援要請に関する資料

(3) 県内相互応援

ア 広域消防相互応援体制

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき消防に関し、相互に応援するため、「岐阜県広域相互応援協定」を締結している。

イ 県広域防災相互応援体制

町は、災対法第67条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるほか、要求に基づかない自主的な相互応援をするため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結している。

(4) 緊急消防援助隊等の受入れ

県知事の要請により、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自衛隊等を本町に受け入れる場合、必要に応じてその受入体制を整備する。

【大規模災害に係る応援隊の活動拠点施設（受入先）】

受け入れる応援隊	活動拠点施設
緊急消防援助隊（消防）	白川中学校（校舎・グラウンド） 大野台パーク（グラウンド）
広域緊急援助隊（警察）	油井グラウンド
災害派遣部隊（自衛隊）	クオーレの里（芝の広場、笹平高原）

(5) 警報等の伝達体制

ア 伝達系統

気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、総務班が担当する。ただし、部門別実施を要する関係機関あるいは特殊対象者に対する伝達等は、それぞれの対策担当班において行う。

なお、他班（職員）において警報等の伝達を受けあるいは異常気象等を承知したときは、直ちにその内容を総務班又は宿日直者に通報する。

イ 伝達の系統

警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達する。

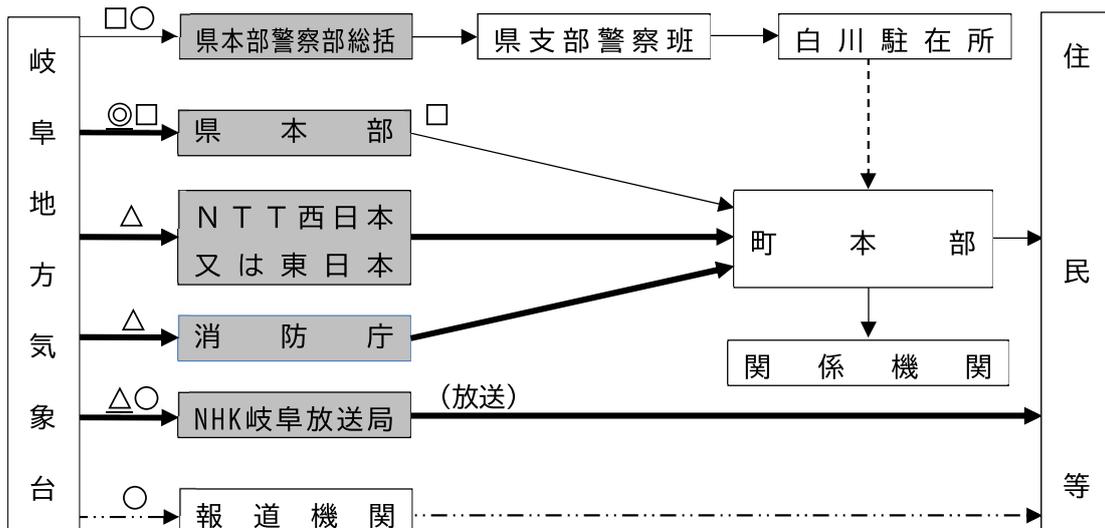
(6) 応援職員の派遣及び受入対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

【防災気象情報と警戒レベルとの関係】

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報(浸水害) ・洪水警報の危険度分布(災害切迫)	・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(災害切迫)
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

a 気象警報等



凡 例			
→	法令（気象業務法第15条等）による通知系統	---▶	法令（気象業務法第13条等）による公衆への通知系統
—▶	地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統	-----▶	伝達副系統
○	インターネット	◎	専用回線
△	オンライン	□	岐阜県防災行政無線
■	気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先		

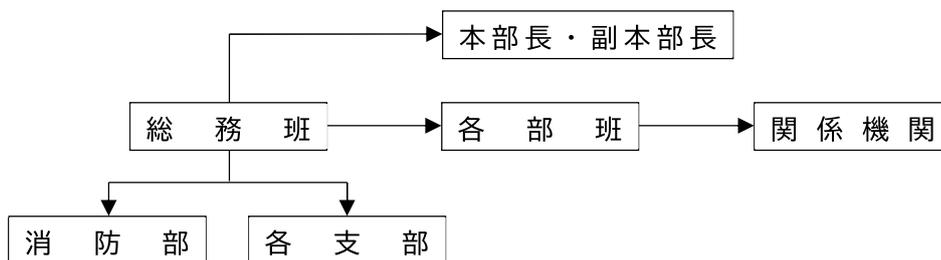
- (注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。

※通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話FAX等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

b 警報等の町内における伝達は、次の区分系統によって行う。



c 火災警報



(7) 経費の負担

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

【総務課・建設環境課】

1 方針

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施内容

(1) 輸送道路の確保

ア 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路の道路パトロールを優先的に行い道路及び交通の状況を把握し、町、県、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

特に、災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害あるいは危険が予想される時、町（管理班）は、班員を現地に派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、派遣した際には、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて実施する。

イ 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

ウ 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請する。

(2) 発見者等による通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町に通報する。町は、通報を受けた時、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報する。

(3) 交通規制の実施

ア 規制の種別

a 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

b 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

c 災対法に基づく規制

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

イ 緊急交通路の確保

a 交通規制の実施

町域内の道路施設にかかる規制は、次の区分によって行うが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、町（管理班）は、県支部土木班等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮する。

【規制実施者】

区 分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	国（岐阜国道事務所）	町地域内国道
	県（県支部土木班）	町地域内県道
	町本部（管理班）	町地域内町道
警 察 機 関	公 安 委 員 会 （県本部警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1箇月以上に及ぶもの
	加 茂 警 察 署 長 （県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警 察 官	緊急を要する一時的な規制
そ の 他	自 衛 官 消 防 吏 員	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいらない場合）

b 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

c 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

d 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記イのb及びcと同様の措置命

令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知する。

ウ 交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

エ 迂回路の確保

県警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示するなどによって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(4) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(5) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の確認

県公安委員会が災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合は、県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両の申出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、別に定める「緊急通行車両等確認申出書」を、県又は県公安委員会に提出する。

ウ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」（様式集 様式13号）を標章（様式14号）とともに申出者に交付する。

エ 事前届出制度

県公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用人からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱う。

(6) 報告等

ア 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をする。

イ 報告事項

各機関は、報告通知等にあたっては、次の事項を明示して行う。

- a 禁止、制限の種類と対象
- b 規制する区間又は区域
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

第2項 輸送手段の確保

【総務課・企画財政課・保健福祉課・建設環境課】

1 方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送又は災害応急対策用物資・資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施内容

(1) 町の確保体制

災害輸送は、その応急対策を実施する班において行う。ただし、災害輸送のための自動車等の確保及び使用にあたって調整を行う必要があるときは、財産管理班がこれを行う。

また、財産管理班は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達の斡旋を依頼する。

(2) 輸送種別

町が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路の遮断等で舟艇、人力等によることが適当なときはその方法による。なお、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、速やかに県支部総務班に自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送によるなど他機関の応援を得て行う。

町（総務班）は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（指定緊急避難場所、指定避難所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(3) 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用にあたっての調整は、次による。

ア 自動車等確保の要請

町本部各班は、災害輸送のため、車両、舟艇等借上げを要するときは、財産管理班に車両等確保の要請をする。要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- a 輸送区間又は借上期間
- b 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- c 車両等集合の場所及びその日時
- d その他の条件

（注）各班の所属車両をその目的業務に使用する場合は、必要としない。

イ 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた財産管理班は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車

両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

ウ 輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上げ等は、次の方法により行う。

a 自動車輸送

建設用車両にあつては土木班、医務衛生車両にあつては保健班、その他の車両は財産管理班が、おおむね次の順位で確保する。

(a) 町有車両

(b) 農協、森林組合車両

(c) 製材業者、建設業者、輸送業者の小型車両

車両の借上げにあたっては、当該車両の運転手付で借り上げる。

b 舟艇の確保

舟艇の借上げは、直接財産管理班が行う。

c 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。

参考資料 8 輸送に関する資料 8-1 ヘリコプター離着可能場所一覧

d 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員（消防団員を含む。）、奉仕団員及び雇上げ労務者等の直接人力によって輸送するが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

(4) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

ア 取扱い物資

a 救援要請を受け、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）

b 食料、生活必需品等の応急生活物資

c 義援物資集積所から配送される義援物資

d 医薬品

イ 広域物資輸送拠点等における業務

a 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類

- b 指定避難所等の物資需要情報の集約
- c 配送先別の仕分け
- d 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。イのc、dについては、ボランティアを積極的に活用する。

ウ 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける町が実施する。

(5) 災害輸送の留意点

ア 物資の引継ぎ等

災害輸送にあたっては、輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させるなど適確な輸送に努め、その引継ぎにあたっては物資等の授受を明らかにする。

イ 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておく。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送を判然と区分整理しておく。

a 車両使用書

車両を使用した者（輸送責任者）は、車両使用書を作成し、町（財産管理班）に提出する。

b 輸送記録簿

輸送記録簿を備え付け、車両の使用状況を記録し、整備保管する。

c 救助実施記録日計票

救助実施記録日計票及び輸送明細書を作成し、整備保管する。

d 自動車等の燃料及び修繕料等

自動車燃料、消耗品、修繕料その他は、救助の種目別物資受払状況簿を備え付け、その出納状況を明らかにしておく。

第7節 通信の確保

【総務課】

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施内容

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

町（総務班）は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

町、NTT西日本株式会社、携帯電話各社は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、災害時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

ウ 各種通信施設の利用

a 各種通信メディアの活用

町は、アマチュア無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

b 非常通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

c 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

d 放送機関への放送要請

加入電話及び防災行政無線が使用不能になったときは、災対法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(2) 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法による。

ア 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

イ 特設公衆電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、指定避難所に設置してある特設公衆電話により通話を行う。

ウ 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

エ 鉄道電話による通信

上記ウと同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

オ その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

(3) 無線通信施設による通信

災害時における無線通信施設による通信は、次の方法による。

ア 岐阜県総合防災情報システムによる通信

県と市町村間における情報伝達については、従来の連絡方式によるほか、岐阜県総合防災情報システムを活用した情報通信手段が整備されたことにより、今後は、同システムによる情報伝達を第一とした通信体制の確保を図る。

イ 衛星携帯電話（個人携帯電話）による通信

携帯電話については、急速な通話エリアの拡大により、従来の一般電話と合わせ有効に活用する。ただし、大規模災害時では電波の輻輳状態で通信が不可能な場合があるので、衛星携帯電話を活用する。

ウ 町防災行政無線による通信

町と住民及び防災関係機関への情報伝達は、同報系無線によるものとし、情報の収集及び伝達は移動系無線で行う。

エ 岐阜県防災行政無線による通信

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

オ 防災相互通信用無線による通信

局地災害について、緊急に他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要がある場合においては、防災相互通信用無線により通信を行う。

カ 非常無線通信による通信

一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、他の機関の無線局、インターネット等各種メディアの協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼する。

また、他の機関から非常通信の伝達を依頼されたときは、速やかにこれに応ずる。

キ その他の方法

a 電報による方法

災害時の通信にN T Tの非常電報によるときは、依頼にあたって発信紙の余白に「非常」と朱書きして申し込む。

b 信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイン、半鐘等の信号による。

c 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、町広報車によって広報する。

d 急使による方法

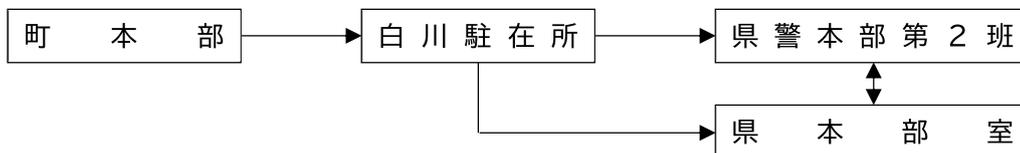
あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令等急使を派遣して行う。町本部からの急使は、総務班の伝令があたるが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等があたる。

e 文書による方法

郵便局あるいは伝令が持参するなどにより書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行う。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出する。

f 警察電話利用による通信

有線通信途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、白川駐在所に通信の要請をする。要請にあたっては、町本部の通信事項と警察機関の通信事項は、重複することが少なくないので、警察機関にその内容を示し重複を避けるようにする。



(4) 情報（通信）の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により一定できないが、普通電話可能時にあっては、平時各課又は係において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、有線通信途絶時における県機関等町外機関への通信にあたっては、できるかぎり総務班においてまとめ一括して行うこと。

(5) 通信の調整

災害のため平常の方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、本部連絡員室は優先順位その他について確認を行う。調整にあたっては、次の点に留意を要する。

ア 本部連絡員室は多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ、災害の防除と救助の通信に限定する。

イ 報告等の統制実施

有線通信途絶時の被害報告あるいは現地連絡に対する指示連絡等にあたっては、

各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行う。特に、急使（伝令）派遣時等にあつては、本部連絡員室は町本部各班のほか警察機関等にも連絡し、一括通報する。

(6) 専用施設利用の要請

- ア 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急で必要な事項を限定してできるだけ簡略に要点を明示して施設機関に要請する。
- イ 通信の要請は、通信を行おうとする班が本部連絡員室に協議し、その結果に基づき、その班が直接又は本部連絡員室がまとめて一括要請する。

参考資料 6 通信に関する資料（白川町防災行政無線局）

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

【各課共通】

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を迅速かつ的確に連絡する。

2 実施内容

(1) 警報等の種類

ア 気象警報等

【気象警報等の種類】

令和7年5月29日現在
発表官署 岐阜地方気象台

種 類		概 要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒平均風速が17m/s
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒降雪を伴い平均風速が17m/s以上と予想される場合
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒（浸水害）表面雨量指数基準：15 ⇒（土砂災害）土壌雨量指数基準：133

種類		概要
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒12時間の降雪の深さが平地30cm、山地50cm
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ⇒流域雨量指数基準：飛騨川流域=71.4、白川流域=22.8、赤川流域=20.5、黒川流域=14.7 ⇒複合基準：黒川流域=(14、13.2)
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒雪を伴い平均風速が12m/s
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒平均風速が12m/s
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒(浸水害)表面雨量指数基準：10 ⇒(土砂災害)土壌雨量指数基準：94
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒12時間の降雪の深さが平地10cm、山地30cm
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒視程が100m
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛けられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒最小湿度が25%、実効湿度が60%
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ⇒積雪が70cm以上あって日平均気温が2℃以上の場合 ⇒積雪が70cm以上あって降雨が予想される場合
	着氷・着雪注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

種 類		概 要
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒最低気温が3℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒冬期：最低気温が-9℃以下になると予想される場合
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあるときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ⇒流域雨量指数基準：飛騨川流域=57.1、白川流域=17.2、赤川流域=16.4、黒川流域=11.7 ⇒複合基準：飛騨川流域=(9、57.1)、白川流域=(5、17.2)、黒川流域=(8、9.4)
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。 岐阜県の発表基準は、1時間100mm以上を観測又は解析したときである。
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(注) 1 地形による区分は、次のとおり

地 域 名	範 囲
平 野 部	標高500m未満の面積が3分の2以上を占める市町村
山 間 部	平野部及び山岳地帯を除く地域
山 岳 地 帯	標高1,500m以上の地域

2 発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件の関係

- を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 3 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

【警報及び注意報の予報区】

府 県 予 報 区	一 次 細 分 区 域	市 町 村 等 を ま と め た 地 域	二 次 細 分 区 域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中 濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、 <u>白川町</u> 、東白川村、御嵩町
		東 濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

(注) 警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水外発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

【早期注意情報(警報級の可能性)】

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県)で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であり、大雨、洪水各注意報(同警報)の発表をもって、この発表がなされたこととする。

ウ 水防警報

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報をいう。その種別と内容は次表のとおりである。

区 分		警報等の内容
1	水 防 情 報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報の関係機関に徹底する必要があるとき。
2	水 防 警 報	水位が警戒水位に達するか、又は警戒水位を超えて危険が予想されるとき。

エ 雨水出水特別警戒水位到達情報

町は、町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

オ 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県が、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- ・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施することとなっている。

町は、大雨等の際には、土砂災害警戒情報についても留意し、町地域の適確な状況の把握に努める。

カ 火災警報

町は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、町において、気象状況を把握するため、気象測器（湿度計、風速計）を設け、その観測に努める。

- a 湿度が低く、かつ風の強いとき等で、火災発生のおそれがあるときに町本部長（可茂消防事務組合消防本部経由）が発する。
- b 火災警報発表の気象条件は、おおむね次のとおりである。
 - (a) 実効湿度60%以下、最低湿度40%以下、最大風速7m以上のとき。
 - (b) 平均風速10m以上の風が1時間以上にわたって吹くと予想されるとき。

(2) 気象警報等の把握

町（総務班、退庁時にあつては宿日直者）は、気象注意報等の発表されているときは、県支部総務班等と連絡を密にするとともに、ラジオ・テレビ放送・インターネット等の各種防災情報に留意して町地域の適確な気象状況の把握に努める。なお、関係機関からの情報等の授受にあたっては次の点に留意する。

ア 伝達される警報等の区分

警報等の区分は、おおむね次のとおりである。

- a 県本部（防災課）

気象警報等の情報の全文及びそれらの対策に係る指示事項（県防災行政無線による。）
- b NTT西日本株式会社

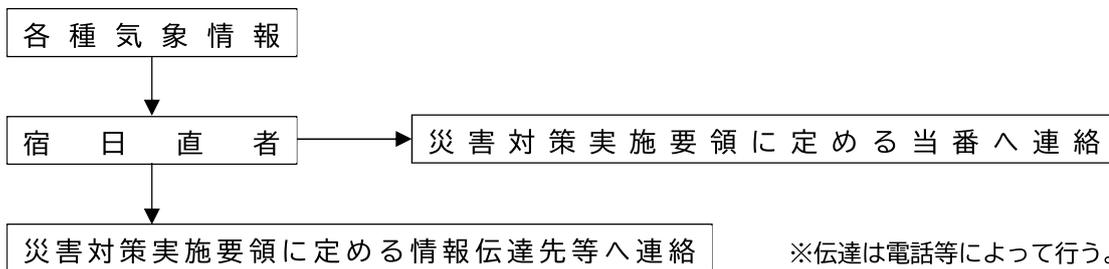
警報の種別及び発表日時

イ 受信記録

警報等の全文が伝達される場合の受信にあたっては、県防災行政無線FAXにより把握するとともに、町において保管する。

(3) 退庁時における伝達

勤務時間外の関係職員不在時における伝達は、宿日直者において次の系統により行う。



(4) 警報等の住民等への周知徹底

報道機関及び町（総務班）は、警報等の発表を知ったときは、関係地域住民等に対し速やかに周知徹底を図る。

町（総務班）は、警報等を住民等に周知徹底するにあたって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行う。

(5) 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図る。

ア 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は、水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、土砂災害に関する場合は町長に、またその他の現象の場合は、町長又は警察官に通報する。

- 火災に関する現象 ⇒ 町（総務班）、消防機関（消防団員）
- 水災に関する現象 ⇒ 町（総務班、管理班）、消防団員、警察官
- その他に関する現象 ⇒ 町（総務班）、警察官

イ 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報するとともに、加茂警察署長に通報する。

ウ 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、町に通報する。

エ 関係機関等への通報

上記ア及びイによって異常現象を承知した町（総務班）は、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常気象によって災害の予想される隣接市町村に通報又は連絡する。

オ 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって予想さ

れる災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

- a 岐阜地方気象台
気象及び地震に関する現象
- b 県支部関係機関
異常現象によって予想される災害と関係のある機関
- c 隣接市町村
異常現象によって予想される災害と関係のある隣接市町村

(6) 雨量観測による気象状況の把握

町本部は、注意報、警報発表時における町内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力を得て把握し、必要に応じて関係機関等に伝達する。

また、町本部は、自ら設置したテレメータ系雨量観測装置及び簡易雨量計並びに管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡する。

第9節 災害情報等の収集・伝達

【各課共通】

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市町村等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画で定める。

2 実施内容

(1) 被害情報等の調査、収集体制

被害状況その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告する。

被害区分	収集報告班	調 査		協力機関
		調査事項	調査機関	
住 家 等	町 民 班	住家等の一般被害	町 民 班	自治会
社会福祉施設	福 祉 班 教 育 班	社会福祉施設被害 保育施設被害	福 祉 班 教 育 班	民生委員
医療衛生施設	保 健 班 水 道 環 境 班	医療衛生施設被害 水道施設被害	保 健 班 水 道 環 境 班	
商工業及び 観光関係	観 光 班 交 通 ・ 経 済 班	商工業被害	観 光 班 交 通 ・ 経 済 班	商工会
		観光関係被害		観光協会
農 業	農 務 班 施 設 管 理 班	農作物被害 畜産被害 水産被害 農地・農業用施設被害	農 務 班 施 設 管 理 班	農業協同組合 農業共済組合 営農組合 施設管理組合
		林産被害 林業用施設被害 山地被害		林 務 班 農 林 業 施 設 管 理 班
土 木	土 木 班 管 理 班	土木被害、河川	土 木 班 管 理 班	建設業者
教 育	教 育 班 学 校 班	学校被害 その他教育関係被害	教 育 班 学 校 班	各学校
	施 設 支 援 班	文化財被害 その他社会教育関係被害	財 産 管 理 班	文化財保護審議会委員 施設運営委員会
町有財産	財 産 管 理 班	町有財産被害	財 産 管 理 班	
火 災	総 務 班	火災被害	総 務 班	
総合被害	総 務 班	(被害全体について取りまとめる)		

(2) 情報の収集・連絡手段

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

ア 情報の収集

町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保を推進する。

町は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び町に連絡する。また、町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

また、町は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

イ 情報の整理

町は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすよう努める。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努める。

ウ 情報の連絡手段

町は、県被害情報集約システム、電話、FAX、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

(3) 被害状況等の調査・報告

ア 被害状況等の報告方法

町は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない

場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つ。なお、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（事務所等）に応援を求めて行う。

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係への共有を図る。

イ 一定規模以上の災害

町は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告する。

ウ 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査・報告事項	報告時限
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式集 様式15号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式集 様式16号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 (様式集 様式16号)
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内 (様式集 様式16号)

エ 調査・報告を要する災害の規模

この計画に基づく調査報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行う。

- a 準備体制、警戒体制をとったとき。
- b 町が災害対策本部を設置したとき。
- c 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- d 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- e 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる見込みの災害が発生したとき。
- f 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

(4) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

(5) 被害状況等の収集及び伝達系統

各部門別の被害その他状況の調査、収集及び報告は、次に定める要領、様式により各々関係県支部へ速やかに報告するものとし、各種応急対策の資料及び情報は、次による。

ア 即時報告

報告の要領	町本部は、住民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について次の系統で報告する。
系統図	<pre> graph TD A[町本部 (本部連絡員室)] B[町本部 (総務班)] C[県支部 (総務班)] D[県本部 (防災班)] E[県本部 (災害情報集約センター)] B --> A B --> C C --> D D --> E B -.-> D </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。</p>
報告事項	<p>「様式集 様式15号」に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、有線電話及びインターネット等により報告する。</p> <p>岐阜県総合防災情報システムが整備され、各種情報（画像含む。）を報告するとともに、周辺地域の情報収集を行い、町への応援要請等に利用する。</p>

イ 住家等一般被害状況等の調査報告

<p>調査、報告の要領</p>	<p>人命、住家の被害あるいは、これに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
<p>系統図</p>	<p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。</p>
<p>調査、報告事項</p>	<p>「様式集 様式16号」に定める各事項について調査報告する。 詳細（確定）調査にあたっては、世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。</p>

【被害状況判定の基準】

被害等区分	判定基準
死者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり死亡した疑いのある者 2 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1箇月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1箇月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
住家全壊 (全焼、全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。)
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物

被害等区分	判定基準
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、トイレ等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	住家として居住するのに必要な炊事場、トイレ、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舍等を1世帯とする。）

- (注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
 ①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
- 2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 3 住家の付属建物（トイレ、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。
- 4 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、死体が漂着した場合で被災地が明確でない場合にあってはその者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

ウ 社会福祉施設の被害等

調査、報告の要領	社会福祉施設の被災に伴う受入者の保護と施設の応急対策の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	
対象施設	「あいらんど美濃白川」、「サンシャイン美濃白川」、「かわばた荘」、「桜のさと」、「健遊館」、「福祉センター」、「デイサービスセンター（サンシャイン、白楽園、気楽園、せせらぎ園、元気の館、かわまた茶寮）」、「白竹の里」、「きらりきりい」、「光の子保育園」及び町立保育園について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める各事項について行う。 保育園、その他施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに町本部に報告する。なお、被害が確定したときは、調査表を作成し町本部に提出する。

エ 医療衛生施設の被害等

調査、報告の要領	医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療救助その他衛生対策の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[診療施設 (保健班)] --> B[県支部 (保健班)] C[清掃施設 (水道環境班)] --> B D[水道施設 (水道環境班)] --> E[町本部 (本部連絡員)] B --> F[県本部 (災害情報集約センター)] E --> F </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。</p>
対象施設	白川病院、大賀医院について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める被害その他の事項について調査、報告する。 町本部各班の保健衛生施設の各管理人(責任者)は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し各班に報告する。なお、被害が確定したときは、「様式集 様式16号」に準じて調査表を作成し、町本部各班に提出する。また、その他医療機関等に被害があったときは、保健班は調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査する。

オ 商工業施設の被害等

調査、報告の要領	商工業施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部 (観光班)] B --> C[町本部 (本部連絡員室)] B --> D[県支部 (総務班)] C --> E[県本部 (災害情報集約センター)] D --> E </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。</p>
対象施設	町内商工業施設(商工会館、事業所、店舗、倉庫等)について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める事項、区分に従って調査、報告する。

カ 観光施設の被害等

調査、報告の要領	観光施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph TD A[調査員] --> B[町本部(観光班)] C[指定管理者] --> B C --> D[町本部(本部連絡員室)] B --> E[県支部(総務班)] B --> F[県本部(被害情報集約センター)] D --> F </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。</p>
対象施設	町内の各観光施設（道の駅、キャンプ場、体験施設等）について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める事項、区分に従って調査、報告する。

キ 農業施設の被害等

調査、報告の要領	農業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph TD A[調査員] --> B[町本部(農務班)] B --> C[県支部(農林班)] B --> D[町本部(本部連絡員室)] C --> E[県本部(災害情報集約センター)] D --> E </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。</p>
対象施設	町内の各農業施設（農地、農道、ビニールハウス等）について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める事項、区分に従って調査、報告する。

ク 林業施設の被害

調査報告の要領	林業関係の被害状況を把握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部 (林務班)] C[森林組合] --> B B --> D[県支部 (農林班)] D --> E[県本部 (災害情報集約センター)] B -.-> E </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
対象施設	町内の林業施設（林道、民有林等）について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

ケ 土木施設の被害

調査報告の要領	土木施設の被害状況を把握するとともに水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部 (管理班)] B --> C[県支部 (土木班)] C --> D[県本部 (災害情報集約センター)] B -.-> D B --> E[町本部 (本部連絡員室)] </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
対象施設	各公共土木施設（道路、河川、水路）について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

コ 都市施設の被害

調査報告の要領	都市施設の被害状況を掌握するとともに応急復旧等を実施するための基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
対象施設	各公共土木施設（道路、河川、水路以外）等について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

サ 教育・文化関係施設の被害

調査報告の要領	教育施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
対象施設	町内各小中学校等の教育施設、各文化財等について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

シ 町有財産の被害等

調査報告の要領	町有財産の被害を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[各施設管理者] --> B[町本部 (財産管理班)] B --> C[町本部 (本部連絡員室)] </pre>
対象施設	町有施設（庁舎、各出張所、その他町有施設）について行う。
調査、報告事項	「様式集 様式16号」の事項、区分に準じて調査し報告する。 調査・報告にあたっては、施設別の状況を添えて行う。

ス 消防団員の活動

調査報告の要領	災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph TD A[消防団分団] --> B[町本部 (総務班)] B -.-> C[県本部 (災害情報集約センター)] B --> D[町本部 (本部連絡員室)] D --> E[県支部 (総務班)] F[東消防署] --> E E --> C </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、報告事項	「消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）」に定める様式事項、区分について調査し、報告する。

セ その他の被害

その他、火災、水害等により被害が発生したときの災害情報は、「ス 消防団員の活動」に準ずる。

ソ 総合被害

総合被害は、次の方法によってとりまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び住民に徹底する。

a 収集の系統

災害状況等の収集（集計）は次の系統によって行う。

住家等一般被害及び応急救助の情報	→	町民班	→	本部 連絡員	本部 連絡員室
社会福祉施設の被害等の情報	→	福祉班			
医療衛生施設の被害等の情報	→	保健班、水道環境班			
都市施設の被害の情報	→	土木班			
商工業及び観光施設の被害等の情報	→	観光班、交通・経済班			
農業関係被害等の情報	→	農務班、農林業施設管理班			
林業関係被害等の情報	→	林務班、農林業施設管理班			
土木施設被害等の情報	→	管理班			
教育文化関係施設の被害等の情報	→	教育部各班			
町有財産の被害等の情報	→	財政班			
消防に関する情報	→	消防部各班			
水防に関する情報	→	消防部各班			

b 被害の集計

町本部における被害の集計は、「総合被害状況調査」の各項目に分類して集計する。

c 被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報する。なお、住民等に対する広報は、「第3章 第10節 災害広報」の定めるところによる。

- (a) 防災会議構成委員の所属機関
- (b) 庁内各課
- (c) 県消防防災課
- (d) 報道機関

(6) 応急対策活動情報の連絡

町（総務班）は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

(7) 情報の共有化

町（総務班）は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

第10節 災害広報

【総務課・町民課・振興課】

1 方針

住民の安全の確保、不安の解消及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 実施内容

(1) 災害広報の実施

ア 実施機関

町本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、行政班が担当する。ただし、被害状況等災害情報の収集のうち「第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」に定める事項については、同計画の定めるところにより、そのとりまとめは本部連絡員室が行い、これに基づき行政班及び広報班が広報する。

イ 広報の手段

町は、情報伝達にあたって、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（指定緊急避難場所、指定避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つ。

特に、人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況、注意事項及び協力要請を具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は地区ごとに分担を定め、効果的に広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

対象機関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話
各 防 災 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、県及び町防災行政無線、 防災相互用無線、F A X
一 般 住 民 、 被 災 者	広報車、町防災行政無線、広報紙、HP、行政情報メール、 フェイスブック
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭、庁内LAN
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

【広報事項】

- (1) 災害の状況に関すること。
- (2) 避難に関すること。
 - ・町が実施した避難情報、避難場所又は指示の内容
 - ・居住者がとるべき行動
- (3) 応急対策活動の状況に関すること。
 - ・交通規制及び道路情報等に関すること。
 - ・水道、電気の供給状況及び復旧予定
 - ・鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
 - ・電話の使用制限及び復旧予定
 - ・金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
 - ・救護所の開設状況、その他の医療情報

(2) 報道機関との連携

町（総務班）は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

報道機関に対して発表する事項は次のとおりである。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害調査及び発表の時限
- エ 被害状況
- オ 災害救助法適用の有無
- カ その他判明した被災地の情報
- キ 町本部等における応急対策の状況

なお、本情報は、発表時判明している事項についてのみ行う。

(3) デマ等の発生防止対策

町（総務班）は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力を得て正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

(4) 被災者等への広報の配慮

町（総務班）は、文字放送、外国語放送等の様々な広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮する。

(5) 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話輻輳緩和を図る。

(6) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町本部は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

(7) 安否不明者等の氏名等公表

町は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町が定める手順に従い、県等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表する。

第11節 消防・救急・救助活動

【総務課・振興課・消防団・建設環境課・保健福祉課】

1 方針

災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 実施内容

(1) 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

町は、出火等を防止するため、住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期する。

イ 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

ウ 延焼の防止（火災防ぎょ）

町は、火災の状況が町の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

(2) 火災警報等の計画

ア 火災気象観測

この計画は「第3章 第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」により実施する。

イ 火災警報の発令基準

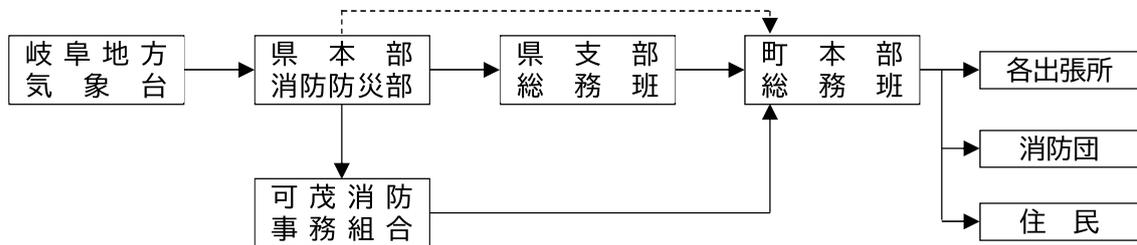
消防法第22条第3項の規定により、次の火災警報発令基準に適合する気象条件に際して、火災警報を発令する。（本部長が火災予防上危険であると認め、かつ気象状況が次のいずれかに該当するときに発令することができる。）

【基準】

- ① 実効湿度60%以下、最低湿度40%以下になり、かつ最大風速7mを超えると予想される時。
- ② 平均風速10m以上の風が1時間以上にわたって吹くと予想される時。ただし、降雨、降雪を伴いその必要がないと認められる時を除く。
- ③ 湿度が30%以下、実効湿度が50%以下になった時。

ウ 伝達の方法

通報を受けた町（行政班）は、県計画別紙様式「火災気象通報」により、次の系統で伝達する。



エ 火災警報の周知徹底

火災警報の周知徹底は、可茂消防事務組合火災予防条例第29条の事項を、次により行う。

- a 防災行政無線（同報）による周知
- b 消防サイレンによる周知
- c 消防自動車による巡回広報

オ 火災警報発令下における警戒体制

町本部総務班	白川町役場に本部を設置し、警戒体制をとる。
各出張所	役場各出張所に支部を設置し、警戒体制をとる。
消防団本部	白川町役場において警戒体制をとる。
各分団幹部 （副分団長以上）	各分団は消防詰所において警戒体制をとる。
消防団員	1 消防ポンプ資器材の点検をする。 2 いつでも出動できる体制をとる。

カ 火災警報の解除

火災警報の解除は、防災行政無線（同報）、消防サイレンをもって住民に伝達する。

(3) 招集計画

火災その他非常災害の発生若しくは発生のおそれがある場合は、次により招集する。

- ア 消防職員にあつては、別に定める規定による。
- イ 消防団員にあつては、次により招集する。
 - a 団員の招集は、サイレン吹鳴、防災行政無線（同報）又は電話・口頭伝達により行う。
 - b 消防信号は、消防法施行規則第34条の規定のとおりとする。

参考資料 4 消防に関する資料 4-5 消防信号

- c 各種信号による招集に応じ、集合する場所は各所属の詰所及び器具庫とする。
- d 出動した団員は、所属班長に応招を申告するとともに、班長は部長に、部長は各班をまとめて分団長に出勤者数を報告する。

(4) 出動計画

火災その他の非常災害の発生した場合は、可茂消防事務組合にあっては別に定める規定によるものとし、消防団にあっては、東消防署と緊密な連絡をとりつつ次のとおり行う。

ア 生命、身体及び財産に被害が発生した場合、団は出動して、それぞれの業務に服する。

イ 町内の火災出動計画は、次による。

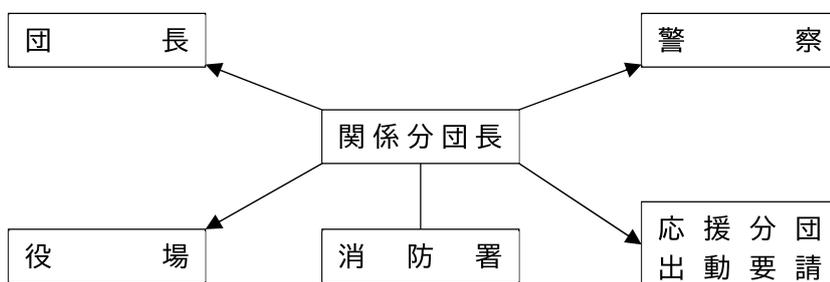
a 第1次出動 分団内全機動力が出動する。

b 第2次出動 隣接分団（2個分団）内で指示する。

c 第3次出動 全分団（5個分団）が出動する。

ウ 火災以外の災害における出動は、それぞれの計画に定めるもののほか団長の命による。

エ 分団長は、担当区域内の災害発生については、報告と臨機の処置の責に任ずる。



オ 現地本部は、当初火災発生地分団において分団本部を設置し、以後団全般の展開に伴い団本部に移転する。

カ 鎮火後の警備は、その都度指示する。

キ 消火活動終了後、分団長は活動概要、人員機械器具の異状の有無等火災詳報、資料を速かに報告する。

ク 火災延焼中で、さらに拡大のおそれがあり、現場の出動隊では到底防ぎよ活動至難と認めた場合は、順次出動分団へ応援要請を指令する。また、特殊な火災であって、通常の消防隊では防ぎよ至難と認められ、さらに火災が拡大する危険性のある場合、あるいは特殊の消防力を必要とするときは、県へ必要な消防力の出動を要請する。

(5) 消防（防ぎよ）計画

ア 出動

火災の発生を知ったときは、迅速に火災地に急行し、適切な作業により、火災を極力初期のうちに鎖滅する。

イ 現場到着

a 停車は、いかなる場合でも直ちに放水のできる水利に位置をとる。

b 停止の位置は、できるだけ発車しやすく、他の隊の進行を妨害しない位置で、かつ、吸水にはなるべく平坦で地盤の堅い所とする。

c 指揮者は、到着と同時に噴煙の状態、その他の状況によって延焼力を判断し、防ぎよ法の目算をたて、効率的な消火ができるよう指揮をとる。

ウ 水利部

水利部署は、できるだけ火点の近くにあつて、防ぎよに有利な水利でしかも迅速確実に行動のできる風上に位置する。

エ ホースの延長

火点に進入して筒先の位置を決定する重大な動作であり、建物、地形距離等により火点の近くを先に延長して注水位置の選定に余裕の時分をつくる。

オ 進入及び防ぎよ部

a 発火位置による進入法

(a) 火災の初期より火災中期の中間頃までは、屋内進入部署によって一挙にこれを消滅する。

(b) 火災中期の中頃より火災後期にかけては、最も延焼危険が大であるので、守勢的部署によって延焼阻止を最優先とし、機を失することのないように屋内進入方法をとる。

(c) 火災後期中頃以後は、もっぱら周囲への延焼阻止を主眼とし、漸次残火領域の方法をとる。

b 建物内の人命救助

進入その他によって、要救助者を確認したときは、指揮者は難易要救助者の多寡を考査して、周到な指揮により救助の万全を期する。

c 建物内外の危険物の撤去処置

高压ガス等危険物を早期に撤去する。

カ 送水

送水の開始は、迅速確実に期する。注水部未決定の場合の送水は、早過ぎの失敗となり危険であるから、筒先から『放水始め』の伝令を受けて送水する。

【送水中の注意事項】

- ① 筒先圧は3～5 kg/cm²程度とする。
- ② 機関の状態に注意し、能力の80%を限度として、安全を保ちエンジンの回転は、自動車1,200回転、小型動力ポンプ3,500回転以上は出さない。
- ③ 各計器に注意する。
- ④ 一時停止の場合、水を落さないようポンプ圧力を保つ。

キ 注水及び部署

注水は、水を適確有効に燃焼部に到着させ、温度を下げ、これを消火し、未燃焼物に湿りを与えて延焼を防止する手段であるので、下記事項に注意する。

- a 注水は延焼防止に主眼を置くこと。
- b 火面にできるだけ接近すること。
- c 燃焼物の実体に注水すること。
- d 注水の範囲を広く取ること。
- e 地上での注水はなるべく避けること。

- f 注水は必要限度にすること。
- g 煙が排出しないときは、噴霧ノズルにより排出させること。

ク 残火処理

延焼防止が成功すれば、下記要領により残火処理をする。

- a あらかじめ担当範囲を決め、鎮滅の徹底を図ること。
- b 次に発生する火災に備え、延焼危険がなくなった後の残火処理に多くの団員を使用しないこと。
- c 残存建物は高所を先とし、周囲から順次中央部へ及ぼすようにすること。
- d 注水はなるべく接近し、残火の潜在する場所の支障となる物は取り除き、完全に処理すること。
- e 残火処理の際、焼け残り物件の除去、小破壊をする場合には、火災原因調査の支障を来さないように注意すること。
- f 筒先圧力を低下させるか、筒先を取りはずして注水するなど適宜の措置を講ずること。
- g 上方からの落下物等危害防止には充分注意すること。

ケ 防ぎょ活動の終結

防ぎょ活動が終われば、速やかに引き揚げるのが原則であるが、いずれにしても最高指揮者の命を待って下記事項に注意して引き揚げる。

- a 引揚げ準備
 - (a) 使用したホース、吸水管及び梯子等速やかに撤収する。
 - (b) 全員協力して規律正しく行う。
- b 現場点検
 - (a) 器具の撤収が終了と同時に、人員のほか機械器具は、員数票と対象点検する。
 - (b) 異状の有無は、細大もらさず指揮者に報告する。
- c 引揚げ途上の注意
 - (a) 運転者は、帰路一般交通法規に従い、交通事故防止に注意すること。
 - (b) 引揚げ途上は、とかく精神の緊張がとけ事故を起しやすいから特に注意すること。
 - (c) 乗車員は、疲労のため転落等のないよう、また、器具の落下にも注意すること。
 - (d) 再出動の準備のため、新しいホースの用意と燃料の補給等、何時でも従前どおり出動できるように準備すること。

(6) 警戒計画

災害以外の警戒計画は、次のとおり行う。

- ア 可茂消防事務組合にあっては、別に定める規定による。
- イ 消防団にあっては、特に計画するもののほか、次のとおり行う。

a 飛火警戒計画

飛火を起しやすい気象条件は、風速があり湿度が低い場合に、木造大建築物あるいは、高所にある木造建物が勢いよく燃焼し、強い上昇気流が起こる場合が最も危

険であるので、警戒隊の配置については、巡ら隊、高所見張隊を編成して、火災の早期発見に努めるとともに、防災行政無線（同報）等を通じて地元住民に火災の状況を報知し、不安のない警戒をさせるため、おおむね次のような計画とする。

1区 300mまで	2区 300m～600mまで	3区 600m以上
1 予備注水 消防団飛火警戒班 2 自主防災組織	1 消防団飛火警戒班 2 自主防災組織	1 自主防災組織

b 特別警戒計画

花火大会、デモンストレーション、祭礼、公衆の多数集会する場所、歳末その他特別に警戒の必要があるときは、関係区域の分団長がその都度警察機関と協議し、実情に即した計画をたて、事故のないよう万全の対策を講ずるとともに、その方法、実施要領等について消防団長に報告する。

(7) 断・減水時の計画

簡易水道消火栓の使用不能、水量不足あるいは局地的な長期の断・減水又は人工水利若しくは自然水利が一時的に断・減水した場合は、出場部隊の順路変更、水利部署の異動、水利統制の格下げ、中継ポンプの活用、火点直近水利への遠隔地水利よりの補給、井戸、池の水の活用、増水手配隊の強化等により、水量の確保に努める。

(8) 応援部隊誘導計画

応援部隊を要請したときは、誘導班を設置し、火災現場と密接な連絡をとり、進入方向、隊員の機動力等、円滑な消防活動ができるよう配慮する。

(9) 相互応援計画

災害により町内における応援出動でなお不足するとき、又は隣接市町村から応援を得ることが効果的であると認められるときは、町（総務班）及び可茂消防事務組合が、次の市町村に対し、消防相互応援協定に基づいて応援を要請する。

ア 町本部が締結している相互応援協定

名 称	災害種別	締結年月日	締結団体
岐阜県広域消防相互応援協定	すべての災害	平成3年3月11日	県下全市町村と全消防の一部事務組合（消防を含む一部事務組合を含む。）
可茂地区市町村消防相互応援協定	すべての災害	平成11年4月30日	可茂管内市町村

イ 派遣区域及び指揮並びに経費等については、別に定める消防相互応援協定書による。

ウ 災害時における通信等不能の場合は、防災行政無線の防災相互通信用無線により通信を行う。

(10) 警察機関との連絡

災害時における応急対策実施のため町本部と警察機関等の連絡あるいは調整の必要がある対策については、相互に連絡協議して行う。

(11) 負傷者等の救出及び救急活動

ア 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、土砂による生理め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

a 救出活動

- ・生理め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生理め者等の早期発見に努める。
- ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用する。

b 救急活動

- ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- ・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

c 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

イ 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

ウ 応援要請

町本部は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

エ 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

(12) 救急業務

社会環境の複雑化に伴い、交通事故その他の事故が激増の傾向にあるので、これらによる負傷者の救急のため町本部及び可茂消防事務組合は常に組織及び施設の整備にあたり、救急業務の完璧を期する。

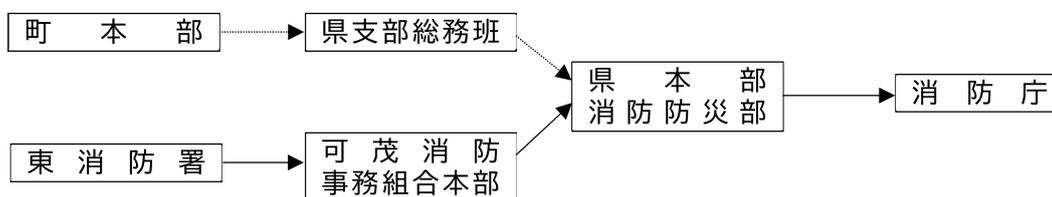
(13) 災害時における火薬、ガスの保安

可茂消防事務組合及び町本部は、火薬及び高圧ガスの保安責任者が災害時に、それら施設の危険防止措置を講ずるよう監督指導を行うとともに必要があると認められるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

(14) 火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査報告は、次の方法による。

ア 報告の系統



イ 報告の種別及び報告期限

報告種別	報告期限		
	東消防署→可茂消防	可茂消防→県本部	県本部→消防庁
火災月報	翌月 5日	翌月 10日	翌月 19日
火災報告	翌月 5日	翌月 10日	1年分を取りまとめ 翌年2月末日
火災詳報	消防長の指示する日	県本部長の指示する日	消防庁長官の指示する日
火災即報	即時	即時	即時

ウ 火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で、県知事が指定し、報告を求めたものについて提出する。

エ 火災即報を要する火災

火災即報は、次のいずれかに該当する火災について報告する。

- a 死者の生じた火災
- b 負傷者が10名以上生じた火災
- c 建物焼損延面積3,000m²以上の火災
- d 損害額1億円以上の火災
- e 覚知後3時間を経過しても火勢を鎮圧できない林野火災
- f その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

(15) 住民（自主防災組織）及び事業所等（自衛消防組織）の責務

町（総務班・行政班、広報班）は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図るものとし、住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期する。

ア 広報事項

特に地震発生の際には、次の広報を行う。

- a 火気の使用を中止する。
- b ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給しゃ断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出を防止する。
- c 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。
- d ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、町等へ通報する。
- e 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーをしゃ断しておく。

イ 初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

- a 消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプを使用した初期消火を実施する。
- b 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

ウ 初期救出

救出活動が迅速に行われるかどうかが必要救助者の救命のポイントとなるため、町（行政班）は住民（自主防災組織）への積極的な救出活動の実施を要請し、事業所等においても、救助資器材の放出を行う。

(16) 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(17) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 水防活動

【総務課・建設環境課・消防団】

1 方針

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

2 実施内容

(1) 組織運用計画

- ア 水防隊は、本部を白川町役場（総務課）に置き、支部は各出張所に置く。
- イ 水防隊員は、町消防団員をもって、これに充てる。
- ウ 水防隊員は、その任務の重大性にかんがみ、常に気象状況、水位状況等の変化に注意し、水防業務の完全なる遂行に支障を来たさないようにしなければならない。
- エ 水防隊の編成及び分担任務は、次のとおりとする。
 - a 水防隊の編成
水防隊の編成は、次のとおりとする。
 - b 分担任務

職名	担当職	分担任務
水防本部長	白川町長	水防活動の統轄
副本部長	副町長 教育長	本部長の補佐及び本部長に事故あるときの任務の代理
水防隊長	消防団長	水防活動の隊員への指揮監督
水防副隊長	消防団副団長	隊長の補佐及び隊長に事故あるときの代理
総務部長	防災対策監	町行政無線、輸送に関する事項、住民避難
情報部長	建設環境課長	予警報の連絡、災害調査とその報告
交通班長	管理係長	交通不能箇所の調査、輸送経路の選定
工作班長	土木係長	応急復旧、人員及び資材の輸送
水防班長	消防団分団長	現地水防活動の指揮

c 予報・警報等の種類

岐阜地方気象台が気象業務法の定めるところにより、岐阜県下の水防活動に利用のため発表するもの。この場合における予報及び警報は、下表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報をもって代えられる。

（気象業務法 第14条の2第1項）（同施行令 第9条の2）

(a) 水防活動用気象注意報

大雨等によって水害が起きるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(b) 水防活動用気象警報

大雨等によって重大な水害が起きるおそれがある場合に、その旨を警告して行う警報

(c) 水防活動用洪水注意報

洪水によって災害が起きるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(d) 水防活動用洪水警報

洪水に関する警報

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

オ 配備計画

配備区分	配備基準	水防体制	
		町	消防機関
準備配置	注意報	災害対策実施要領 1 災害対策の体制等による。	
警戒配置	警報		消防団班長以上は各所属区域にて警戒体制をとる。
非常配置	増水し、町本部長が必要と認めたとき。		

(2) 情報計画

ア 警報等の伝達

警報等の伝達計画は、特別な場合を除き、「第3章 第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」を準用する。

イ 雨量等の観測及び通報等

a 町内の雨量観測

役場本庁及び各出張所並びに災害対策実施要領に定める情報収集の施設等の雨量観測のデータにより関係機関へ通報する。

b 町外の上流地域の雨量等の情報収集

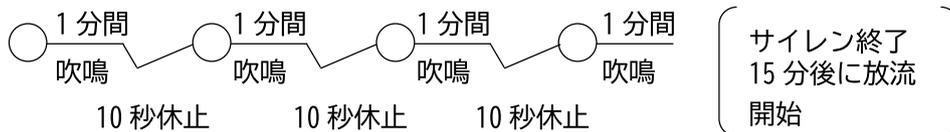
災害対策実施要領に定める情報収集の施設等（その他雨量観測施設調）により行う。

ウ ダム操作による通報等

中部電力株式会社のダム操作時における危害防止のための通報、警報は次による。

a 警報の信号

放流開始の信号は、次のようなサイレン信号による。



b 放流による通報、警報の時期は次による。

放流の種類	中部電力からの通報	内 容	警 報 (サイレン)
初期放流	放流開始60分前に放流開始1時間後の放流予定量	放流開始の日、時、放流予定量	放流開始15分前
急激放流	現在の放流量と60分後の放流予定量	放流の途中で下流水位が急激に上昇すると予想される日・時現在放流量と放流予定量	〃
洪水放流	流入量が1,900m ³ /s超えると予想されるとき。	日・時 現在放流量 洪水量を超える時刻	〃

○岩屋ダムの緊急操作が実施される場合は岩屋ダム管理所（水資源機構）からFAXにて事前通知される。

- ・ ダムの放水量が1,900m³/s以上に達したときは名倉ダム管理で操作
- ・ 名倉ダムにおいて1,900m³/sを放流した場合の予想水位は次のとおりである。
葛 牧 橋……………8.8m
白川口駅前……………5.0m

エ 洪水時における災害予防対策

雨量観測データ及びダムよりの通報の結果、増水が予想されるときは、次の方法により町内住民に通報する。

- a 防災行政無線による周知
- b 町広報車による周知
- c 消防車による広報周知
- d 水防信号による周知（水防信号は次による。）

第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。
第2信号	水防団及び消防機関に属する者全員が出勤すべきことを知らせるもの。
第3信号	関係区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○— 休止 ○— 休止 ○—
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。	

オ 巡視

巡視は、重要水防箇所を重点とし、巡視者は町本部、消防機関、自治会奉仕団が
たる。

参考資料 4 消防に関する資料 4-4 町内の重要水防箇所

カ 異常現象発見時の処置

巡視者は、異常現象を発見した場合は、速やかに応急処置ができるよう町本部に連
絡するとともに、必要がある場合は、直ちに住民の避難ができるよう指示する。

通報を要する異常現象とは、次のような場合である。

- a 急激に増水しており、溢水等のおそれがあるとき。
- b き裂が生じ破堤のおそれがあるとき。
- c ろう水甚だしく破堤のおそれがあるとき。
- d その他水防上重要な事項を発見したとき。

(3) 資器材の調達

土のう袋は、役場本庁、消防詰所、防災倉庫及び各出張所に保管してあるが、不足す
る場合、県より調達し、その他の資材については、現場付近にて調達をする。

(4) 建設機械の借上げ

非常災害の場合における応急復旧用建設機械の借上げは、町内の建設業者から行う。

第13節 雪害対策

【総務課・建設環境課】

1 方針

降雪時における交通の確保、孤立地域における住民の危険等の防止のため、迅速に必要な措置を行う。

2 実施内容

(1) 道路の除雪対策

ア 実施責任者

町、県、中部地方整備局は、それぞれ管理する道路について、それぞれの機関において除雪を実施する。

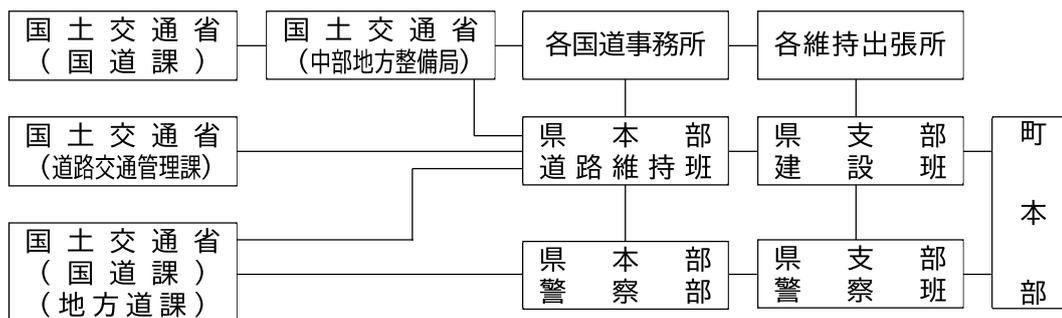
また、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

区 分	実 施 範 囲
国 土 交 通 省	一般国道のうち直轄指定区間
県	上記以外の一般国道及び県道のうち要領で定める道路
町	市街地及び上記以外の主要な道路

イ 降雪及び除雪状況の収集連絡等

町本部における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は次による。なお、細部の対策は、要領に定めるところによる。

a 連絡系統



b 降雪量の観測

道路除雪対策の実施のための降雪量の観測は、次における観測地点の状況による。なお、降雪の状況に応じて必要な場合はその他の地域における降雪状況の把握に努める。

【観測地点】

- 1 役場本庁
- 2 役場白川北出張所
- 3 役場蘇原出張所
- 4 役場黒川出張所
- 5 役場佐見出張所

c 除雪等の広報

町（管理班）は、常に除雪等に関する情報把握に努めるとともに、その状況を必要に応じて関係機関に連絡する。国土交通省、県及び町等の道路管理機関は、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保を期するため、通行者及び住民に対しその周知徹底に努める。

また、道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予想の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えるなど、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

ウ 除雪体制の整備

道路交通の円滑を期するための除雪は、次の体制により実施するが、関係機関は、それぞれ除雪対策組織を編成し、その体制の万全を期する。

a 平常体制

降雪による積雪深が指定雪量観測地点において警戒積雪深以下の場合は、平常体制により実施要領で定める区域の除雪対策にあたる。

b 警戒体制

除雪による積雪深が指定雪量観測地点において警戒積雪深に達した地点が総数の1/2以上に及び、降雪状況その他から必要があるときは、中部地方整備局長が県知事と協議して警戒体制をとり除雪対策にあたるものとし、関係機関は除雪機械の増強、連絡の強化等を図る。

c 緊急体制

除雪による積雪深が指定雪量観測地点において大部分が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における除雪状況、降雪強度その他を勘案して必要が認められるときは、中部地方整備局長が県知事と協議して緊急体制をとる。緊急体制をとった場合は、実施要領に基づき緊急確保路線の交通を確保する。

エ 道路交通規制等

県公安委員会は、危険防止を図るとともに緊急輸送を確保するため、道路交通の状況等に対応した交通規制を行う。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管

理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

オ 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

県知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

カ 市街地の除雪

町（管理班）は、関係機関と協議して、市街地における屋根の雪下ろし等は道路除雪対策の遂行に多大の支障を及ぼすため、事前に雪捨場を選定し、沿道住民に十分徹底するとともに、降雪期には県、県警察及び管内関係団体と連絡を密にし、関係機関が行う除雪作業の調整を行い、円滑な実施にあたる。

(2) 孤立地域対策

町は、積雪等により交通、通信が途絶した地域において住民の危険が予想される場合には、偵察班を派遣するなど、その状況把握に努める。

第14節 県防災ヘリコプターの活用

【総務課】

1 方針

町の区域内において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 実施内容

(1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、町本部長から県知事に対する支援の要請は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところによる。

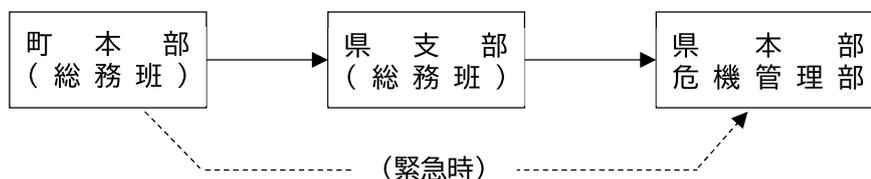
要請は、可茂消防事務組合消防本部消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びFAXで行う。

岐阜県防災航空センター	第1事務所	電話 058 - 385 - 3772	FAX 385 - 3774
	第2事務所	電話 058 - 371 - 5192	FAX 371 - 5194

(2) 防災ヘリコプターによる支援の要請

町（総務班）は、防災ヘリコプターによる支援を要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- オ その他必要事項



(3) 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

【ヘリコプターからの連絡用通信機器】

- ヘリコプターとの交信 消防無線（全国波 150.73MHz）
- 本部との交信 衛星携帯電話

第15節 孤立地域対策

【総務課・企画財政課・振興課・建設環境課】

1 方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域が多数存在する本町の災害応急対策では、次の優先順位をもって対応する。

- ア 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- イ 緊急物資等の輸送
- ウ 道路の応急復旧による生活の確保

2 実施内容

(1) 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害時に町は、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。町及び県は、負傷者等の発生等の人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

町は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、「第3章 第7節 通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により、通信手段の確保を図る。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

町（交通・経済班、総務班）は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、県等の協力を得て、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(5) 道路の応急復旧活動

町（土木班）は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

(6) その他

町は、上記の対策に加え、県が定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施する。

第16節 災害救助法の適用

【各課共通】

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

また、町は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

(2) 被害状況の把握及び報告

町本部は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、町の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、町本部は、県に対して緊急報告を行う。

(3) 災害救助法の適用

町本部長（町長）は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。

県知事は、町長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

(4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

第17節 避難対策

【各課共通】

1 方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から安全な場所へ避難させる。

2 実施内容

(1) 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

災害種別	実施者	根拠法令	担当
全 般 災 害	町 長	災対法第60条1項	町本部
	警 察 官	災対法第61条1項 警察官職務執行法第4条1項	災害現場にある警察官
	自 衛 官	自衛隊法第94条1項	災害現場にある自衛官
地 す べ り	県 知 事	地すべり等防止法第25条	
土 砂	県 知 事	土砂災害防止法第29条	
洪 水	水防管理者	水防法第29条	町本部

※町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県知事が行うことができる。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)

町は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(2) 避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難情報の解除

町は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(4) 避難措置等の周知

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡する。

a 町長の措置

町長 ⇒ 県知事

b 警察官又は自衛官の措置

(a) 災対法に基づく措置

警察官 ⇒ 警察署長 ⇒ 町長 ⇒ 県知事

(b) 職権に基づく措置

警察官 ⇒ 警察署長 ⇒ 警察本部長 ⇒ 県知事 ⇒ 町長

(c) 自衛官の措置

自衛官 ⇒ 町長 ⇒ 県知事

イ 住民等に対する周知

町（総務班）は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章 第10節 災害広報」により住民への周知を実施する。

特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、町（総務班）は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知する。

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 避難場所及び避難所の開設場所

町本部は、災害が発生するおそれがある場合又は災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令と併せて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

町本部は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

自主的に避難する者にあつては、できるだけ縁故者宅等に避難するものとするが、適当な避難先のないものにあつては、指定避難所に避難し、施設管理者にその旨を申し出てその指示に従う。

イ 指定避難所の周知

町本部長（町長）は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- a 被災者の受入れ
- b 被災者に対する給水、給食措置
- c 負傷者に対する医療救護措置
- d 避難者、被災者に対する生活必需品の供給措置
- e その他被災状況に応じた応援救援措置

エ 指定避難所の運営・管理等

町（総務班、福祉班、教育班、施設支援班）は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等

については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、町（総務班、福祉班、教育班、子育て支援班、施設支援班）は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

町（総務班、福祉班、教育班、子育て支援班、施設支援班）は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

町（総務班、福祉班、保健班、教育班、子育て支援班、施設支援班）は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当の総務課と保健福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

町（総務班、福祉班、教育班、施設支援班）は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、外国人への対応について十分配慮する。

町（総務班、福祉班、教育班、子育て支援班、施設支援班）は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう

努める。

町（総務班、福祉班、教育班、施設支援班）は、避難者に対する情報共有・伝達のため、掲示板を設置するなどの情報提供に努める。また、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

町（総務班、福祉班、保健班、教育班、施設支援班）は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

オ ボランティアの活用

町（福祉班）は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

(6) 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど、通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

(7) 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町（総務班）は、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

【警戒レベルと避難行動の関係】

警戒レベル	住民がとるべき避難行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)

町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(8) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、指定緊急避難場所又は指定避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

(9) 避難先の安全管理

町及び県警察は、指定緊急避難場所及び指定避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

(10) 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅を含む。)の提供

町(管理班、保健班、教育班)は、学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、指定避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性やこどもの参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(11) 要配慮者への配慮

町(福祉班)は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

町（福祉班）は、避難誘導、指定避難所や福祉避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に指定避難所や福祉避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(12) 広域避難

ア 町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

県は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示する。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

エ 関係機関の連携

町、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

町、国、指定行政機関、公共機関、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(13) 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域

外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

また、町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(14) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

参考資料 9 避難に関する資料

第18節 食料供給活動

【総務課・企画財政課・町民課・保健福祉課・教育課】

1 方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、町（町民班、給食支援班）が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて町本部長（町長）が実施する。

ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施する。

イ 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、食料等が供給されるよう努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

集団給食施設及び炊き出し予定施設は次のとおりとする。

【集団給食施設】

施設名	炊き出し能力	基 数	炊き出し人員
白川学校給食センター	連続炊飯機 1台 ごはん 15kg×20釜 所要時間 60分 炊 飯 器 米15kg(150人) 所要時間50分	連続炊飯機 1台 釜 4基	1回当たり 1,150人分

【炊き出し予定施設】

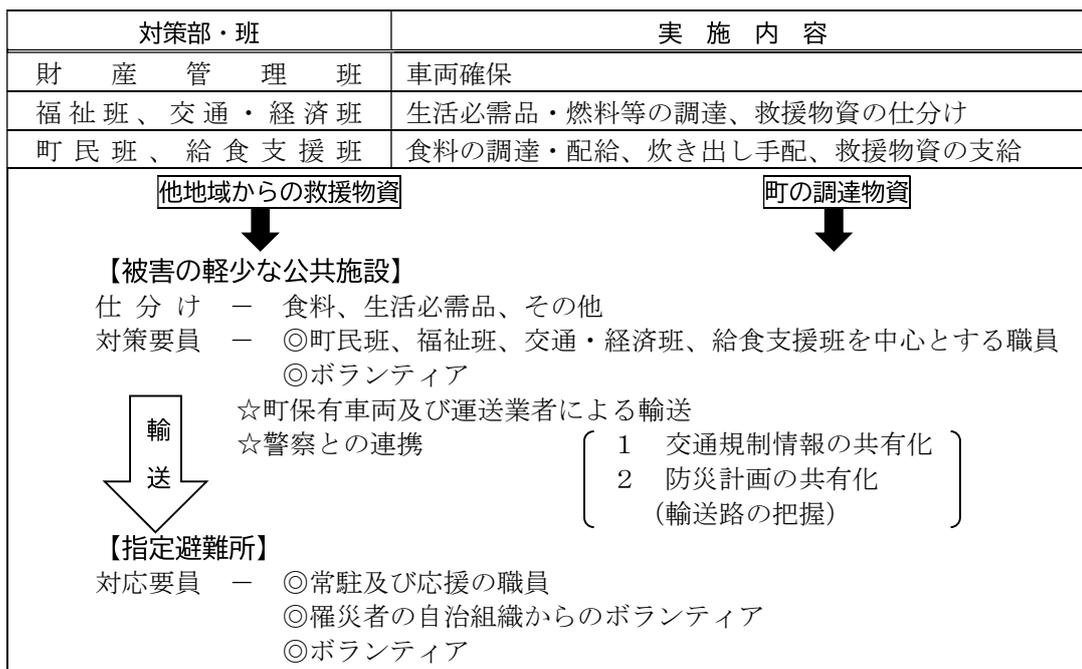
地区	施設名	炊き出し能力	基数	炊き出し人員
白川	町民会館	米10kg(100人) 40分	炊飯器 5台 釜 1基	1回当たり 人分 100人
白川北	白川北 ふれあいセンター	米10kg(100人) 40分	炊飯器 2台 釜 1基	100人
蘇原	蘇原 ふれあいセンター	米10kg(100人) 40分	炊飯器 3台 釜 1基	100人
〃	福祉センター	米15kg(150人) 40分	釜 2基	150人
黒川	黒川 ふれあいセンター	米27kg(270人) 40分	釜 1基 炊飯器 1台	270人
〃	黒川いこいの家	米20kg(200人) 40分	炊飯器 1台 釜 3基	200人
佐見	佐見 ふれあいセンター	米20kg(200人) 40分	炊飯器 2台 釜 3基	200人
〃	佐見むつみ会館	米20kg(200人) 40分	釜 3基	200人

(3) 避難所における供給

大規模な災害の発生により指定避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段階	食料
第1段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第2段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第3段階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し

また、食料(生活必需品等含む。)の供給の流れと実施担当は、次のとおりである。



(4) 炊き出しの方法

ア 集団給食施設の利用

炊き出しは、町（町民班、給食支援班）が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施にあたっては、次の点に留意する。

- a 町において直接実施することが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。
- b 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。
- c 炊き出し場所には町の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを指定避難所等の施設において行う場合は、派遣職員が兼ねてあたる。

また、供給品目は原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

- (a) 弁当、おにぎり等
- (b) 乾パン、生パン、缶詰、インスタント食品等
- (c) 乳幼児については粉ミルク
- (d) 副食品

副食は、災害発生直後の混乱時あるいは給食者が分散しているとき等、副食の配分が困難なときにあつては、缶詰、ビン詰、梅干、漬物等の輸送配分に便利なものによる。なお、給食が長期にわたるような場合にあつては、栄養価を考慮して実施しなければならないが、食器を必要とするような副食は、事態が平静化し、食器が支給されあるいは確保できた後行う。

(e) 湯茶

防疫上、生水の飲用をさけるため、炊き出しにあわせ必ず湯茶を供給する。

湯茶は、被災者の所持する水筒等の容器に供給するほか集団的に食事をし、あるいは受け入れる場所には、湯茶及び容器を備え付け供給する。

イ 業者委託

町の給食センター及び米飯業者における炊き出しが適当な場合、町（町民班、給食支援班）はそれら業者に献立、費用基準等を示して委託し、あるいは購入する。委託する場合にあつては、必要に応じて原材料を給付するが、米穀については、給付することを原則とする。ただし、米穀を購入し給付するいとまがないときは、とりあえず業者所有米穀を立替使用する。

ウ 家庭炊き出し

被災をまぬがれ、あるいは災害の危険のない地域の家庭で分散して炊き出しを行うことが適当な場合は、自主防災組織又はボランティアを通して各家庭に割当て主食（弁当又は握り飯等）の炊き出しを行う。この場合の副食は、町本部において一括購入し炊き出し品と合わせて配分するが、この方法は災害発生後1～2食分について行い、できる限り速やかに集団給食施設利用による炊き出しに切り替える。なお、家庭炊き出しにあたっての米穀等原材料は町本部長（町長）が一括購入確保しこれを

配分して行うことを原則とするが、そのいとまがないときはとりあえず各家庭等において原材料等を立替使用する。

(5) 給食責任者の配置

- ア 各炊き出し場所には、町本部職員のうちから連絡責任者を派遣駐在させ、炊き出しの円滑を期する。ただし、指定避難所等の施設において炊き出しを実施する場合にあつては、駐在員に炊き出しの連絡責任者を兼ねさせる。
- イ 連絡責任者は、町民班及び給食支援班の指示に従って、次の事項を処理する。
 - a 炊き出しの実施及び配分割当てを行い、又は指揮すること。
 - b 炊き出し品を食事場所（配分場所）まで輸送すること。輸送にあたって自動車等を必要とする場合にあつては、財産管理班に連絡し、自動車等を確保して行う。
 - c 炊き出し施設を管理し、給食原材料等物品の出納管理を行うこと。
 - d 炊き出し日誌（様式適宜）を備え付け、炊き出しに関する記録をすること。

(6) 配分

炊き出し品その他食品の給与は、次による。

- ア 引継ぎ
 - 連絡責任者は、炊き出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐ。
 - a 指定避難所等の施設にあつては、避難駐在員、避難者による自治組織役員及びボランティア
 - b 災害応急対策従事者にあつては、その部隊（団体）の指揮者
 - c 分散受入れされている被災者にあつては、その地区の奉仕団及び自主防災組織役員（自治会長、民生委員又はボランティア団体役員等）
- イ 配分
 - 引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次による。
 - a 指定避難所等における配分は、駐在員が世話人及びボランティアの協力を得て各世帯別に配分する。
 - b この場合は、その状況を受入者名簿に記録しておく。
 - c 分散受入者に対する配分にあつては、配分責任者は、名簿（受入者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録する。
 - d 上記の記録は救助終了後、町（町民班）に引き継ぐ。

(7) 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として町（町民班）において、管内の米穀販売業者等から購入する。

(8) 副食等の確保

町（町民班）は、炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保する。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市

町村において確保輸送し、あるいは確保の斡旋をする。

また、必要に応じて、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

(9) 応援等の手続

町において、炊き出し等食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等を要請する。

(10) 食品衛生

町（町民班、給食支援班）は、炊き出しにあたっては、常に食品衛生に心がける。

(11) その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

第19節 給水活動

【総務課・保健福祉課・建設環境課】

1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

飲料水の供給は、水道環境班が担当し、災害救助による給水は、保健班の協力を得て実施するものとし、その他の場合の給水は、水道環境班において直接実施する。

ただし、町本部において実施できないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規程に基づき、県本部又は県支部若しくは各市町村本部が応援又は協力して実施する。

イ 給水活動における配慮

町（水道環境班）は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。飲料水の供給にあたって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

- a 指定避難所及び炊き出し場所
- b 病院（手術、入院施設のあるものを優先）
- c 社会福祉施設
- d 断水地域の住民、施設

(2) 取水及び浄水方法

町（水道環境班、保健班）は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過したのち、滅菌して給水する。

(3) 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給し、又は確保する。

ア 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により運搬、供給する。

イ 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。

ウ 家庭用井戸等を使用し、確保するようなときにあつては、防疫その他衛生上浄水剤を投入し、あるいは交付して行う。

- エ 消毒の方法については、「第3章 第27節 防疫・食品衛生活動」による。
- オ 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。

(4) 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

その他、町本部において飲料水の供給ができないときの応援要請の手続は、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規程の定めるところによる。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

参考資料 10 給水計画に関する資料

第20節 生活必需品供給活動

【総務課・企画財政課・振興課・保健福祉課】

1 方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施機関

衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、福祉班及び交通・経済班が実施する。災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町本部において行う。

ただし、県本部長が現地において直接確保することを適当と認めたときは、県支部又は町本部において確保し、また町本部において配分、支給することができないときは、県支部その他の機関が協力して実施する。

イ 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

(2) 生活必需品の確保

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- a 寝具（毛布、布団等）
- b 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- c 肌着（シャツ、パンツ等）
- d 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル等）
- e 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- f 食器（茶わん、皿、はし等）
- g 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- h 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

イ 物資の調達、輸送

町（交通・経済班）は生活必需品の調達及び輸送を行う。地域内において、対応が

不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

a 町内業者等からの調達

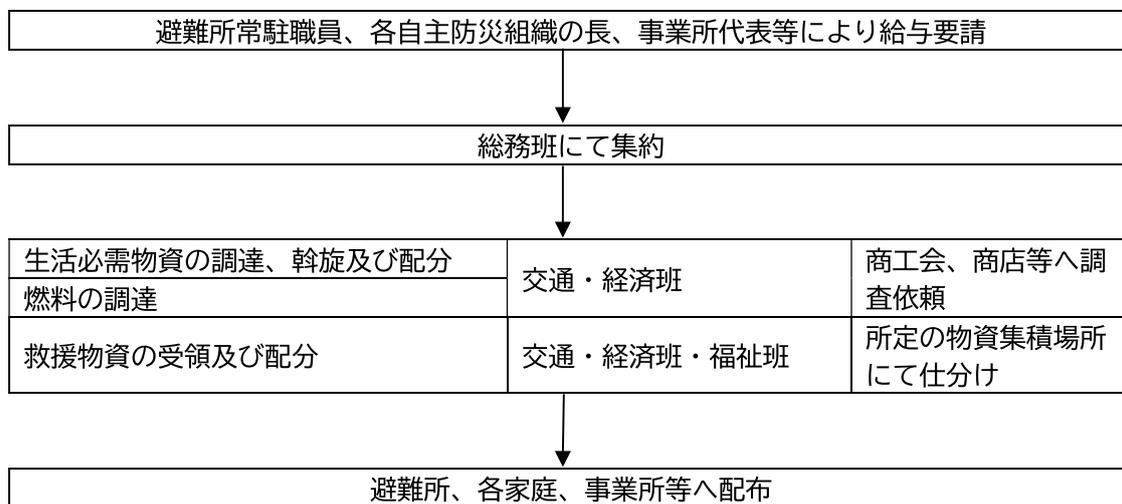
交通・経済班は、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行う。

b 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、町（交通・経済班）が町地域内あるいは隣接地において購入確保する。

(3) 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係班以外の班の応援を行うほか、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行う。



(4) 避難所における供給計画

指定避難所における物資の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段 階	生活必需品等
第 1 段 階 (生命の維持)	毛布等 (季節を考慮したもの)
第 2 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 3 段 階 (自立心への援助)	なべ・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

(5) 物資の割当

物資の割当は、福祉班及び交通・経済班が次の方法で行う。

ア 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」により全失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

イ 注意事項

物資の割当は、次の事項に注意して行う。

- a 割当の基準（県本部長が指示したときはその指示）を変更してはならない。（余剰物資があってもそのまま保管しておく。）
- b 世帯人員は、罹災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定されるものは除かれる。
- c 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれる。
- d 災害発生後出生した者がいるときは、県に連絡した上割り当てる。
- e 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てる。

(6) 物資の給与方法

罹災世帯に対する物資の直接の支給は、町本部の給与責任者が行う。

なお、物資支給の場所は、物資の管理上等から役場（出張所）等において実施することとし、給与責任者があらかじめ給与の場所、日時を罹災者に通知するとともに関係事項を記録する。給与場所を指定避難所等において行うときは、指定避難所等の責任者が給与責任者を兼ねることができる。

(7) 物資の保管（集積場所）

町（福祉班、交通・経済班）は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をする。罹災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合、残余物資の生ずるように輸送される。）町本部は厳重に保管する。

なお、集積場所は比較的被害の少ない地域の公共施設で、輸送手段の確保出来る場所を選定するが、本町においては災害時の道路網寸断の可能性が高いため、被害状況によ

り隣接市町村に物資保管場所の設置を依頼することも検討する。

参考資料 11 生活必需物資供給に関する資料

(8) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【総務課・保健福祉課・教育課】

1 方針

災害時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

2 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策

総務班と福祉班は連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

町（総務班、福祉班）は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

また、町（総務班、福祉班）は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所又は福祉避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講ずる。

ア 入所者の保護

a 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

b 臨時休園等の措置

保育園にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な

場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、保育園に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

c 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町、県に連絡又は要請する。

d 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

e 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町、県に連絡しその応援を要請する。

f 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について町、県に連絡しその支援を要請する。

g 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

イ 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

(3) 外国人対策

ア 各種通訳の実施

県は、財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

イ 正確な情報の伝達

町（総務班、福祉班）は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネット等を通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、指定避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第22節 帰宅困難者対策

【総務課・振興課】

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害時の安否確認の支援、被害情報の伝達、指定避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 実施内容

(1) 住民、事業所等の啓発

町（総務班、交通・支援班）は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

また、民間事業者等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(2) 避難所対策、救援対策

町（総務班）は、帰宅途中で救援が必要になった人、指定避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

町（総務班）は、民間事業者、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

第23節 応急住宅対策

【総務課・保健福祉課・建設環境課・町民課・振興課】

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活が可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章 第17節 避難対策」の定める指定避難所の開設及び受入れによる。

2 実施内容

(1) 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。

対 策 種 別		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自 費 建 設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設受入れ	(1) 公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への特定入居又は目的外使用
		(2) 社 会 福 祉 施 設 への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。	
5 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		

対策種別		内容
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が除去する。
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2) 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町本部長（町長）が行う。

町（管理班）は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。また、町（管理班）は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速に斡旋できるように準備する。

町（管理班）は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県の応援、企業等の協力を得て実施する。

(3) 応急仮設住宅の建設

町（管理班）は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、町において決定する。

なお、町は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておく。

仮設住宅入居者が多数に上る場合は、以下の施設用地を応急仮設住宅建設地として確保する。

用地の名称	有効（敷地）面積	他の用途
油井運動場	6,000 (35,000) m ²	避難所、広域緊急援助部隊（警察）
美濃白川クオーレの里芝の広場	8,500 (9,842) m ²	避難所、災害派遣部隊（自衛隊）
切井運動場	3,000 (4,186) m ²	避難所、災害派遣部隊（自衛隊）
三川運動場	2,000 (2,218) m ²	避難所、災害派遣部隊（自衛隊）
黒川小学校運動場	8,500 (15,121) m ²	避難所、災害派遣部隊（自衛隊）
佐見小学校運動場	4,000 (4,500) m ²	避難所、災害派遣部隊（自衛隊）

(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む。）の運営管理

町（管理班、保健班）は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性やこどもの参画を推進し、女性やこどもを始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(5) 要配慮者への配慮

町（福祉班、管理班）は、応急仮設住宅への入居について、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

(6) 住宅の応急修繕

町（福祉班）は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。応急処理に必要な木材等については、町（林務班）が調達する。

(7) 障害物の除去

町（管理班）は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。

(8) 低所得世帯に対する住宅融資

町（福祉班）は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造するなどのため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

(9) 生活保護法による家屋修理

町（福祉班）は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

- ア 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

イ 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として、アによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

ウ 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

(10) 社会福祉施設への入所

町（福祉班）は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

町本部は、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

(11) 適切な管理のなされていない空き家等の措置

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(12) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

(2) 医療救護活動

ア 町の医療救護活動

町（保健班）は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請するが、緊急を要する場合でそれが困難なときは、隣接市町本部に対して要請をする。

要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- a 医療、助産救助実施の場所
- b 当該地域における対象者及び医療機関の状況
- c 実施の方法及び程度（派遣医療救護チーム数等）
- d その他必要な事項

イ 医療救護活動の原則

医療救護活動は、町の調整のもと、白川病院及び大賀医院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努める。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

ウ 重症者等の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送は、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、町（保健班）及び医療救護班で確保した車輛により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

エ トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努める。

オ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

町本部は、必要に応じて医療関係機関又は県に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点等の確保を図る。

カ 後方医療活動の要請

a 広域後方医療活動の要請

町本部は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本

赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構) に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

b 広域医療搬送拠点への重傷者等の搬送

町本部は、関係機関と連携し、町内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者等の搬送を実施する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

なお、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から、県内の医療機関までの重症者の搬送を実施する。

(3) 医薬品等の確保

ア 基本方針

町(保健班)、県及び岐阜県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図る。

イ 医薬品等(血液を除く。)の確保

町(保健班)は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請する。

(4) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

参考資料 12 医療・救護に関する資料

第25節 救助活動

【総務課・消防団】

1 方針

町は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に受入れするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

2 実施内容

(1) 救助活動

町（総務班、消防団）及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に受入れする。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど、実情に即した方法により速やかに行う。

(2) 応援の手続

町本部は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。）は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第26節 遺体の搜索・取扱い・埋葬

【総務課・町民課・消防団】

1 方針

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施内容

(1) 遺体の搜索

町（町民班）は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに受入れする。

なお、行方不明の状態にある者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される者があるときの遺体搜索は次による。

ア 搜索の方法

- a 町民班は、遺体搜索の必要があるときは、消防部と協議してその対策をたて、その実施を消防部又は自主防災組織に要請する。
- b 搜索作業は消防部長又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね「第3章 第25節 救助活動」に定める方法によって行う。

イ 応援の要請

- a 町本部は、災害条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により町本部においてその実施ができないときは、県支部総務班・保健班に応援の要請をする。ただし、急を要する場合等で下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村に応援を要請する。
- b 応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。
 - (a) 遺体が埋没しあるいは漂着していると思われる場所
 - (b) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
 - (c) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
 - (d) その他必要な事項

(2) 遺体の取扱い、収容等

ア 遺体の取扱い

町（町民班）は、遺体を発見した場合は、県警察に届出を行い、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の収容

町（町民班）は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡ししが困難な場合

は、次の措置をとる。

- a 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。
- b 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
- c 医師による死因その他についての検査を行う。

ウ 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう町、指定公共機関等と密接に連携する。

エ その他

町（町民班）は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の埋葬等

ア 遺体の埋葬

町（町民班）は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵するなど必要な措置をとる。

なお、埋葬の実施にあたっては次の点に留意を要する。

- a 事故死等による遺体については、県警察から引継ぎを受けた後埋葬する。
- b 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査にあたる。
- c 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

イ 広域調整

町（町民班）は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があつた場合においては、別に定められた岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

(4) 遺体安置所の確保

町（町民班）は、指定避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第27節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

【保健福祉課・建設環境課】

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受入れし、衛生状態が悪化しやすい指定避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

2 実施内容

(1) 防疫活動

町（保健班・水道環境班）は、避難所運営マニュアル及び、白川町避難生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドラインに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行う。

- ア 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- イ ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- ウ 指定避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）の規定による当該職員の選任
- オ 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- カ 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

(2) 防疫活動防疫の実施組織

各種作業実施の直結組織として次の班等を編成しておく。

- ア 感染症予防委員の選定
県知事の指示に従って町（保健班）は、感染症予防法の規定による感染症予防委員を選任し、防疫活動に従事させる。
- イ 防疫班の編成
町（保健班）は、防疫実施のため、防疫班を編成する。
防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、おおむね次のとおりとする。

班 長	1 名
班 員（事務職員）	1 名
作業員	3 名

- (注) 防疫班 1 班長は、町本部の衛生担当者をもって当てる。なお、感染症予防員と兼ねる。
2 作業員若干名は、奉仕団の男子団員をもって当てる。

(3) 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行う。

作業区分		実施内容（町機関）	備考
検病調査		情報提供等協力	患者発生の届出（医師）
健康診断		対象人員把握等協力	
臨時予防接種		予防接種の実施（保健班）	
清潔方法		1 公共施設の清掃 2 ごみ、し尿等の収集、処分 （水道環境班）	
消毒方法		内容下記	
内 訳	飲料 水	井戸水	井戸の消毒（保健班・水道環境班）
		水道水	水道水の消毒（保健班・水道環境班）
		町本部供給水	供給水の消毒（保健班・水道環境班）
内 訳	家屋の消毒		家屋内の消毒（保健班）
	トイレの消毒		トイレの消毒（保健班）
	芥溜、溝渠等の消毒		芥溜、溝渠、その他周辺の消毒 （水道環境班）
	患者運搬用器具等の消毒		患者運搬用器具等の消毒（保健班）
ねずみ昆虫等の駆除		ねずみ、昆虫等の駆除の実施 （保健班・水道環境班）	
家用水の供給		家用水の供給（保健班・水道環境班）	
感染症患者の措置		受入れ、診療（保健班）	

(4) 応援の要請

町（保健班）は、被害が甚大で町限りで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他の市町村又は県支部保健班からの応援を得て実施する。

第2項 食品衛生活動

【保健福祉課】

1 方針

災害時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 実施内容

(1) 食品関連施設に対する監視指導

町（保健班）は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

(2) 食中毒発生時の対応

町（保健班）は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

第28節 保健活動・精神保健

【総務課・保健福祉課】

1 方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、町が指定避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施内容

(1) 保健活動

ア 体制

保健所では、下記のとおり保健活動チームを編成するので、町においても保健師等を中心に協力を行う。

避難所巡回保健チーム：	医師 1、精神科ソーシャルワーカー、保健師 2
歯科チーム：	歯科医師、歯科衛生士
リハビリチーム：	医師、理学・作業療法士、保健師、看護師
栄養チーム：	栄養士 1～2
臨床心理チーム：	臨床心理士 1～2
家庭訪問チーム：	保健師 1～2
仮設住宅訪問チーム：	保健師 1～2
避難所巡回検診チーム：	医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師

イ 活動内容

町（保健班）は、県と連携をとりチームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

- a 指定避難所及び自宅、仮設住宅等の罹災者の生活状況の把握及び生活環境の整備
 - (a) 指定避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導
 - (b) 指定避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
 - (c) 手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
 - (d) 衣類・寝具による体温調節及び清潔の状態の把握と調整及び指導
 - (e) 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
 - (f) 食事の摂取状況の把握と調整及び指導

- (g) 活動状況の把握と調整及び指導
- b 指定避難所における巡回健康相談等の実施
 - (a) 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。
 - (b) 症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の患者の管理と生活指導
 - (c) 被災による症状や障がいのある患者の観察と疾病管理及び生活指導
 - (d) 慢性疾患患者の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - (e) 寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - (f) 妊婦の生活指導と管理
 - (g) 乳幼児の生活指導と管理
 - (h) 高齢者の生活指導と管理
 - (i) 難病・身体障がい者の生活指導と管理
 - (j) 感染症の患者の管理と生活指導
- ウ 保健所・町における訪問指導の実施及び強化
 - a 感染症、難病、精神障がい者、ねたきり老人、認知症、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。
 - b 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
- エ 保健所・町における定例保健事業の実施
- オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

(2) 精神保健

町（保健班）は、保健所との連携により、管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに罹災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

町及び保健所の実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

- ア 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保
 - a 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等促進
 - b 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等
- イ 精神科入院病床の確保
 - 入院必要患者に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保
- ウ 24時間精神科救急体制の確保
 - a 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
 - b 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
- エ 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
 - 閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置(精神科救護所等)と早期再開
- オ 罹災者の心の傷へのケア
 - 被災に伴う健常者の反応性病状としてのPTSD(心的外傷後ストレス障害)、不眠や不安、焦燥感、無力感等への相談、診療、サポートが必要となる。
 - a 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及

- b 心の健康に関する相談体制の充実
 - (a) 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - (b) 民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - (c) 指定避難所等への相談所開設
 - (d) 仮設住宅、家庭等への巡回相談
- c 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整
- カ 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア
 - 不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況の発生には、次のとおり対処する。
 - a 民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等
 - b 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

(3) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援等の専門的な支援を実施する。

第29節 環境衛生・廃棄物処理

【総務課・建設環境課】

1 方針

ごみ、し尿の処理について、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障を来すおそれがある。

災害時における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。

2 実施内容

(1) ごみ、し尿の処理活動

災害時における被災地の道路、溝渠、公共施設の清掃と、し尿、ごみ等の収集処分は可茂衛生施設利用組合と協力のうえ、水道環境班が行う。

水道環境班及び可茂衛生施設利用組合は、清掃班を編成し、災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成し、清掃班を構成する人員、資器材等は次のとおりとし、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

また、必要に応じて奉仕団員の動員又は労務者の雇上げにより作業員を確保する。

	班 員	作業機具	車 両
清 掃 班	<ul style="list-style-type: none"> ・班 長 ・運 転 手 ・作 業 員 	<ul style="list-style-type: none"> ・スコップ ・草笥 ・トラクターショベル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町有車両 ・業者保有車両

(2) 清掃方法

ア ごみ処理

町（水道環境班）は、ごみ収集車の確保について、町所有のものを利用するが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得る。

a 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。

b 収集方法

ごみの収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

c ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されるこ

とからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

また、災害時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図る。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

イ し尿処理

町（水道環境班）は、し尿収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力を依頼する。

a 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

b 収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

c し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

ウ 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開するなど周知に努める。

エ 災害廃棄物の処理

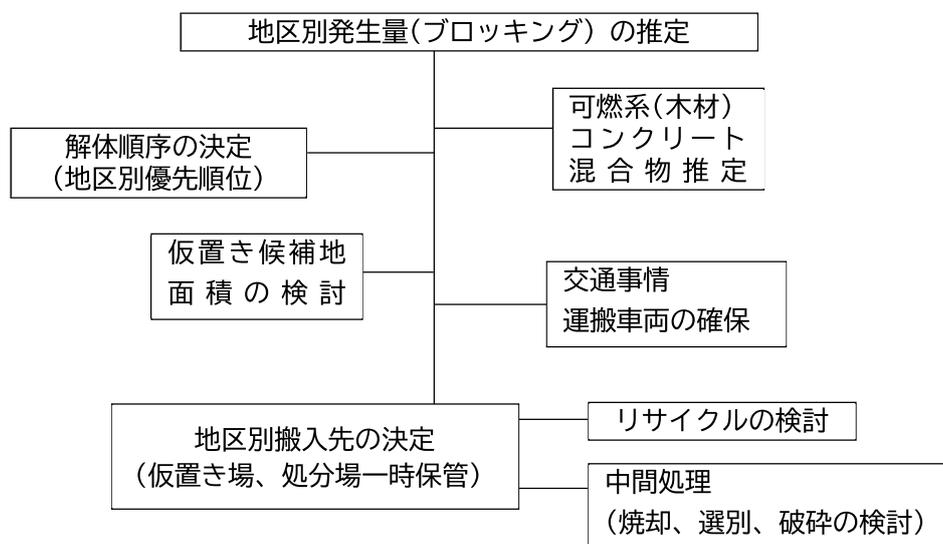
町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

なお、災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

【災害廃棄物の処理計画フロー】



注1 優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

注2 リサイクルの検討 一例ー 木くず：チップ化による利用
コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
金属：製鋼原料等による再生利用
畳：堆肥化し、肥料として再利用

(3) その他関連対策

町（水道環境班）は、指定避難所の開設等に伴い仮設トイレを設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備されたトイレ（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含み、以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、町備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

なお、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

第30節 家庭動物等の救援

【総務課・建設環境課】

1 方針

災害時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 実施内容

町（水道環境班）は、被災した家庭動物の保護受入れ、特定動物の逸走対策、飼い主等からの一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。

(1) 被災地域における動物の保護

町（水道環境班）は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、受入れ、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

町（水道環境班）は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物とともに避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、必要に応じて受入施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努める。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

第31節 災害義援金品の募集配分

【総務課・保健福祉課・会計室】

1 方針

住民及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施内容

(1) 義援金品の募集

災害義援金品の募集及び配分は、次による。

ア 募集、配分機関

町地域における義援金品の募集及び配分は、町本部（会計班、福祉班）が中心になり、次の各機関が共同し、あるいは協力して行う。

- a 日本赤十字社白川町分区
- b 共同募金会
- c 自治協議会
- d 白川町社会福祉協議会
- e 白川町民生委員協議会
- f 警察機関

イ 募集、配分会議

義援金品を募集し・配分しようとするときは、町（会計班、福祉班）は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集、配分会議」を開催し、次の事項を決定する。ただし、会議を開催するいとまがないときは、関係機関と協議して定める。

a 募集に関する事項

町本部は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を報道機関を通じて一般に公開する。

また、義援物資のリストは、被災地の需給状況を勘案し、逐次改定するよう努める。

- (a) 参加団体
- (b) 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- (c) 募集の種別（義援金、義援物資の別）
- (d) 集積、輸送の場所、方法、期間、振込先金融機関口座等
- (e) その他必要な事項

b 配分に関する事項

- (a) 配分基本方針
- (b) 配分、輸送の時期、方法
- (c) 特殊な金品（条件付金品等）の配分

(d) その他必要な事項

(2) 募集

義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合、県単位機関からの通知を受けた場合又は町単位機関において協議し、募集することに決定したときは、募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて、義援金品の拠出を呼び掛ける。

(3) 集積

ア 各家庭から募集するときは、自治会又は民生委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、又は集積所を指定して、各家庭から持参してもらい、集積する。

イ 事業者等における職場募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において、一括引継ぎを受ける。

ウ 個人等で申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、指定した場所に集積する。

(4) 引継ぎ

ア 募集機関で受け付け、集積単位機関において荷造りし、県機関の指定する場所に集積し引き継ぐ。

イ 義援金品の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受を明らかにしておく。

(5) 配分

県機関から配分を受け、又は受け付けた義援金品は、民生委員その他関係者の意見をきき、実情に即して配分する。配分は、できる限り受け付け、又は引継ぎを受けた都度行うようにし、腐敗変質のおそれのある物資については、速やかに適宜の処置をするように配意する。

(6) 義援金品の管理

募集あるいは任意拠出される義援金品の募集、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとし、預金に伴う利子収入は義援金に含める。

- ア 義援金品拠出者名簿
- イ 義援金品引継書
- ウ 義援金品受領書
- エ 現金出納簿
- オ 義援金品受払簿

(7) 費用

義援金品の募集及び配分に要する労力は、できるだけ無料奉仕によるものとし、輸送等の費用は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の負担が不可能な場合は、義援金の一部を充当して差し支えないが、経費の証拠書類は整理保管しておく。

(8) 町本部における分掌

町宛ての見舞金等については、会計班において現金領収をし、保管管理する。

第32節 産業応急対策

【振興課・農林課】

1 方針

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

2 実施内容

(1) 商工業の応急対策

町（交通・経済班・観光班）は、県の実施する対策の広報を行うなど、協力する。

(2) 観光客等の応急対策

ア 応急対策

観光施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策にあたる。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。

イ 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに町（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

(3) 農作物の応急対策

ア 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平時から備蓄しておくが、なおかつ不足し確保できないときは、町本部は、県又はJAに確保斡旋の要請をする。

イ 病虫害防除対策

a 病虫害防除指導の徹底

町は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報等に基づき、県病虫害防除所、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底にあたる。

b 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、町本部は、県に確保斡旋の要請をする。

c 防除器機具の整備

町（農務班）は、病虫害防除機具の整備に努め、その整備について指導にあたる。なお、町本部は、緊急防除にあたって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をする。

ウ 肥料等の確保

町本部は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県又はJ Aに確保斡旋の要請をする。

(4) 畜産の応急対策

ア 家畜の診療

町（農務班）は、災害のため家畜飼育者が平時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、共済組合に要請する。なお、共済組合において実施ができないときは、県家畜保健所に家畜の診療について要請する。

イ 家畜の防疫

町（農務班）は、県家畜保健所が行う家畜の防疫活動に協力する。

ウ 家畜の避難

町（農務班）は、県家畜保健所から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

エ 飼料等の確保

町本部は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、県又はJ Aに確保斡旋の要請をする。

オ 青刈飼料等の対策

町（農務班）は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受け全壊又は回復の見込みが少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。一部分の被害で回復の見込みのある場合は、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導する。なお、災害時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、県又はJ Aに確保斡旋の要請をする。

(5) 林地、林産物等の応急対策

ア 林地の対策

町本部は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

イ 造林木の対策

a 倒木対策

町（林務班）は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導する。

b 資材等の調達

町本部は、災害に備えて、町あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、災害時にそれら資機材が不足するときは、県に確保斡旋を要請する。

ウ 苗木等の対策

a 苗木種子の確保

町本部は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保斡旋を要請する。

b 病虫害の防除

町（林務班）は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図る。

エ 一般林産物及び施設の対策

a 被害木の処理

町（林務班）は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。

b 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失のおそれのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失のおそれがあるときは木材を緊結するなど貯木には十分配慮する。

c 浸水製材施設の処理

町（林務班）は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底にあたる。

オ 特殊林産物及び施設の対策

災害時におけるしいたけ等の特殊林産物及びその施設の対策は、次による。

a 復旧用原木ほだき等の確保

災害のため特殊林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、種菌等が不足し確保できないときは、県に確保斡旋を要請する。

b しいたけ等の病虫害対策

町（林務班）は、森林組合等と協力して、災害時におけるシイタケ菌の健全な生育に障害を与える害菌の防止についてその指導徹底にあたる。なお、害菌防止のための薬品については、災害多発地域にあたっては、森林組合あるいは生産者は、薬品を備蓄しておくように努め、町本部は災害が発生しその確保ができないときは、県に確保斡旋を要請する。

(6) 干害応急対策

ア 応急対策

町（農務班）は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずる。

イ 応急対策用ポンプ

町（農務班）は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する災害応急用ポンプを利用してその対策にあたる。

第33節 公共施設の応急対策

【総務課・企画財政課・建設環境課・農林課】

1 方針

災害時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施内容

(1) 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川施設の応急対策

町、県、その他の河川・ダム・ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

町（管理班・土木班）は、県と協力して土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

また、町（管理班・土木班）は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒・避難体制をとるよう通知する。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。

町（管理班・土木班）は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努める。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求めるなど必要な処置をとる。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

(5) 公共建築物の応急対策

町（財産管理班）、県等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設等の利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

第34節 ライフライン施設の応急対策

【総務課・建設環境課】

1 方針

電気、ガス、上水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施する上で、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

2 実施内容

(1) 水道施設

ア 緊急要員確保

町（水道環境班）は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

イ 被害状況調査及び復旧計画の策定

町（水道環境班）は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

ウ 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

町（水道環境班）は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

エ 応援要請

町（水道環境班）は、応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援要請をする。

オ 重要施設への優先的復旧

町（水道環境班）は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(2) 電気施設

ア 町の応急対策

a 連絡調整

町（総務班）は、災害時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

b 応援要請

町（総務班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

イ 電力会社の応急復旧対策

- a 災害対策本部の設置
- b 緊急要員の確保
- c 情報収集・連絡体制
- d 復旧用資機材及び輸送手段の確保
- e 災害時における危険予防措置
- f 高圧発電機車による電源確保
- g 災害時における広報活動
- h 重要施設への優先的復旧

(3) 鉄道施設

ア 町の応急対策

a 連絡調整

町（総務班）は、災害時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

b 応援要請

町（総務班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

イ 鉄道事業者の応急復旧対策

- a 災害対策本部の設置
- b 緊急要員の確保
- c 情報収集・連絡体制
- d 駅構内等の秩序の維持
- e 輸送の確保
- f 資機材及び車両の確保
- g 応急復旧
- h 災害時における広報活動

(4) 電話（通信）施設

ア 町の応急対策

a 連絡調整

町（総務班）は、災害時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

b 応援要請

町（総務班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

イ 電気通信事業者の応急復旧対策

- a 災害対策本部の設置
- b 緊急要員の確保
- c 情報収集・連絡体制
- d 通信の非常そ通措置
- e 資機材及び車両の確保
- f 応急復旧
- g 災害時における広報活動
- h 重要施設への優先的復旧

(5) 放送施設

ア 町の応急対策

町（総務班）は、災害時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 放送事業者の応急復旧対策

- a 災害対策本部の設置
- b 緊急要員の確保
- c 情報収集・連絡体制
- d 放送の継続確保
- e 応急復旧

第35節 文教災害対策

第1項 文教対策

【総務課・教育課】

1 方針

災害時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 実施内容

町（教育班、学校班）は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講ずる。

(1) 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努める。

ア 町立学校

町教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、「第3章 第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき町に伝達されるため、町教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

イ 宿日直の強化

大災害の発生が予想される気象警報発表時等の学校における宿日直者は、職員をそれぞれ2ないし3名待機させ、災害時の対策に万全を期する。

ウ 休校措置

大災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったとき、町（学校班）は各学校と協議し必要に応じて休校措置をとる。なお、休校措置を決定したときは、町（学校班）は直ちに休校の旨を各家庭まで徹底するが、町（学校班）は別に定める連絡系統によって徹底する。

(2) 教育施設の応急対策

学校等の教育施設の災害時における応急対策等は、次に定めるところによる。

ア 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

イ 応急復旧等の措置

学校等は、教育施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議の上、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

ウ 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期する。

(3) 児童生徒等の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童・生徒（以下「生徒等」という。）の保護に努める。

ア 学校の対応

- a 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- b 警報発表時は、教職員の指導のもと、原則として生徒等を学校に待機させる。帰宅させるにあたっては、通学路の安全確認、小集団で下校させるなど必要な措置をとり、生徒等の安全を確保する。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- c 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した生徒等についてbに準じて所要の措置をとる。校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は、生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させるなど必要な措置をとる。

イ 教職員の対処、指導基準

- a 災害発生の場合、生徒等を教室等を集める。
- b 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- c 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- d 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- e 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- f 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- g 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

(4) 教育活動の早期再開

町教育委員会及び県教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- a 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- b 公立学校の相互利用
- c 仮設校舎の設置
- d 公共施設の利用
- e 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始にあたっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(5) 教員の確保

町教育委員会及び県教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとる。

(6) 児童生徒等に対する援助

ア 被災児童、生徒及び教科書等被災状況の調査、報告

町本部は、災害が発生し、学用品等の支給の必要があると認めたときは、次の方法で調査し報告する。

a 罹災児童生徒の調査

町（学校班）は、災害時終了後速やかに児童、生徒（又は保護者）について被災児童生徒名簿を作成する。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査、作成する。

本名簿作成にあたっての被災程度の区分は、町（教育班）で調査作成されている調査表又は罹災者台帳等による程度区分に従う。

b 被災教科書等調査集計

被災児童生徒名簿により被災教科書等を調査集計し、被災教科書報告書を作成する。

イ 学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を町教育委員会を通じて調査する。調査の結果、町において学用品の確保が困難なときは、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

ウ 就学援助

町（教育班）は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

エ 学校給食及び応急給食の実施

学校は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について必要な措置をとる。

オ 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、「第3章 第27節 防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

カ 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

キ 心の健康管理

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

(7) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

【総務課・教育課】

1 方針

災害時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生したとき、被害の状況を町に報告する。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

町（施設支援班）は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に指定避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

(3) 文化財の対策

町（施設支援班）は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

参考資料 13 観光施設・文化財に関する資料 13-2 文化財一覧

第36節 災害警備活動

【各課共通】

1 方針

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど、社会混乱の抑制に努める。

2 実施内容

災害及び突発重大事案が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おおむね次に掲げる対策を講ずる。

- ア 早期警備体制の確立
- イ 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- ウ 被害実態の早期把握
- エ 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- オ 行方不明者の調査
- カ 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- キ 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- ク 住民等による地域安全活動への指導、連携
- ケ 自主防災組織等、コミュニティにおける活動との連携を強化
- コ 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- サ 不法事案等の予防及び取締り
- シ 被災地、指定避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- ス 避難路及び緊急交通路の確保
- セ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ソ 広報活動
- タ 遺体の見分、検視等
- チ 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

第37節 事故災害対策

【各課共通】

1 方針

航空機の墜落、鉄道における列車事故、道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等の事故による多数の死傷者等の発生といった事故災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施内容

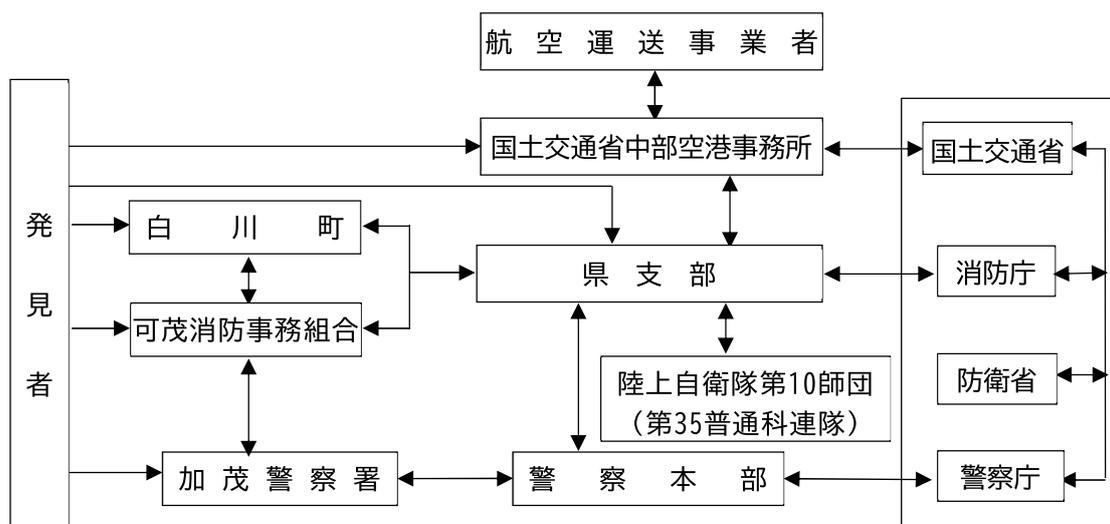
(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び事業者は、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

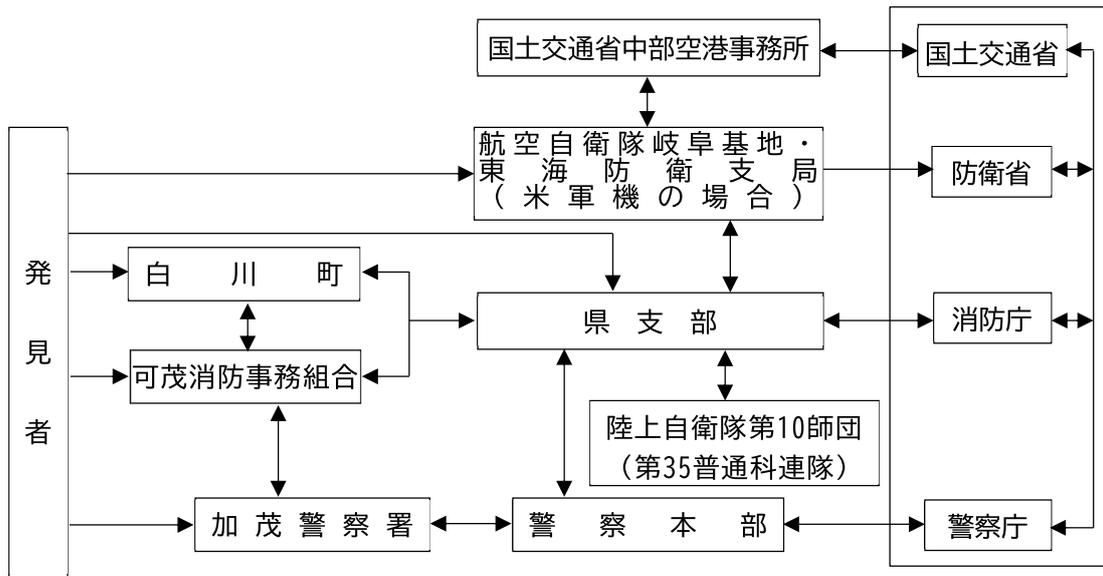
なお、詳細については、「第3章 第7節 通信の確保」による。

ア 情報通信連絡系統

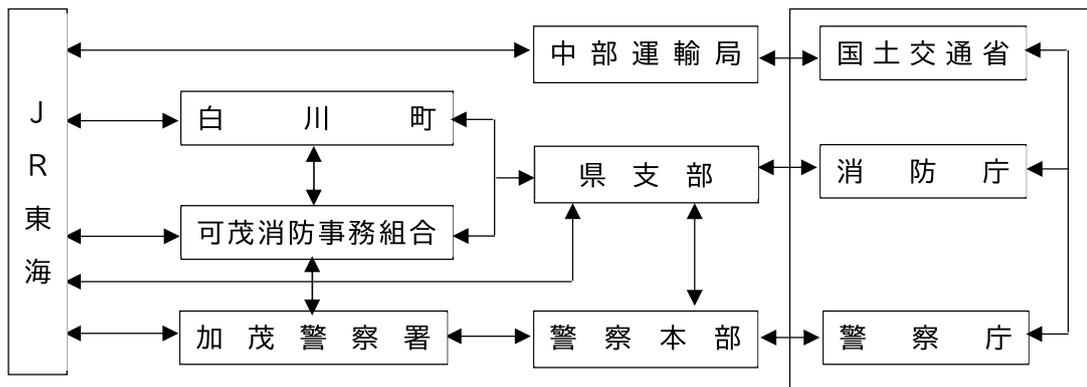
a 民間航空機の場合



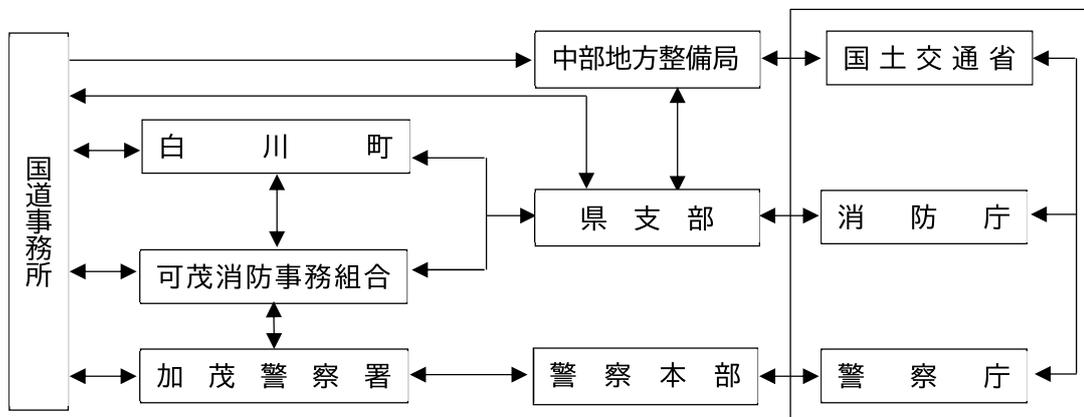
b 自衛隊機、米軍機の場合



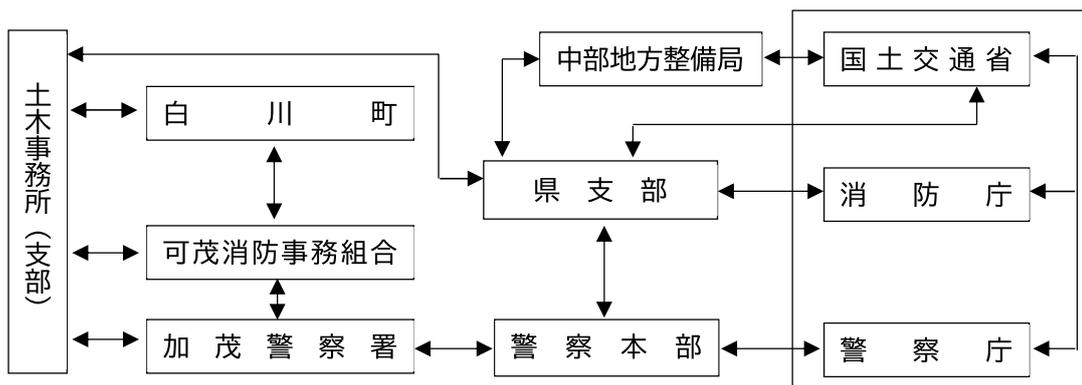
c 鉄道災害



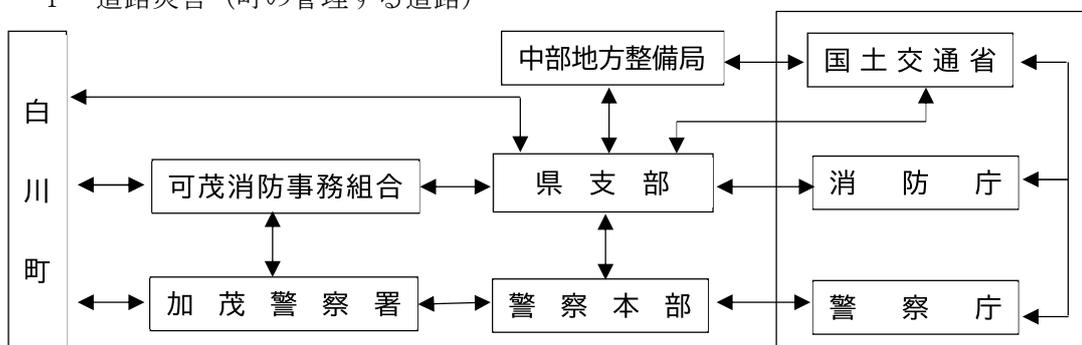
d 道路災害 (国の管理する道路)



e 道路災害（県の管理する道路）



f 道路災害（町の管理する道路）



イ 実施事項

災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

また、町は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて県に「岐阜県災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請することができる。

(2) 災害広報の実施

「第3章 第10節 災害広報」を準用する。

(3) 応急活動体制の確立

「第3章 第1節 活動体制」を準用する。

(4) 救助・救急活動

「第3章 第11節 消防・救急・救助活動」を準用する。

(5) 医療・救護活動

「第3章 第24節 医療・救護活動」を準用する。

(6) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

「第3章 第26節 遺体の捜索・取扱い・埋葬」を準用する。

(7) 交通規制の実施

「第3章 第6節 交通応急対策」を準用する。

(8) 自衛隊派遣要請

「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

(9) 広域応援要請

事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第38節 放射性物質災害対策

【各課共通】

1 方針

放射性物質の取扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

2 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

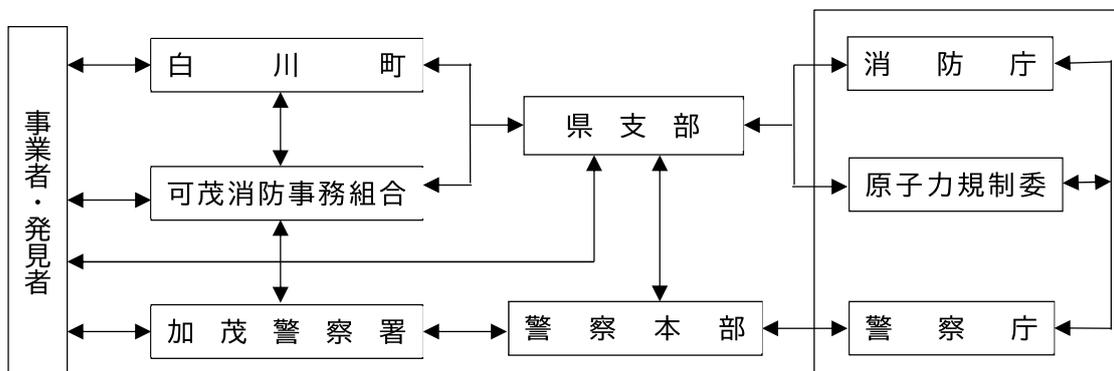
ア 災害情報の収集、連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町等へ連絡する。

町本部は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



ウ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、町、県等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

エ 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者、町本部は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

なお、詳細については、「第3章 第7節 通信の確保」を準用する。

オ 自衛隊の災害派遣

「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

(2) 活動体制の確立

「第3章 第1節 活動体制」を準用する。

(3) 災害の拡大防止活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

町本部は、放射性物質による災害時に放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずる。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

「第3章 第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章 第25節 救助活動」を準用する。

イ 医療活動

「第3章 第24節 医療・救護活動」を準用する。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

エ 交通の確保

「第3章 第6節 交通応急対策」を準用する。

(5) 放射性物質の漏洩に対する応急対策

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、直ちに防除措置を講ずる。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

町本部は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

町（総務班、福祉班、教育班）は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 指定避難所

町本部は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、「第3章 第17節 避難対策」に定めるところによる。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者、町本部は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第39節 危険物等災害対策

【各課共通】

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

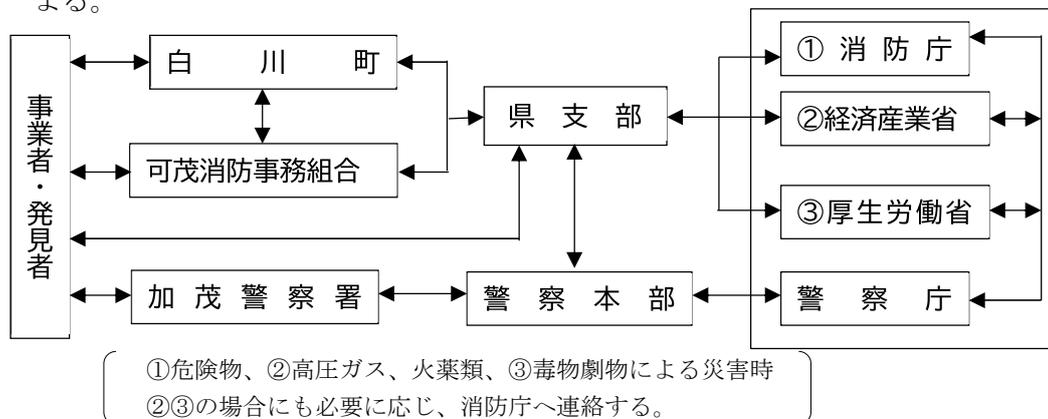
ア 災害情報の収集、連絡

危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市町村等へ連絡する。

町本部は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



ウ 応急対策活動情報の連絡

危険物等取扱事業者は、県及び市町村に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

エ 通信手段の確保

危険物等取扱事業者、町本部は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における町の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、「第3章 第7節 通信の確保」を準用する。

(2) 活動体制の確立

ア 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

ウ 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請する。

エ 自衛隊の災害派遣

町本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県知事は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

オ 防災業務関係者の安全確保

町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

(3) 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずる。

町本部は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずる。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

町本部は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、「第3章 第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章 第25節 救助活動」を準用する。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町本部は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、「第3章 第24節 医療・救護活動」を準用する。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

エ 交通の確保

町（管理班）は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(5) 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずる。

町本部は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

町（総務班、福祉班、教育班）は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 指定避難所

町本部は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章 第17節 避難対策」を準用する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、町本部は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第40節 林野火災対策

【各課共通】

1 方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 林野火災に強い地域づくり

町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

(2) 防災知識の普及

町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発にあたっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

町は、町の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努める。

町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。

なお、詳細については、「第2章 第2節 防災思想・防災知識の普及」を準用する。

(3) 住民の防災活動の環境整備

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。

なお、詳細については、「第2章 第4節 自主防災組織の育成と強化」を準用する。

(4) 林野火災に対する警戒の強化

町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。

また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。

町は、乾燥や強風等の気象状況や林野火災注意報および警報の発令に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール

等の強化など適切な対応を行う。

(5) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関をはじめとする町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

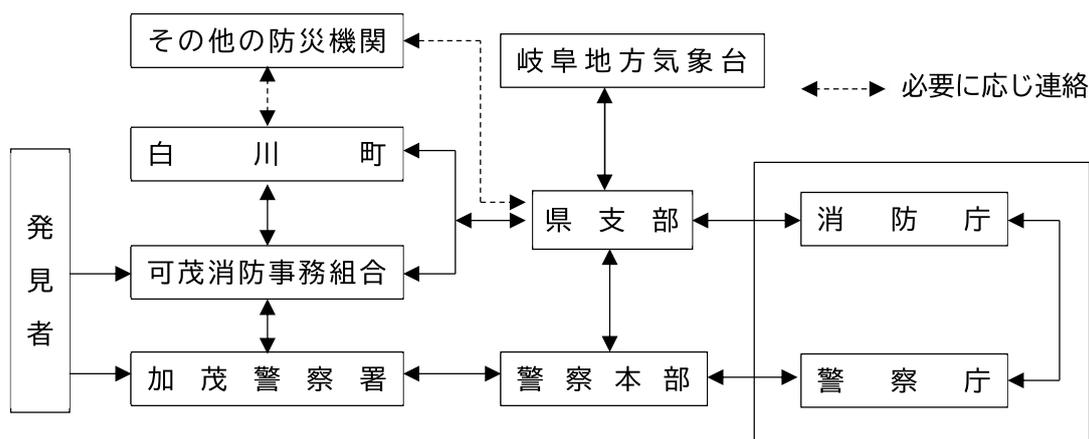
(6) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

町本部は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

エ 通信手段の確保

町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理にあたっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

町（総務班）は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

なお、詳細については、「第3章 第7節 通信の確保」を準用する。

(7) 災害広報の実施

「第3章 第10節 災害広報」を準用する。

(8) 応急活動体制の確立

「第3章 第1節 活動体制」を準用する。

(9) 救助・救急、医療、消火活動等

「第3章 第11節 消防・救急・救助活動」を準用する。

(10) 医療救護活動

「第3章 第24節 医療・救護活動」を準用する。

(11) 消火活動

消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防ぎょ図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。

町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。

町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。

町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

町は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

消防機関等は、火災防ぎょにあたっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防ぎょ図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

消防機関等は、消火活動の実施にあたり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。

応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。

応援部隊は、人員・資機材の搬送にあたって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。

応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携

の強化を図る。

(12) 避難受入活動

ア 避難誘導の実施

町（総務班、福祉班、教育班）は、林野火災により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 避難所

町本部は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章 第17節 避難対策」を準用する。

(13) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

「第3章 第26節 遺体の搜索・取扱い・埋葬」を準用する。

(14) 交通規制の実施

「第3章 第6節 交通応急対策」を準用する。

(15) 自衛隊派遣要請

「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

(16) 応急復旧及び二次災害の防止活動

町（総務班、林務班、農林業施設管理班）は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備推進に努める。

(17) 広域的な応援体制

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行う。

県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。

なお、詳細については、「第2章 第6節 広域的な応援体制の整備」を準用する。

第41節 大規模な火事災害対策

【各課共通】

1 方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施内容

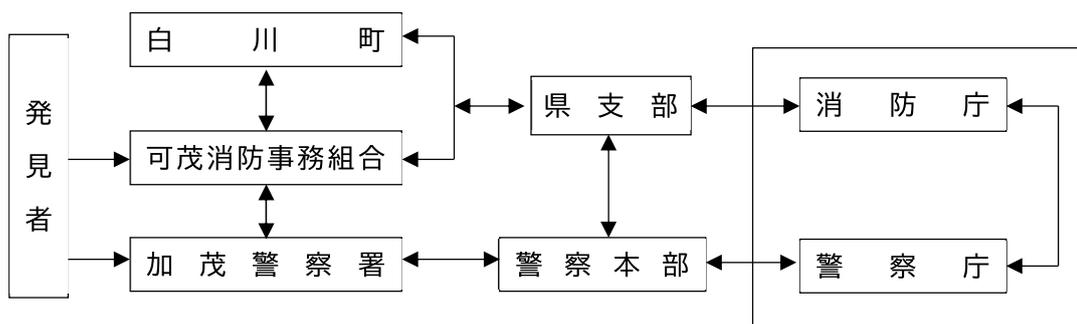
(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

町本部は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

エ 通信手段の確保

町（総務班）は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における町の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、「第3章 第7節 通信の確保」を準用する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の

確保に努める。

ウ 自衛隊の災害派遣

町本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

町本部は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、「第3章 第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章 25節 救助活動」を準用する。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町本部は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請を行う。

なお、詳細については、「第3章 第24節 医療・救護活動」を準用する。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

エ 交通の確保

町（管理班）は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、繁急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(4) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

町（総務班、福祉班）は、大規模な火事により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 指定避難所

町本部は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、「第3章 第17節 避難対策」を準用する。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

町本部は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第42節 大規模停電対策

【各課共通】

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施内容

(1) 広報

町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- ア 停電及び復旧に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図る。

県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

(3) 通信機器等の充電

町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器等の提供に努める。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

【各課共通】

1 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体となって取り組むとともに、県及び国がそれを支援するなど適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、県及び国はそれを支援する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

2 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

町は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針

等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき円滑かつ迅速な復興を図る。

3 人的資源等の確保

町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

4 その他

町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努める。

第2節 公共施設等災害復旧事業

【各課共通】

1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

2 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

- a 河川災害復旧事業
- b 砂防設備災害復旧事業
- c 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- d 地すべり防止施設災害復旧事業
- e 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- f 道路災害復旧事業
- g 下水道災害復旧事業
- h 公園災害復旧事業

イ 農地・農林水産業施設災害復旧事業

- ウ 林地災害復旧事業
- エ 水道災害復旧事業
- オ 住宅災害復旧事業
- カ 社会福祉施設災害復旧事業
- キ 病院等災害復旧事業
- ク 学校教育施設災害復旧事業
- ケ 社会教育施設災害復旧事業
- コ その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、 事業からの暴力団排除

【各課共通】

1 方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

2 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- e 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- f 予防接種法
- g 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- h 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- i 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- a 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- b 都市災害復旧事業国庫補助
- c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設災害関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅等災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業

- g 老人福祉施設災害復旧事業
- h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- i 知的障害者援護施設災害復旧事業
- j 感染症指定医療機関災害復旧事業
- k 感染症予防施設事業
- l 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- m 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - c 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - d 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - c 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - d 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - e 水防資材費の補助の特例
 - f 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - g 公共土木施設、公立学校施設、林道施設、農地等の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 暴力団の排除活動

町は、県警察等と協力し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 被災者の生活確保

【総務課・町民課・保健福祉課・会計室】

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 実施内容

(1) 生活相談

町（福祉班）は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

(2) 被災者への生活再建等の支援

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付を行う。

イ 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

なお、町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずる。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

エ 生活福祉資金

岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受

けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付を行う。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

オ 知事見舞金

県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

カ 罹災証明書の交付

町（町民班）は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

キ 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

ク 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

ケ 災害ケースマネジメント

町は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努める。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

町（町民班）は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

(4) 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

(5) 生活保護制度の活用

町（福祉班）は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図る。

第5節 被災中小企業の振興

【会計室・振興課】

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 支援体制

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(2) 自立の支援

町は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(3) 各種対策

- ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん補率の引上げ及び保険率の引下げ
- ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸付事務等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金の貸付等必要な措置

第6節 農林業関係者への融資

【農林課・会計室】

1 方針

被災農林業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 日本政策金融公庫による融資

町は、農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付の円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金

白川町地域防災計画
【一般対策計画】

令和8年3月改訂

発行 白川町防災会議
編集 白川町総務課

〒509-1192
岐阜県加茂郡白川町河岐1705-2
TEL 0574-72-1311
FAX 0574-72-1317
URL <https://www.town.shirakawa.lg.jp>